

<ISO/WD3 26000 仮訳版>
本文書の無断での引用・転載を禁じます。
(財)日本規格協会

第三次作業文書 (WD3)

ISO TMB /WG SR N 113

Date : 2007-7-23
2007年7月23日

ISO/WD 26000

ISO TMB /WG SR

Secretariat: SIS/ABNT
幹事国 : SIS/ABNT

Guidance on Social Responsibility

社会的責任のガイダンス

警告

この文書は ISO 国際規格ではない。この文書は、見直し及びコメントのために回付されるものである。
この文書は予告なく変更されることがあり、国際規格として引用してはならない。

この原案の受領者が承知している関連特許権があれば、コメントを付けて通知書を提出されるとともに関係書類を提供されるよう求める。

文書タイプ : 国際規格
文書サブタイプ :
文書処理段階 : (20)作成段階
文書言語 : 英語

著作権通知

この ISO 文書は国際規格のための作業原案であり、ISO によって著作権が保護されています。ISO 規格開発プロセスへの参加者が使用するためのものであれば、作業原案又は委員会原案の一切の形式による複製は、ISO の事前の許可なく認められていますが、この文書も、そのいかなる抜粋も、いかなる形式でも、またいかなる目的でも、ISO の書面による事前の許可を得ることなく、複製することも、保存することも又は伝達することもできません。

この文書の販売目的のための複製許可の申請は、下記住所又は申請人が帰属する国の ISO 会員団体宛に出すことができます。

[該当する場合には、作業用文書を作成した TC 又は SC の幹事国を務める ISO 会員団体の著作権担当マネージャの住所、電話番号、ファックス番号、テレックス番号及び電子メールアドレスを表示する。]

販売目的の複製には、著作権使用料又は許諾契約が求められることがあります。

違反者は、告訴されることがあります。

目次

ページ

まえがき	vii
序文	ix
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 組織が活動する社会的責任の背景	4
4.1 歴史的背景及び傾向	4
4.2 社会的責任の概念	5
4.3 理論から実践へ	6
4.4 ステークホルダーアプローチと社会的責任の概念との関係	7
[4.4.1 ステークホルダーアプローチとは何か?]	7
4.4.2 社会的責任にとってステークホルダーアプローチが重要なのはなぜか?	8
4.4.3 ステークホルダーとその利害の正当性	8
4.4.4 ステークホルダーアプローチを採用する利点は何か?	8
5 社会的責任原則	9
5.1 法令順守の原則	10
5.2 国際的に承認されている文書に対する尊重の原則	10
5.3 ステークホルダー及びその関心事の認識の原則	10
5.4 説明責任の原則	10
5.5 透明性の原則	11
5.6 持続可能な発展の原則	11
5.7 倫理的行動の原則	11
5.8 予防的アプローチの原則	11
5.9 基本的人権尊重の原則	12
5.10 多様性尊重の原則	12
6 [社会的責任に関する基本的主題] [社会的責任の中核課題に関するガイダンス]	12
6.1 一般	12

6.2	組織統治	13
6.2.1	論拠	13
6.2.2	原則及び考慮点	14
6.2.3	組織統治の課題1：法令順守	14
6.2.3.1	課題の説明	14
6.2.3.2	関連する活動及び/又は期待	14
6.2.4	組織統治の課題2：説明責任	15
6.2.5	組織統治の課題3：透明性	15
6.2.6	組織統治の課題4：倫理的行動	16
6.2.7	組織統治の課題5：ステークホルダー及びその関心事の認識	16
6.3	人権	17
6.3.1	論拠	17
6.3.2	原則及び考慮点	18
6.3.3	人権課題1：市民及び政治的権利	19
6.3.4	人権課題2：社会的、経済的、文化的権利	20
6.3.5	人権課題3：社会的弱者	21
6.3.6	人権課題4：基本的な労働権	22
6.4	労働慣行	23
6.4.1	論拠	23
6.4.2	原則及び考慮点	23
6.4.3	労働慣行の課題1：雇用及び雇用関係	24
6.4.4	労働慣行の課題2：労働条件及び社会的保護	25
6.4.5	労働慣行の課題3：社会的対話	26
6.4.6	労働慣行の課題4：職場の安全衛生	27
6.4.7	労働慣行の課題5：人的[資源]開発	28
6.5	環境	29
6.5.1	論拠	29
6.5.2	原則及び考慮点	29
6.5.3	戦略、方針、手段]	30
6.5.4	環境課題1：活動、製品及びサービスの環境側面[の特定及び管理]	30

6.5.5	環境課題2：持続可能な消費及び生産の推進	33
6.5.6	環境課題3：持続可能な資源の使用	37
6.5.7	環境課題4：気候変動[防止][取り組み]	38
6.5.8	環境課題5：[生態学的サービスの評価][生態系]	41
6.6	公正な事業活動	43
6.6.1	論拠	43
6.6.2	原則及び考慮点	43
6.6.3	公正な事業活動 課題1：反汚職及び反贈収賄	43
6.6.4	公正な事業活動 課題2：責任ある政治的関与	44
6.6.5	公正な事業活動 課題3：公正な競争	44
6.6.6	公正な事業活動 課題4：サプライチェーンを通じた社会的責任の推進	45
6.6.7	公正な事業活動 課題5：財産権の尊重	45
6.7	消費者課題	46
6.7.1	論拠	46
6.7.2	原則及び考慮点	46
6.7.3	消費者課題1：公正な運営，マーケティング，情報活動	46
6.7.4	消費者課題2：消費者の健康及び安全の保護	48
6.7.5	消費者課題3：製品リコールのメカニズム	49
6.7.6	消費者課題4：環境的及び社会的に有益な商品、サービスの提供及び開発	50
6.7.7	消費者課題5：消費者サービス及び支援	51
6.7.8	消費者課題6：消費者データ保護及びプライバシー	51
6.7.9	消費者課題7：必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス	52
6.7.10	消費者課題8：持続可能な消費	53
6.7.11	消費者課題9：教育及び啓発	53
6.8	[社会開発] [コミュニティ及び社会への貢献]	54
6.8.1	論拠	54
6.8.2	原則及び考慮点	55
6.8.3	社会開発課題1：社会開発への貢献	55
6.8.4	社会開発課題2：経済的發展への貢献	57

6.8.5	社会開発課題 3：コミュニティ参画 [課題]	59
7	組織が社会的責任を実施するためのガイダンス	61
7.1	一般	61
7.2	社会的責任の背景理解	62
7.2.1	主な配慮事項	62
7.2.2	組織のプロフィールの理解	62
7.2.3	社会的責任の境界及び背景の分析	62
7.2.4	ステークホルダーの関心事の理解	63
7.3	ステークホルダーとの協働	64
7.3.1	主な配慮事項	64
7.3.2	ステークホルダーの特定	65
7.3.3	エンゲージメントプロセス	67
7.4	社会的責任の組織の目標及び戦略への統合	68
7.4.1	主な配慮事項	68
7.4.2	社会的責任の原則を採用して組織の声明書に盛り込む	68
7.4.3	目標と戦略の作成	68
7.5	社会的責任の通常業務での実施	69
7.5.1	主な配慮事項	69
7.5.2	意識向上及び能力強化	69
7.5.3	構造を構築し、戦略に照らし合わせて運営を見直す	71
7.5.4	社会的責任の目標設定	71
7.5.5	行動計画、文書、実施	73
7.6	社会的責任に関するコミュニケーション	73
7.6.1	主な配慮事項	73
7.6.2	社会的責任に関するコミュニケーションの種類	74
7.6.3	コミュニケーション及びメディア形態の計画と選択	75
7.6.4	社会的責任のコミュニケーションに関するステークホルダーとの対話	76
7.7	社会的責任の活動及び行動の評価	77
7.7.1	主な配慮事項	77

7.7.2 監視	77
7.7.3 改善の選択肢	78
Annex	79
Bibliography	80
Index	84

まえがき

—省略—

序文

世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任のある行動の必要性をますます強く自覚するようになってきている。社会的責任についてはさまざまな解釈があるから、社会的責任の原則及び実践に関して共通の考え方や理解を得る上で、国際的に受け入れられた規格は有益となるはずである。

社会的責任は、組織の評価方法を左右する重要な要素の一つになりつつある。これは、一つには環境悪化、社会的不公正、企業統治、その他の問題に関する関心の高まりを反映した結果である。組織は、顧客、労働者、メンバー、組合、地域社会、非政府組織、それに貸し手、保険会社及び投資家など、さまざまなステークホルダーの高まる期待を背に受けている。組織の社会的責任の認識は、次の事項を左右しかねない：

- － 組織の名声全般；
- － 労働者及び又はメンバーを引きつけ、離反しないようにする力；
- － スタッフの士気及び生産性の維持；
- － 投資家及び金融界の見方；
- － 組織の製品又はサービスに顧客を引きつけ、そこから離反しないようにする力；
- － 政府、マスコミ、組織が活動する地域、並びに組織のサプライヤ及び仲間との関係の質。

この国際規格は、社会的責任の基本となる原則、社会的責任を構成する問題及び、組織内で社会的責任を実施する方法に関するガイダンスを示す。規格は、政府及び非政府組織並びに企業を含めて、あらゆる種類の組織に適用できるものであり、それは、どのような組織でも社会及び環境に影響を与えるものだからである。規格は、組織が社会的責任に関するパフォーマンスを改善することによってステークホルダーとの相互的な信頼を獲得する手助けとなることを目的にしている。

この規格は、その使用が任意であり、第三者認証を目的としたものではなく、規制又は契約を目的にして使用するものでもない。貿易の非関税障害を作り出すためのものでも、組織の法的義務を変更するためのものでもない。

どのような組織も、この規格を活用し、ステークホルダー対策に取り組み、該当する国際法、国際的に承認された協定及びその他の権威ある法律文書を順守することによって、社会的により責任ある態度をとるようになることが求められる。

この規格は、社会的に責任ある行動を既存の組織戦略、システム、実践及びプロセスに統合することを追求するものであり、結果及びパフォーマンスの改善を重視する。

規格は全体を読んで活用するようになっているが、社会的責任に関する特定の種類の情報を探している読者には、次の概要が役立つかもしれない。

表 1 ISO 26000 の内容の骨子

節のタイトル	節の番号	節の概要
適用範囲	1	規格で取り上げる主題を定義し、制限又は除外項目があれば、それを明示する。
引用規格	2	この規格と併読すべき文書を一覧する。
用語及び定義	3	この規格で使用する重要な用語を明示し、その意味を示す。用語は、社会的責任の概念を理解し、この規格を利用する上で基本的に重要なものである。
組織が活動する社会的責任の背景	4	これまで社会的責任の進展に影響を与え、その性質及び実践に今なお影響し続けている要素、条件及び重要問題について記述する。社会的責任の概念そのものについても－それが何を意味し、どのように組織に作用してくるかについても説明する。
社会的責任原則	5	社会的に責任ある行動の基本原則を紹介する。
[社会的責任の基本主題][社会的責任課題のガイダンス]	6	社会的責任に含まれる、組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業活動、消費者課題並びに[地域及び社会への貢献][社会発展]の[基本主題][中核課題]について説明し、[基本主題][中核課題]ごとに、その論拠、原則及び考慮事項、問題の概要並びに関連する行動及び/又は期待を示す。
社会的責任の実施に関する組織のためのガイダンス	7	組織における社会的責任の統合及び、6節で明らかとなった[具体的な課題を含めて]社会的責任全般の実施に関するガイダンスを示す。
参考文献		組織における社会的責任の理解及び実施に役立つような参考文献を含む。

この規格で、なんらかの規格、規範又はその他のイニシアティブに言及していても、ISO がその規格、規範又はイニシアティブを是認若しくはそれに特別な地位を与えることを意味するものではない。

この規格は、消費者、政府、産業界、労働者、非政府組織(NGO)、サービス、サポート、研究及びその他の六つの異なるステークホルダーグループのエキスパートが参加した、マルチステークホルダープロセスで開発された。透明性とさまざまなステークホルダーグループの幅広い参加の達成に意を尽くした。さらに、発展途上国の参加を促進するように特別に配慮した。

編集委員会の注：この文書の参考文献は、すべて参考文献の箇所にまとめられている。本文中のカッコ内の数字は、参考文献にある引用文献の番号を指している。

1 適用範囲

この国際規格は、その規模又は場所に関係なく、あらゆる種類の組織に、次の事項に関するガイダンスを示す：

- － 原則及び課題の特定；
- － 社会的責任の実践の統合、実施及び推進；
- － ステークホルダーの特定及び関与；
- － コミットメント及びパフォーマンスの周知；
- － 持続可能な発展への貢献。

この規格は、組織が法令順守を超えた活動に着手することを奨励する。

この規格は、社会的責任の分野で共通の理解を促進する。この規格は、社会的責任原則と組織統治の枠組との関係を明確化する。

この規格は、社会的責任に関する他の文書及びイニシアティブを補完する。

この規格の適用に当たっては、国際行動基準が順守されているという条件で、社会、環境、法及び組織の多様性並びに経済状態の相違を考慮に入れてもよい。

この規格はマネジメントシステム規格ではなく、適合性評価又は認証の目的を意図したものではない。

この規格の使用は、政府がこの規格又は、この規格に引用されている他の規格、文書又はツールを是認したり、政府がこの規格に引用された協定及び条約を批准することを意味するものではない。

2 引用規格

この部分は、場合に応じてこの規格と併読しなければならない文書のリストになる。

(現在はタスクグループに割り当てられていない：後日、完成させる。)

3 用語及び定義

3.1

説明責任

責任をもって、組織のとった行動の理由、原因又は動機を説明する組織の義務又は意思

3.2

消費者

商品又はサービスを使用若しくは購入する人

3.3

倫理的な行動

ある特定の社会において適切な又は許容できるものとされる行動

3.4

国際行動基準

広く受け入れられている国際法の原理に則した標準又はパターン

注：国際宣言、決議及び指針にも、関連原則が含まれることがある。

3.5

主要なステークホルダー

[組織が特定した個人又はグループであり、彼らの利害が組織に対して著しい影響を与える、又は組織によって著しい影響を被るものと認められたもの

注:この国際規格の文脈における関連した利害とは持続可能な発展及び社会の福祉に関するものである。]

又は

[個人又はグループの利害が組織によって著しい影響を被る、又は組織の活動における個人又はグループの利害が社会の福祉又は持続可能な発展のために特に重要であると考えられる、個人又はグループ]

3.6

組織

[施設の有無にかかわらず、]明確な目的をもち、責任、権限及び関係についての取決めをもって、共同で働く人々のグループ。公共又は民間、営利目的若しくは非営利目的のことがある。

例 学術機関、会社、協同組合、信用組合、企業、政府又は非政府組織、慈善団体、個人事業主、同業団体又は消費者団体

3.7

組織統治

特定の目的の追求のために、組織の方向づけをし、組織を運営するためのシステム

3.8

慈善活動

自由意思に基づいた、慈善的又は扶助的行為の実践

3.9

製品

すべての商品又はサービス

[ISO 14025:2006]

3.10

社会的責任

組織の決定及び活動が、社会と環境に与える影響に関する責任で、透明かつ倫理的な次の行為を通じたもの。

- －持続可能な発展及び社会の繁栄と調和し、
- －ステークホルダーの期待を考慮し、
- －適用されるべき法令を遵守し、国際行動基準と調和し、
- －組織全体に組み入れられる行為。

注： 活動は、製品とサービスを含む。

3.12

ステークホルダー

[組織に重要な影響を与える又は組織によって重要な影響を与えられ得る利害をもつ個人又は個人のグループ]

注 1: この国際規格の文脈に関連した利害とは持続可能な発展及び社会の福祉に関するものである。

注 2: 持続可能な発展及び社会の福祉に関する利害は組織の目的に協力的な、受容的な又は反するものになりうる。]

又は

[組織の活動に対して特定の利害をもつ個人又はグループであり、その利害とは、持続可能な発展及び社会の福祉にも関するものである]

3.13

ステークホルダーエンゲージメント

[組織が肯定的な結果を達成するために[主要な]ステークホルダーを協働的に参画させる活動]

注: この国際規格の文脈における肯定的な結果とは、さらなる持続可能な発展及び社会の福祉の改善に関するものである。]

又は

[組織と一つ以上のステークホルダーとの双方向コミュニケーションの機会をつくるために意図され、組織によって行われる活動]

3.14**持続可能性**

[社会、経済又は環境的に有益な影響にまさる長期的な悪影響がない状態で活動が継続される可能性]

3.15**持続可能な発展**

将来世代の人々の独自のニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズを満たす発展

3.16**透明性**

行為及び影響に関する開放性、並びに行為及び影響を明瞭、正直、完全な方法ですべてのステークホルダー及び社会に知らせようとする意思

4 組織が活動する社会的責任の背景

起草者の注：この章の本文を起草するために設置されたマルチステークホルダー代表起草チームは、この章の妥協的本文に関して合意に達するに至らなかった。意見の不一致がみられた分野のいくつかは、数例についてはこれに代わる本文を採用する可能性を含めて、カギカッコの中に入れて示す。本文が現行ではこのようになっている。この章で言及されていない問題のいくつかは、すでに解決済みであるとか、解決しないまでも片づいたという意味に受けとってはならない。この本文の仕上げを助けるために、エキスパートには、下記の本文にコメントを寄せ、この本文に関する具体的な質問に回答していただくようお願いする(質問は別途添付する)。その回答を用いて、ウィーンでのWG会議でさらに検討し、討議するための改正本文を作成する予定である。

オプション1

[組織の社会的責任は、世界中でますます関心が強まっている、この章では、その概念が何を意味するかを説明し、この概念を適用するときに考慮すべき問題のいくつかを取り上げる。この章ではさらに、社会的責任の概念をめぐる考えや行為がどのように発展したかについて、その背景を示す。]

オプション2

[組織がその使命や目標をどのようにして達成するかは、その長期的な成功に根本的な影響を及ぼす。法的要求事項を満たすだけでは十分とはいえない。組織は、その活動が他者に与える影響を理解することが望ましい。より情報に通じた市民社会の発展、及びより効率的な情報共有方法の加速によって、あらゆる種類の組織はより精査されていく。この節では、社会的責任の概念に至る発展、傾向及び影響の検討をなぜ組織は有益と考えたほうがよいのかについて説明する。また、組織が独自の固有の状況に応じて、組織がこの概念を利用する方法を紹介する。]

4.1 歴史的背景及び傾向

起草者の注：起草チームのメンバーの中には、組織の社会的責任のパフォーマンスに関する懸念の大半は企業の社会に与える影響に関する懸念から進化したという意味合いを、この章でよりはっきりと認める必要があると感じている人がいる。グループの中でこれに代わる見解は、この規格に求められているのが、あらゆる種類の組織に適用可能なガイダンスを示すことであるとすれば、特定の一部門の注意を引くことは、文章に建設的で有益なトーンを与えようと努める上で無用だというものである。歴史的なアプローチをとるのか、中核課題を用いて背景説明を行うかについては意見の相違があり、どの程度詳細なものにするかについても意見が分かれている。起

草チームのメンバーの中には、この章ではより多くの情報を提供して、現在のものよりもっと説明を多くした方がよいと考える人がいる。

[歴史には、独自の道徳的又は人道的配慮に突き動かされて、組織が社会的に責任ある措置をその事業に取り込んでいるさまざまな例がある。多くの組織は今なお成功裏に運営されており、先を見越して採用したアプローチの有効性を立証している。それでも、そうした組織の活動は局所的なものが多く、こうしたアプローチのもたらす価値が見抜けない組織もある。ここ数年のグローバル化によって、すぐれた慣行の共有は助長されている。

グローバリゼーションは、商品、情報、サービス及び資本の交換の劇的な増加の結果として発生した、相互依存性又は収斂の複雑なプロセスと考えることができる。[グローバリゼーションは、さまざまな理由で、政府がその本来の認識された役割を果たすことを困難にした。その上、グローバリゼーションに関する政府間協力はこれまでのところ不十分である。] このことは、小さな地域で運営する組織であれ、多国籍で事業を行う組織であれ、社会的責任が長期的恩恵を組織にもたらすことをより明白なものにする一因となった。このことは、サプライチェーンのように、グローバリゼーションがもたらす難題に対処する上で特に重要である。

下記のように要約されるさまざまな問題は、ヨハネスブルクの持続可能な発展に関する 2002 年国連世界サミットでまとめられた。サミットでは、経済的要因、社会的要因、環境要因のバランスのとれた相互関係の重要性が広く承認された。サミットでは、組織が、その活動によって影響を受ける側にも責任を負い、組織の規模及び種類に関係なく、その問題を理解する必要があることも承認された。

社会的責任の一端には、すでに何年も前から認識されている側面がある。労働組合の原則は 19 世紀に確立され、1919 年に国際労働機関が設立されて強固になった。こうした労働慣行は国際行動基準の最初のものの一つであり、すべての組織に該当する。

国連世界人権宣言は、第二次大戦後に国連が結成されて作成された。この人権の記述はもう一つの国際行動基準であり、社会的責任の概念の実施を望む組織は、これを理解することが不可欠である。

環境問題は今やグローバルな問題であり、小さな、地域の組織といえども環境影響を及ぼす可能性があるという認識は、例えば、[環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言、持続可能な発展に関するヨハネスブルグ宣言、さまざまな多国間の環境協定]又は[ISO 14001 のような規格]に表明された、国際行動基準の成立につながっている。

消費者が社会的課題に影響を与える力を立証するようになってから久しい。この規格は、組織に関係する現代の消費者課題を浮き彫りにする。組織の種類によっては、教育や医療のような分野での社会発展を通じて地域の能力構築に協力することは、当然であると考えているところがある。

最後に、[この節のはじめに触れた組織による倫理的、人道的配慮への意欲]又は[すぐれた成果はすぐれた統治に依存するという認識]は、今や、採用されている組織統治のメカニズムの中でも、公正な事業活動の採用においても正式に承認されつつある。]

4.2 社会的責任の概念

オプション 1 :

[3.9 の社会的責任の定義は、適用される法の順守に言及している。法の順守を超えたイニシアティブや組織の正当な使命の達成は、国際行動基準との整合性をもつことが望ましいが、あくまでも任意である。このようなイニシアティブは、いったん採用されれば、使命や法の順守の達成に付随する目標と並んで、組織の目標となる。

法の順守を超え社会的に責任ある自主的な行動をとるといふ、透明で、倫理的な意欲が、組織のパフォーマンスの著しい拡大をもたらすことは、成功した多くの組織によって示されている。このことがさらに、社会的責任が組織そのものの持続可能性にも、組織が活動している世界の持続可能な発展にも貢献するという考えを強める。ただし、このような貢献は両者が両立しうるように実施することが望ましい。]

組織にとっては、エンゲージメントを通じて、その事業が他者にどのように影響するかを理解することが重要であるが、最終的には、組織の行う選択は、法的考慮事項と使命/目標にかかわる考慮事項をその影響に照らして均衡させることを基盤とする独自のものでなければならない。]

オプション2:

[社会的責任は、組織の決定や活動が社会と環境に与える影響に関して、組織の行動を問題にする。社会的責任は、組織が管理する行為に関して、説明責任を果たそうとする組織の意志を必要とする。社会的責任は、当否判定基準にもとづく一種の倫理行動である。

組織は、その活動の社会・環境影響を検討するとき考慮すべき問題を認識することが望ましい。責任ある行動に関して他者の期待を自覚することが望ましく、社会の繁栄を一方向的に定義したりしないほうがよい。法規則の尊重及び法的拘束力をもつ義務の遂行は、社会的に責任ある行動の不可欠な一部である。責任ある行動としてどのようなことが期待されているかは、国や文化によって異なるが、組織は、世界人権宣言のような権威ある政府間文書によって確立された、全世界に適用可能な価値を認識し、それを受け入れることが望ましい。

組織の持続可能な発展への貢献は、組織の社会的責任の不可欠な一面である。ただし、組織の持続可能性は、持続可能な発展の概念の中で触れた持続可能性と同じものではない。組織の存続のためにとる行為は、必ずしも社会的責任の概念と整合するとは限らない。このような活動の中には、社会全体にとって有害となるものもあるからである。

組織は、社会的責任を日常の継続的活動に統合することが望ましい。組織の行う慈善活動は社会に好影響を与えることができるが、組織活動の社会・環境影響への取り組みに取って代わるものとみなさないほうがよい。

社会的責任の概念はあらゆる組織に適用可能だが、重要な注意点が二つある。第一に、犯罪活動を行うために設立されたような組織は、社会の利益と整合せず、社会的に責任ある組織とはいえない。

第二に、社会的責任の概念は政府組織の大半の活動に適用できるが、国家の役割に関係するものとして重要な例外がいくつかある。国家には、他の組織が引き受けることのできない役割がある。国家だけが、組織に説明責任を負わせる法的枠組みを作成することを通じて、全体としての社会の利益に対する責任を負うことができるからである。国家は、人権が尊重されるようにする不可欠の役割をもち、権利の行使に関して競合する主張に決着を下す正当性をもつのは国家だけである。政治判断だけが、政府がどのような活動を企てたらよいか、あるいは、どのような活動を法的拘束力ある規制に従わせるかを決定できる。このような決定をどのようにして下したらよいかについては、民主主義のような別の概念が必要となる。]

4.3 理論から実践へ

オプション1

[各組織の難題は、その活動が他者に与える影響を予測し、その影響が社会の繁栄や持続可能な発展とどう関係するかを理解することである。組織は、もっとも重要な課題や、そうした課題のさまざまな側面に関する社会の期待に精通することが望ましい。この規格は、社会的責任を検討するとき組織が考慮すべき、一般原則のいくつかを含んでいる。この規格は七つの中核課題も明らかにし、関連する原則、考慮事項及び期待に関するガイダンスを示す。この規格は、行動の基準として、もっとも権威ある国際規範を参考にする。]

又は

オプション2

[4.1 は、社会的責任課題の複雑さを浮き彫りにする。これは、他者に影響を与える組織の範囲が多様であるだけに、複雑である。各組織の難題は、独自の社会的に責任ある行動の設定方法を独力で決定することである。ただし、組織の種類の違いによって、責任の種類も異なったものになることに注意することが望ましい。例えば、政府は人権を強要したほうがよいが、別種の組織は人権の尊重を推進したほうがよい。社会的責任に長い歴史を誇る組織の多くは、第 5 節に示すような明確な原則をもって出発している。こうした原則は、組織の使命と目標、組織が活動する法的枠組み及び適用可能な国際行動基準にもとづく、明確に定義された組織行動の規範を生むに至っている。]

社会的責任には、エンゲージメントによって決定される聞き取り要素と組織活動が他者に及ぼす主要な影響の理解が必要となる。このような影響は、第 6 節に記述する課題に従って分類することができる。社会的責任には、聴取されるものと相対立する利害の調整との相互関係の認識も必要となる。同一の活動でも、影響はその固有の状況によって変化するので、自主的なアプローチにおいては柔軟性が不可欠である。

どのようなエンゲージメントにおいても、効率的な聴取はフィードバックによってもっともよく立証されると考えられている。社会的責任の分野では、これは報告によって達成される。報告メカニズムは組織自身が決定するのがもっともよい。それが聴取技能を伸ばすからである。エンゲージメント、影響の管理及び報告については、第 7 節に示す。組織が所在地などの要素をどのように取り扱うは重要であり、組織は各課題にどのようにして境界を設けるかを決定することが望ましい。

[組織の社会的責任は、行動によって実現される。行動に反映されたり、反映されなかったりするのとは態度、気持ち又は信条に関するものではない。もちろん、組織の社会的責任を表す行動には、ある活動を行うことが正しいとみなされている場合に、その活動をやめるという決定を含むことがある。行動組織に直接的に測定可能な又は即時の恩恵を及ぼすことから組織のとする行動を正当化することは本質的なことではない。社会的責任には、組織の繁栄にとっての賢明な利己心の役割を認識することを含む。これは、行動の中に、間接的な恩恵又は長期的影響によって正当化されるものがあることを意味する。]

組織のパフォーマンスの影響及び関連側面の測定並びに報告は、その社会的責任感を反映する活動である。、社会的責任の特に重要な部分となる活動に伴って、組織の行動によって影響を受ける可能性のある人とのエンゲージが必要となる。このエンゲージメントは、法を確実に順守するためにとる措置、又は社会の繁栄や持続可能な発展に関する行動に何が期待されているかを理解するためにとる措置に取って代わるものではない。社会の繁栄と持続可能な発展に対して有益な効果を増進するために、組織がとする行動の変化は、理論から実践への移行をもっともよく表している。]

4.4 ステークホルダーアプローチと社会的責任の概念との関係

起草者の注：次の本文は、ステークホルダー問題担当の TG 6 アドホックグループが作成した。コンセンサスの得られた本文がないため、4.4 に二つの代替アプローチを紹介した。

(4.4 全体の)オプション1

[4.4.1 ステークホルダーアプローチとは何か?]

ステークホルダー理論は、目的の達成に成功しようと思うのであれば、組織はそのステークホルダー全員と、尊敬と信頼をもとにした関係を築くべきであると指摘している。この理論は、組織の成否は多様なステークホルダーの利害を明らかにし、それを考慮して系統的に管理するその能力に依存すると述べているわけである。

組織は、社会的責任を改善する目的に関して、特に：

- － 持続可能な発展と社会の繁栄に関係するステークホルダーの利害の理解を深めるために、すべてのステークホルダーを特定することが望ましい；
- － ステークホルダーの期待や懸念に耳を貸し、それを理解し、それに答えるなど、[主要な]ステークホルダーに対応する。

ステークホルダーを特定し、その対応を終えると、組織は、関心を払う必要がある多数の利害があると了解するにちがいない。そこで、ステークホルダーにとって透明性のある、利害の優先順位を定める方法を採用することが望ましい。一度にすべての利害を充足させることが可能となることはまずなく、場合によっては絶対に不可能である。

4.4.2 社会的責任にとってステークホルダーアプローチが重要なのはなぜか？

持続可能な発展と社会の繁栄に関係する利害を明らかにし、その利害を代表する人々と協同で事に当たることによって、幅広い範囲のステークホルダーに共通に有益な成果を創出することが可能となる。例えば、社会的に責任ある行動をとる企業は、株主(高収益によって)、顧客(例えば、製品の品質を高めることによって)、従業員(例えば、労働条件を改善することによって)、そのサプライヤ(例えば、公正な契約や支払慣行に合意することによって)、そして組織が運営する地域(例えば、地域への投資プログラムを通じて)のための価値を創出することによって恩恵を得る。言い換えれば、社会的に責任ある企業は、あらゆる[主要な]ステークホルダーのために価値を創出する努力を払っている。

ただし、社会的責任問題に対処するとき、共通に有益な成果が必ず現れるとは限らない。組織の目的とステークホルダーの利害が、直接対立する可能性もある。このような例として、もっとも明確で幾度も繰り返されているのが環境影響である。どの組織も環境に影響を与えており、これは、組織がその目標を追求しながら、とりわけステークホルダーが希望するような方法で対処することが課題となる。

4.4.3 ステークホルダーとその利害の正当性

ステークホルダーの利害が正当なものかの判定、又は、そもそもステークホルダー自身が正当なものかの判定は、組織にとってむずかしい問題となりうる。なぜなら、組織は正当性を判定する最終的な決定者でないかもしれないからである。ステークホルダーによっては、その正当性が法的枠組みによって判定されることがある。法又は法的協定によって管理が行われない状況では、持続可能な発展と社会の繁栄の概念を根拠にして正当性を判定することが望ましい。

4.4.4 ステークホルダーアプローチを採用する利点は何か？

すべての組織の社会的責任の背景にステークホルダーアプローチを含めると、次のような大きな恩恵が得られる：

- － 組織がステークホルダーのニーズと期待を予測できるようになる；
- － 一般的活動に関係する、組織の社会的責任の理解を助ける；
- － 組織又はステークホルダーグループのいずれか単独では効果が上がらない場合に、ステークホルダーグループとの協同を通じて、組織は現行の問題に対する新たな解決策や目標を達成するための新しい方法を与えられる；
- － ステークホルダーの目から見た、組織の信用を高める；
- － 社会全体に恩恵をもたらす革新的な成果を作り出す。

又は

(4.4 全体の)オプション2 :

[社会的責任の定義は、組織の行動が“ステークホルダーの期待を考慮する”という基準を含む。

ステークホルダーという用語には、二通りの解釈があるので注意が必要である。この用語の一つの用法は企業統治の理論のために開発されたもので、現代企業の所有者、株主、それに意志決定者である経営者の関係を問題にする。この理論の目的は、企業の目的を前進させるために、株主の利益以外の利益を考慮して企業マネジメントの正当性を主張するものである。この理論では、ステークホルダーは、組織目標の達成によって影響を及ぼすか、影響を受けるグループ又は個人と定義される。つまり、社会的責任に関するものではなく、すぐれたマネジメントに関するものなのである。この企業統治理論は、企業はステークホルダーを引きつけるための事業対象をつねにもっていないなければならないとする。

ステークホルダーという用語のもう一つの解釈は、はるかに広く理解されているものである。この解釈では、ステークホルダーは正当な利害をもつ当事者である。このように用いると、この用語は、利益又は利害関係によって定義される関係の当事者を指す。利害関係者が正当な利害をもつ個人又はグループを指すことは広く認められていることなので、用語のこの用法と社会の繁栄や持続可能な発展との間にはつながりがある。

企業統治理論で用いる定義は、個人又はグループに利害関係をもつように要求することなく、組織に影響を及ぼす力だけをもつように要求する点で、誤解を招きやすい。この定義は、用語の一般的な解釈と矛盾しており、組織の利害に重点が移り、ステークホルダーの利害からかけ離れている。

ステークホルダーの利害を考慮することは、社会的責任を理解するために組織がステークホルダーを取り込むことではない。組織の責任は、多くの場合、例えば、法的要求事項やすでに確立されている最良実施慣行など、別の情報源から判明する。エンゲージメントの目的は、たいてい、悪影響を減らすか、組織活動の好影響を増やす方法を決めることである。エンゲージメントは、それ自体で社会的責任ある行動となりうる。

個人又はグループが本当にステークホルダーかどうかの判定は、どのような利害が関係しているかを明らかにする能力に基づく。この利害の性質及び意味を理解すれば、組織はステークホルダーに関して優先順位を設定することが可能となる。もちろん、個人又はグループは数多くのさまざまな利害をもちうるものであり、これが組織との関係を定義することになる。

最後に、ステークホルダーが関係語であると認識することに加えて、範囲の広い一般用語と認識することが望ましい。この用語は、組織、労働者、地域グループ、顧客、サプライヤのような用語がより正確である場合は、こうした別の用語に代わるものとして使用しないほうがよい。]

5 社会的責任原則

起草者による注：シドニー総会においては、社会的責任の原則の節に含めるべき内容を表す本文の草案作成までは、社会的責任の原則に関する個別の節が必要であるかどうかという問題については未決定のままにしておくことになった。コメント照会において、提案された本文について及びこの節を留保又は削除することが望ましいかについて、WGのエキスパートにコメントを求めた。こうした原則のうちのいくつかは、第3節で定義されている用語と関連しているので、それとの一貫性を保つことが望ましい。

WD3 作成中、何人かのTG4メンバーが、本文中のいくつかの文節を削除するという提案に対して意見を述べた。これに関係する本文は（そのうちのいくつかは、当初、注記として提出された）、WD3 中に、角括弧 ([]) で示されている。TG4 のリーダーシップ、こうした削除／留保を決める前に、ポスト・シドニーの草案文全体について、WGのエキスパートの幅広いコメントを受けることが望ましいと考えている。

社会的責任へのアプローチやその実施については、いくつかの原則を承認して、それらを順守することが望まし

い。こうした原則は、その本質において、一般的なもので、方針決定や意思決定、行動を通じて、組織によって一貫して適用されることが望ましい。

こうした原則の適用においては、文化的、宗教的要因を考慮に入れることが望ましく、組織に対する法的制約に反しないことが望ましい。組織は、組織内外で、原則への意識を高めるよう努めることが望ましい。

5.1 法令順守の原則

組織は、組織とその活動が従うべきすべての法律と規則を徹底して進んで守ることが望ましい。

順守とは、適用すべき法律と規則についてそれらを認識して、それらを率先して実行しようと決意して、組織内に適切に普及させ順守させることを意味している。つねに順守されているとただ想定するだけでなく、順守されているかどうか組織が積極的に監視することが望ましい。

[順法しない場合には、組織に対する民事罰あるいは刑事罰となることもありえる。

組織のメンバーが私的資格で行う行動に対して、組織に責任があると見なされるのは望ましくない。]

5.2 国際的に承認されている文書に対する尊重の原則

組織は、国家的機関又は組織に関係する機関によって批准された又は是認されたもので、その適用権限内にある、国際的条約、指令、宣言、協定、決議、指針を守ることが望ましい。

国内法で言及していない又は批准がされていない場合でも、組織の政策作成とその実施の際に、組織は関連の国際条約、指令、宣言、協定、決議、指針に対してしかるべき配慮をすることが望ましい。

[組織の設立国の国家政府又は組織が事業活動をする国の政府によって批准又は是認されていない、かつ施行されていない、国際的な条約、指令、宣言、協定、決議、指針に従わなかったということで、組織の法的責任が問われることは望ましくない。]

5.3 ステークホルダー及びその関心事の認識の原則

組織の行動、その活動によってできた製品やその副産物に対して、ステークホルダーが正当でしかも重大（重要）な関心を寄せていることを組織は認識することが望ましい。組織の業務についてステークホルダーに相談し彼らが見解を述べられるようにする規定、またステークホルダーに影響が及ぶような政策、提案、決定についてはステークホルダーに対して適切に通知をすべきとする規定を設けることが望ましい。

こうした認識には、だれがステークホルダーであるのか特定し、ステークホルダーとコミュニケーションを取れる適切な手段を確立して、ステークホルダーが抱いて当然と思われる正当な関心事を考慮に入れることなどが含まれる。

[ある種のステークホルダーの権利は、法律または契約によって保証されている。つまり、その他のものに基づいて主張するステークホルダーは、このような正式な文書に基づいていないことがある。ステークホルダーには、雇用主、労働組合、消費者、顧客、投資家、供給業者、規制当局、地域組合、一般大衆が含まれる。ある種のステークホルダー、例えば、将来の世代などは、第三者によって代表される必要がある。]

5.4 説明責任の原則

組織は、はっきりと公正な方法で、程よく十分な程度まで、ステークホルダーに対して、組織が果たすべき義務、方針、決定、行動とそれらの与える影響について明らかに説明し、表示するという任務を果たすことが望ましい。

説明責任には、適当な精査を受け入れ、精査の結果に対応する義務を受諾することが含まれる。

[行うべき説明では、その目標、進捗状況、成功、失敗、危険などの脅威、好機などを取り扱うことが望ましい。必要ならば、定期的に補足報告を行うことが望ましい。営利に関する件又はその他の精査は、注意深く慎重に行うことが望ましい。]

5.5 透明性の原則

組織は、ステークホルダーに受け入れられそうなコミュニケーション・ルートを通じて、その内部構造、方針、規則、予防措置、責任、決定プロセス、その他の情報を進んで発表することが望ましい。

透明性には、情報の迅速なコミュニケーションが含まれることが望ましい。

[透明性には、完全に公開の場合もあるし、あるいは正当な必要性を有する人及び適切な守秘義務を守る用意のある人、又はその両方を有する人に対してのみ開かれたものである場合もある。透明性は、人事上、営利上、軍事上又はその他の保護及び安全を考慮して制限されることがある。]

5.6 持続可能な発展の原則

組織は、“将来世代の人々の独自のニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズを満たす”ために、努力を継続することが望ましい (60, P8)。

持続可能な発展は、社会的（文化的なものを含む）、環境的、経済的な局面を有していると見なされているが、それぞれの局面がさらにまた多くの面を持っている。持続可能な発展は、ある時点で達成できる目標ではなく、漸進的で継続的なプロセスと考えられることが望ましい。持続可能な発展に伴うこととして、地球とその住人の現在と将来の福祉と、富と天然資源の管理に対して、十分なできる限りの配慮をすることがある。

[持続可能な発展のためには、慎重な推定及び行動が必要とされる。持続可能な発展のためには、根拠のない仮定に基づいた将来にとって害悪となるような行動をしてはならないし、将来の恩恵を台無しにする有害な結果を招く行動を取ることもしてはならない。]

5.7 倫理的行動の原則

組織は、高潔で道徳的に健全な方法で、その事業を管理し実施することが望ましい。

誠実さ、正直さ、公正さは、倫理的行動に本来備わっている要素として広く認識されている。非倫理的な行動の例は、腐敗、横領、恐喝、差別、身内びいきなどである。

[道徳規範は、文化によって異なる。

互惠主義の倫理は、世界の大きいなる教示のすべてに表現されている基本的道徳原理である。これは、本質的には、あなたが取り扱われたように他人を取り扱いなさいということである。]

5.8 予防的アプローチの原則

組織は、慎重に洞察力を行使することが望ましく、何らかのリスクのある場合には、かなり控えめではあるが、害悪又は危険を回避できるように、そして有益な結果をもたらすような行動を取ることが望ましい。

組織が意図している行動の結果、人体の健康又は資産に対して、あるいは生物圏と圏内にすむ動物に対して、重大で取り返しのつかないような被害を加えるような重大で明らかなリスクがある場合には、予防的アプローチが特に重要である。

予期している行動の結果が、科学的又はその他の方法では不確かである場合、したがって、十分な知識又は情報が得られるまで行動を延期したほうがよいか、あるいは初期行動の規模を小さくしたほうがよい場合には、必ず予防的アプローチを考慮することが望ましい。

[この原則を適用するときには、リスク評価や同等者による見直しが重要な手段となる。]

持続可能な発展と同様に（5.6 参照）、予防的アプローチでは、慎重な推定及び行動を行うことを要求される。根拠のない仮定に基づく将来にとっての害悪になりうる措置、又は、将来の恩恵を台無しにする有害な結果をすぐに招く措置は、予防的アプローチに相当しない。]

5.9 基本的人権尊重の原則

組織は、世界人権宣言[及びさまざまな国際機関から出される発表]に規定された要求を反映する慣行及び政策を実施するという義務を受け入れることが望ましい。

[組織が事業活動をする場所の国内又は地方法、あるいは規則といったものが、世界人権宣言や人権を取り扱うその他国際的文書の規定を反映する慣行及び政策の実施を禁止する場合には、訴訟が起こるだろう。]

5.10 多様性尊重の原則

組織は、人種、皮膚の色、信条、年齢、性、政治的信念による差別なく人々を採用し、また、多様性を変化の一要素として、多様性に対する積極的なアプローチを奨励することが望ましい。

組織は、さまざまな異なる社会的、環境的、法的、経済的環境で運営されており、また、組織内には、さまざまな特性及び文化があるということを認めることが望ましい。

言語能力、必要な経験、教育訓練、学術的資格などの欠如、肉体的障害、又は仕事の遂行に相当に関連があるその他の特性は、多様性尊重の原則に矛盾するものではない。

多様性の尊重では、児童労働禁止法の順守を当然のことと考えており、また許容範囲内の強制退職政策を差別なく実施することを許容する。

6 [社会的責任に関する基本的主題] [社会的責任の中核課題に関するガイダンス]

6.1 一般

社会的責任のある行いをするために、組織は以下の中核課題を考慮することが望ましい。

- 組織統治
- 人権
- 労働慣行
- 環境
- 公正な事業活動
- 消費者課題
- 社会発展

これらの各中核課題については、本節で記載される課題の範囲を含む。

これらの課題の取扱いについては、社会的責任の原則に基づくことが望ましい。（第 5 節を参照）

多くの課題は、相互に関係する。社会的責任(第 7 節を参照)に関連がある行動を実行する際、組織は、ステークホルダーの予測を認識して、課題の関連性を特定することが望ましい。この関連性は、組織、場所、活動及びその他の要素の性質に影響を受ける。

組織は、重要課題に取り組むことが望ましい。重要課題は、組織及び／又はステークホルダーの評価及び決定に非常に影響するものである。組織は、課題がなぜ、どのように、いつ重要であるか、を評価することが望ましい。

組織が課題に取り組むにあたって、あらかじめ決められた順序はない。この順序は、組織及びその戦略によって異なる。組織は、課題を全体的視点から見なければならない。つまり、個々の要素に傾倒するのではなく、システム全体を考慮し、これらの課題がどのように相互に関連し、影響するのかを理解することが望ましい。

7つの中核課題に取り組む場合、組織はサプライチェーンの全体を通じて活動の結果を考慮し、その取組みにイニシアティブを取ることが望ましい。組織は、サプライチェーン及び／又は製品/サービスのライフサイクルへの不都合な影響を生み出さない方法で上記を行うことが望ましい。

図1－[中核課題][基本的主題]の一覧



6.2 組織統治

6.2.1 論拠

組織統治とは、目的を追求する組織を指揮及び管理するシステムである。統治プロセス及び構成は、公式及び非公式で多くのさまざまな形態をとるが、すべての組織は、統治システムの範囲内で決定を行い、決定事項を実施する。

組織内の統治システムは、組織の目的を追求する権限及び責任を有する人物又はグループによって運営される。組織の種類によって、これらの目的は、組織の会員、所有者、有権者又はその他によって規定される場合がある。

統治とは、いくつかの文脈で使用される用語である。国際統治、国家統治、地方統治、組織統治がある。本規格は、組織統治(3.7を参照)を対象とする。

本節では、組織統治の効率を改善する原則及び考慮点を概説する。効果的な統治システムとは、次のようなものになると思われる。

- － より簡単に実施されるより適切な決定

- － 運用パフォーマンスの改善
- － リスク及び機会に対するより適切な特定及び管理
- － ステークホルダーへの影響に対する更なる認識
- － 組織の決定及び行動に対する信頼及び幅広い容認

これらの事項は、目的に関連する組織のパフォーマンスを次々に改善する。

統治システムは、他の中核課題に取り組む組織の能力に影響を及ぼす。正当性を促進することによって、効果的な統治は、影響を受ける人々を含め、実施者に対する支持及び信頼をより集めるような決定へとつながる。また、効果的な統治とは、人的資源、財政的資源、天然資源の適切かつ効率的な使用を促進することによって、一般に社会に対して恩恵を与え、その結果、社会制度における信用及び信頼を構築するものである。

6.2.2 原則及び考慮点

運営する組織の規模及び種類、文化的及び社会的背景により、統治システムは異なる場合がある。組織はさまざまなプロセス及び構成を行使するかもしれないが、次の原則に基づいている場合、統治は一般的により効果的である(第5節を参照)。

- － 法令順守
- － 説明責任
- － 透明性
- － 倫理的行動
- － ステークホルダー及びその関心事の認識

組織全体に適用する一連の評価法の開発を含め、組織が特定の統治プロセス及び構成を開発し、これらの原則をいかに適用するかは、考慮すべき課題である。

6.2.3 組織統治の課題1：法令順守

6.2.3.1 課題の説明

法及び規制の順守は、すべての組織の最低限の社会的責任である。また、組織統治の最も重要な目的は、組織がすべての該当する法及び規制を順守していることを確信することである。法的権限において、特定の組織に対して、特別な統治義務を課しているものもある。

6.2.3.2 関連する活動及び/又は期待

組織は順守の文化を確立し、次のような適切な措置を取ることが望ましい。

- － 法的義務の通知を常に受けておく。
- － 組織が運営するすべての管轄での法的及び規制要求事項を順守する。
- － 自らの定款、政策、規則、手順を順守し、公正かつ公平に利用する。
- － ステークホルダーの法的権利及び正当な利益を認識する。

- 順守プログラムを定期的に見直し、それらが効果的であるという適切な信頼を得る。

6.2.4 組織統治の課題2：説明責任

6.2.4.1 課題の説明

説明責任とは、責任を引き受け、その行動に対して理由、原因、又は動機を説明する義務又は意思である。例えば、選出された代表者は、有権者に対して説明責任がある。民間組織は、所有者に対して説明責任がある。協会及び代表組織は、会員に対して説明責任がある。また、株式公開した会社は、株主に対して説明責任がある。

また、組織は、組織の決定及び行動によって影響を受けるステークホルダーに対して説明責任をもつことが望ましい。組織が直接的に説明責任のあるステークホルダーを代表して、統治責任をもつ人が行動する場合、これらの行動はさまざまな方法で他のステークホルダーにも影響を与える。

説明責任とは、組織の決定及び行動を考察的に開示し、権限を有する人々に自己規制効果をもたらすものである。説明責任とは、与えられた責任を意図した方法で実行する可能性を高めるものである。また、説明責任とは、決定及び行動の公正性を高めるものである。最終的な説明責任をもつ人が、決定及び過失の質について、より細心の注意を払う可能性があるからである。

6.2.4.2 関連する活動及び/又は期待

組織には、次の項目に関する説明責任がある。

- 特定の目的に関する組織のパフォーマンス
- 一般的に認められた会計及び報告慣行を使用した適切かつ効率的な人的資源、財政的資源、天然資源の使用
- 重要な結果（たとえそれが予想外又は不測だとしても）を含む組織の決定の結果
- 決定、実施、見直しの方法に関する組織内でのさまざまな職務にわたる役割、責任、権限の定義
- 組織の決定、行動が、法、内部手順及び内部管理を順守していることの評価
- ステークホルダーに対し組織の決定及び行動が及ぼす重大な影響
- 組織の権限内での決定及び行動並びに目的との一致

6.2.5 組織統治の課題3：透明性

6.2.5.1 課題の説明

組織統治に関して、透明性とは、組織の決定及び行動に影響又は利害を被る可能性のある組織内外の個人及び組織に関係する規定を指す。また、この透明性は、重要な決定に対する情報の要請を含む。透明性の度合いは、種々の状況でそれぞれのステークホルダーに対して適切であればよい。

6.2.5.2 関連する活動及び/又は期待

透明性のある統治プロセスとは次のような意味である。

- 組織が自身のパフォーマンスを評価する規格及び基準は、明確に伝達される。
- 十分な情報が、容易に理解できる形式及びメディアで提供され、ステークホルダー及び利害関係のある当事者は、組織自身の基準に対する組織の実際及び予測されるパフォーマンスを評価することができる。
- 情報は自由に入手でき、組織の決定に重要な方法で影響を受けた、又はその可能性のある人々が直接アクセスできる。
- 提供される情報は、タイムリーかつ事実であり、重要な情報を省略していない。また、明確かつ客観的な方法で提示され、有権者、所有者、会員及びその他のステークホルダーは、組織の決定又は行動が利害関係者に及ぼした影響を正確に評価できる。

6.2.6 組織統治の課題4：倫理的行動

6.2.6.1 課題の説明

組織のステークホルダー — 会員、所有者、有権者及びその他 — は、組織が倫理的方法で活動を行うことを期待する。組織は、組織内部及びその他と連携した倫理的行動の促進に役立つ統治体系を展開することが望ましい。

6.2.6.2 関連する活動及び/又は期待

組織は、倫理的行動を次のように積極的に促進することが望ましい。

- すべての人員、とりわけ、組織の誠実性、戦略、運営に非常に影響する機会をもつ人に対して、必要な倫理的行動の基準を明確にすること。
- 組織全体に倫理的行動及び利害衝突に関する基準の順守を奨励・促進すること。
- 倫理的行動の監視及び実施のため、過失のメカニズム及び管理方法を確立すること。
- 内外のステークホルダーが報復を恐れずに、倫理的基準の違反を報告できるメカニズムを確立すること。
- 地方の法及び規制が存在しない又は地方の法及び規制が組織に倫理的方法で行動することを要求しない状況を認識し、問題解決に取り組むこと。

6.2.7 組織統治の課題5：ステークホルダー及びその関心事の認識

6.2.7.1 課題の説明

組織の目的が個別の所有者、会員又は有権者の利害に限定されている場合があるが、その他のステークホルダーにも考慮されるべき権利又は利害がある場合がある。

場合によっては、これらのその他ステークホルダーは、組織が取り組まなければならない法的権利を有する場合がある。

6.2.7.2 関連する活動及び/又は期待

組織の統治プロセスでは、ステークホルダーの権利及び利害を次のように特定し、対処できるようにすることが望ましい。

- ステークホルダーの利害及びニーズ、及びステークホルダーの組織への接触・関与にかかわる能力を認識し、尊重すること。

- 長期的展望で組織を指揮し、現在のステークホルダーに対する差し迫ったニーズ及び目的と、将来の世代の利害とのバランスを取ること。
- 組織の目的と、すべてのステークホルダーへの影響及びリスクとのバランスを取ること。
- 意思決定プロセスにおいて組織の決定の影響を受ける可能性がある又は影響を受けたステークホルダーと係わり合うこと。
- 組織統治において公式な役割をもたないが決定の影響を受ける可能性があるステークホルダーの見解を考慮すること。

組織のステークホルダーには、非常に影響を受けるものから、影響を受けないものまでであるので、組織はさまざまなステークホルダーとの係わり合いについて相対的な重要度を評価することが望ましい。

6.3 人権

6.3.1 論拠

世界人権宣言及び他の国際文書は、あらゆる人間の尊厳及び発展の基本となる人権を記載した。これらの権利は、市民及び政治的権利、また、社会的、文化的権利を包含し、国際法の一部を形成する。これらの文書は、すべての人間が自由で、恐怖及び貧困からの自由を有し、平等で奪うことのできない権利を与えられることを承認する。したがって、人権は普遍的であると認められる。どこでも適用され、譲渡できないものである。つまり、たとえ合意したとしても、人間から取り去ることはできないということである。社会的弱者の保護について、特別に考慮することは当然である。

国際コミュニティが繰り返し認めているが、すべての人権は普遍的かつ不可分で、相互依存し、相互に関連している。(96条) 世界人権宣言及び1966年の国際規約で謳われているように、人権の概念は、すべての人類が生まれながらに固有の尊厳を有するという原則の設立に基づいている。人権にはさまざまな分野があるが、いかなる特定の権利又は一連の権利であれそれを楽しむには、他者の権利又は一連の権利も尊重する必要がある。同様に、特定の人権違反は、権利のある範囲に対し否定的な影響をしばしば及ぼす。これが、権利を不可分なものにしている。

また、これによって人権のすべての部門が等しく重要であることがわかる。

管轄内のすべての人々の人権を尊重し、保護し、充足することは、すべての国家の責任である。

この責任には、管轄内での人権推進及びこれらの権利の発効範囲の報告を含む。

国家には人権を保護、推進、支持する主要な義務があるが、世界人権宣言では、あらゆる個人及び社会のあらゆる機関が、宣言に記載された権利の順守を保証する役割を果たすことを求めている。ゆえに、組織には、その活動の中で、また、より広範な影響範囲において、人権を保護する責任がある。[さらに、国際法のもと、順守義務のある基本規定となるものもある。国際法のもと、これらの基本的人権の侵害は法的責任を伴う。(例えば、人道に反する罪及び大量虐殺)]

また、組織は、その政治的、社会的、文化的背景の範囲内で行動して、人権を推進し、その進捗方法について対話を行うことが望ましい。とりわけ、社会的弱者に関して、配慮することが望ましい。

人権を保護し、すべての人間の尊厳を尊重することは、すべての組織に対する基本的義務である。さらに、これは世界の経済的及び社会的発展にまさに必要な原則である。

本節では、組織の活動に最も関連すると思われるいくつかの人権に取り組む方法を記載する。しかし、人権の網羅的又は最終的な一覧を提供するものではなく、法的ガイダンスの提供を意図したり、既存の人権文書の侵食を意図したりするものでもない。

6.3.2. 原則及び考慮点

6.3.2.1 非差別

差別をしないことは、国際的な人権のうち最も認められた原則の一つである。誰でも、皮膚の色、人種、ジェンダー、宗教、民族的、社会的又は、国家的な素姓、政治的又はその他の見解、特質、貧困、障害、出生、市民権の欠如、性的な好み又はその他の状態、たとえば HIV/エイズのような重篤な病気、に関係なく人権を享受するための権利を有する。推進条件に関する決定、製品の入手性又はサプライヤー契約の配分は、差別なく又は恣意的な好みに関係なく行われなければならない。(8 項, 18 項, 19 項, 28 項, 30 項, 87 項)。

6.3.2.2 人権に基づいたアプローチ

人権に基づいたアプローチでは、各個人が自分の人権を享受できるよう実施することが望ましい行動、政策、活動が組織に必要とされる。

組織管理に対する人権に基づいたアプローチは、組織の社会的責任にとって、非常に重要である。このアプローチの実施を実施するには、下記のとおり、総合政策及び特定の管理慣行を展開することが必要である。

最初に取りべき措置は、人権を推進し、保護するエグゼクティブ・レベルのコミットメントである。この措置を効果的なものにするためには、組織内外に伝達する必要がある。コミットメント及び政策では、組織のすべての慣行を通知することが望ましい。

政策は、特に人権侵害に影響されやすい範囲で管理行動を導くために開発されうる。すべての管理範囲に関する政策が考慮されることが望ましい。しかし、次のような特別な注意が払われる場合がある。新規計画評価、サプライチェーン、採掘分野関連計画、現場保全、紛争地帯及び政治的不安定な地域の活動に関する戦略。

自身の活動だけでなく、組織はサプライチェーン、政府及びその他規制力をもつステークホルダーなどのより広い影響範囲の中で人権を推進し、保護する方法を考慮することが望ましい。

組織は、人権責任を順守する方法について、慎重に評価することが望ましい。社会的責任に関する組織の戦略では、人権の相互依存性を認識することが望ましいが、組織に関する最も緊急の課題かつ最も影響を与える人々に焦点を合わせることを望ましい。

6.3.2.3 慎重な行動

人権侵害の状況は、しばしば非常に複雑である。その結果、組織が侵害を特定する場合、その回答については非常に慎重に考慮することが望ましい。特に、侵害を悪化させないこと又はその他の侵害を引き起こさないことが重要である。

6.3.2.4 人権リスクの管理

多くの組織にとって、人権に対する支持は、労働者を保有し、組織の評判を維持する重要な側面である。逆に、人権順守の欠如は、組織に損害を与え、法的制裁という結果をもたらす。したがって、人権順守は、組織の危機管理の重要な一部である。各組織には、規模、活動の地域、状態などそれ自身のリスク・プロフィールがある。組織は、したがって、人権侵害に直面するリスクの評価を作成することが望ましい。組織は、ステークホルダーと協働し、人権の影響を最も管理できる方法を決定することができる。新規計画開始時と同様、このような評価を定期的に作成することが望ましい。調査結果は、組織の既存リスク評価に統合されることがある。

高度な人権侵害のリスクが発生する職場外の状況には、それゆえに慎重な管理が必要で、次のようなものがある。

- 人民及び環境が極端な貧困や早魃状態にある紛争又は極端な政治的不安定地域での活動

- － 採掘活動への関与又は水、森、大気などの天然資源に非常に影響を及ぼす活動
- － 先住民への活動地域に近いこと
- － 子供に影響を及ぼす又は関与する活動
- － 違法行動がよくある地域での活動
- － 施設の保全
- － サプライチェーン

6.3.2.5 共謀の回避

組織自身の活動範囲内で、人権順守を常に促進することが望ましい。また、組織は、管理及び影響の範囲を考慮することが望ましい。人権に関する組織の責任は、子会社、合弁パートナー及びサプライヤーなどの関連した組織の活動に関係する。

組織は、当該組織の活動に関して責任がある又は共謀しているとみなされる場合がある。何らかの方法で関連した組織が犯す侵害を正当化し、寛大に扱い又は故意に無視する場合、組織は人権侵害において共謀しているとみなされる場合がある。

場合によっては、共謀は刑事上又はその他の法的責任を生じる場合がある。組織の関与が人権侵害の直接的な原因でないとはいえ、共謀は、その範囲を増大する行動を実質的に幫助し、助長する場合がある。このような事例は、人権を尊重しない国での活動又は国家機関との協力によって生じる。

それゆえ、人権リスク及び責任を評価する際、考慮中の課題に対してあまりタイトな線引きをせず、人権に対してより幅広い状況と長期的な含意を考慮することが重要である。国際犯罪において共謀に関する民間組織又はビジネスの法的責任を明確にしている判例法が展開されているが、多くの社会、ビジネス及び人権擁護団体は、共謀は現行の法的定義及び適用を超えてしまうと理解している。

ボックス1 保安処置及び人権

すべての組織は、保安処置が人権を保護し、法の執行に関して国際国連規格及び基準と一致していることを確認することが望ましい。この手続きでは、過剰防衛、拷問、残虐行為、非人間的行動、侮辱的な扱いを防止する措置を包含することが望ましい。組織は、人権侵害を支持、懇願、奨励するすべての活動を控えることが望ましい。すべての保安要員(正社員又は契約社員)は、十分に訓練されることが望ましい。組織は、重大な人権侵害があったとき、国家保安部隊と契約する場合及び保安要員を雇わない場合の、明確な規則を開発することが望ましい。保安手続き又は保安要員に関して起こりうる苦情については、速やかにかつ個々に取り組み、調査することが望ましい。組織が派遣した軍隊又は警察は厳格な措置を取り、いかなる形態の人権侵害も防止することが望ましい。商品及びサービスを提供している組織は、念のために、保安のために契約する会社が人権侵害をしていないことを確認することが望ましい。

6.3.3 人権課題1：市民及び政治的権利 (21)

6.3.3.1 課題の説明

市民及び政治的権利は、特定の市民的自由に対する権利に関係し、意見及び表現の自由、平和的集会及び結社の自由、信教選択及び実践の自由、信条の自由、家族、家庭又は通信への恣意的干渉からの自由及びプライバシーの権利などがある。市民及び政治的権利には、生存権、拷問からの自由権、保安権、人として自由で完全であること誠実などの絶対的権利がある。後者の権利に対する組織的影響は、政府の政策に対する直接又は間接的な支持から生じる。市民及び政治的権利の多くは、個人を国家の過剰干渉又は権利保護の不足から保護するために役立つ。

国家には、市民及び政治的権利を保証する主たる責任がある。それにもかかわらず、組織はこのような権利を尊重し、その実現に貢献することが望ましい。また、市民及び政治的権利の実現を妨げる行動を控えることが望ましい。重要な課題は、運営する組織及びその背景で異なる。組織に関する非網羅的な行動及び期待リストを次に記載する。

6.3.3.2 関連する活動及び/又は期待

組織は、“あらゆる人間は、生まれながらに生存権 (23) を有する。”また、“誰も、生命生活を勝手気ままに奪われたい。” (23) という事実を常に尊重し、決して妥協しないことが望ましい。組織は、国家が人間の生命を勝手気ままに奪う活動を行わないよう、注意深く観察することが望ましい。組織が無秩序かつ訓練されていない保安部隊と契約することによって、死者が組織と結びつく可能性がある。このような保安部隊を利用することは、国家又は保安部隊が行う人権侵害に組織が共謀しているというリスクに、組織をさらす場合がある。

組織は、“何人も、プライバシー、家族、家庭又は通信に対して恣意的又は不法な干渉を受けない。また、名誉及び評判に対して不法な攻撃を受けない。” (26, 88) ことを認識することが望ましい。組織は、被雇用者の記録 (たとえば医療記録など) を合法的に保持する場合がある。しかしながら、これらの記録は被雇用者のプライバシーを尊重し、目的を明確にすることが望ましい。

組織は、意見及び表現の自由に対する権利を尊重することが望ましい (27, 92) この権利は、干渉されることなく意見を保持する権利、辺境を問わずあらゆるメディアを通じて情報及び意見を求め、受け取り、与える権利を包含する。組織は、地域コミュニティのメンバーがその活動について意見を表明する状況に直面することがある。組織の被雇用者の権利が尊重されるのと同じく、このような表現の自由の権利は、尊重することが望ましい。組織は、あらゆる努力をし、たとえ組織の決定に反対を表明する状況であっても、ステークホルダーに見解を自由に表現するチャンネルを提供することが望ましい。組織は、ステークホルダーの見解又は意見を抑圧、変更したり、影響力を及ぼそうとしたりすることは望ましくない。

組織は、“何人も、拷問、残酷、非人間的、又は屈辱的な待遇や罰を受けない。” ことを認識することが望ましい。懲戒手続きは、釣り合いが取れたものであることが望ましい。また、“体罰又は屈辱的待遇を行ってはならない。” (24, 86。) 紛争地域で活動する組織は、契約するすべての保安部隊又は享受するその防衛がこのような侵害を犯さないような特別な配慮を行うことが望ましい。

組織は、すべての人の開放と運動の自由に関する権利を尊重することが望ましい。(22, 83) 例えば; 組織は、被雇用者のパスポート又は旅行文書を没収したり、どんな形であれ、運動の自由又は開放の自由を制限したりしてはならない。

組織は、“何人も、奴隷制度で拘束されない”, “何人も、奴隷状態で拘束されない”, また、“奴隷制度及びすべての形式の奴隷売買は、禁止される” (25, 85。) ということを知ることが望ましい。奴隷制度は基本的な人間の自由の侵害であり、奴隷制度の禁止及びその他の形式の強制労働の禁止は絶対的なものである。組織は奴隷労働によって生産された可能性のある供給物を追跡する努力をし、これらの供給物の使用を控えることが望ましい。

6.3.4 人権課題2: 社会的, 経済的, 文化的権利 (30)

6.3.4.1 課題の説明

社会的, 経済的, 文化的権利は、食物、教育、健康、医療、文化及び社会福祉事業に対する個人の権利を包含する。社会的, 経済的, 文化的権利においては、当該の権利を履行しようと試みる組織の率先的かつ進歩的なアプローチを必要とする。

国家は、社会的, 経済的, 文化的権利遂行のための主たる責任がある。それにもかかわらず、すべての組織はこのような権利を尊重し、その実現に貢献し、また、このような権利の実現を妨げる行動を控えることが望ましい。

組織に関する非網羅的な行動及び期待リストを次に記載する。

6.3.4.2 関連する活動及び/又は期待

組織は、食物、衣類、住宅、医療、及び必要な社会的保護（失業、病気、障害、寡婦、老年又はその他管理できない状況での生計の欠乏時に対する保証権など）など、人と家族の健康及び幸福のための適切な生活水準に関する権利を尊重することが望ましい。(32, 93) 組織は、生存のために地域コミュニティが必要不可欠な製品にアクセスすることを制限したり、水などの必要不可欠な資源へのアクセスを拒否したりすることは望ましくない。このような商品やサービスを民営化する場合、アクセス可能性を制限しないよう、特別な配慮を行うことが望ましい。また、一般所得によってこれらの権利へアクセスできるか、組織は注意することが望ましい。

組織は、肉体的及び精神的な健康水準を最も成し得る形で享受できるようすべての人の権利を尊重することが望ましい。(33) 活動、商品、サービス、新規計画は、地域人口及びエンドユーザーなどの人権、健康、安全に対して考えられる影響の評価を必要とする場合がある。

組織は、すべての人の教育に対する権利(34, 94)、両親が子供の教育を選択する権利を尊重することが望ましい。教育は、人間の個性と尊厳が十分に発揮されるように指導されることが望ましい。また、人権と基本的自由に関する敬意を強めるような教育が望ましい。組織は、発生する可能性がある直接的な被害は別として、児童の雇用は教育の機会を奪ってしまう可能性があることを留意しておくことが望ましい。最低年齢及び若年労働者に関する国際基準は、尊重されることが望ましい。

組織は、成人男女が、人種、国籍、宗教の制限なく、結婚し、家族をもつ権利を有することを尊重することが望ましい。(31, 89.) 組織は、被雇用者の家庭生活の享受に一致した労働条件を構成することが望ましい。必要な労働時間は、病気の子供の世話、出産又はその他家庭の責任のための休暇取得ができるように設定することが望ましい。家庭生活に対する権利を尊重することは、被雇用者が結婚し、家族を作ることを妨げない、入籍に基づき差別をしない、新生児のいる家族に育児休暇を提供し、労働と生活のバランスを推進する必要性を伴う。

組織は、すべての人の思想の自由、良心、信仰、文化に対する権利を尊重することが望ましい。(35, 91) この権利には、自身の信教又は信条を変更する自由、単独の又は他者とコミュニティーに共存する自由、公的又は私的自由、信仰、又は教義、実践、崇拜、順守についての信条、を明示する自由が包含される。

組織は、単独又は他者とのかわりに関する、すべての人の所有権を尊重することが望ましい。(90). 組織は、所有権者に知的及び物質的権利に対する相応の補償をすることが望ましい。先住民の実用的な知識は、知的所有権である。

6.3.5 人権課題3：社会的弱者

6.3.5.1 課題の説明

特定の集団又は特定の部門の人々は、人権侵害に対してより脆弱である。社会的弱者の人権には、特別な注意を払うことが望ましい。すべての社会的弱者を完全に効果的に社会に参加及び編入することは、関係する人々と同様、すべての組織に機会を提供する。組織は、すべての個人に対する平等な機会及び尊重を確実にするために、積極的なアプローチを行うことによって、多くを得る。組織に関する非網羅的な行動及び期待リストを次に記載する。最も重要な措置は、個別の組織及びその背景による。

6.3.5.2 関連する活動及び/又は期待

組織は、先住民及びマイノリティの権利を尊重するように注意することが望ましい。(14, 17, 9) 組織が未知の環境で運営する場合、伝統に従って生活するステークホルダーの自由を保護することは特に重要である。組織は、すべての運営、政策、活動において、民族的、宗教的、言語的又はその他コミュニティに属している人々が集団の他のメンバーと自身の文化を享受し、自身の信仰又は伝統を公言、実践し、自身の言葉を使用

できることを確実にするよう努力することが望ましい。

組織は、女性の権利を尊重し、女性の平等な取扱い促進に関する機会創出に留意することが望ましい。(6) これは、妊婦の差別及び家庭に優しい政策の展開に関して特にあてはまり、これによって女性が妊娠か雇用のいずれかを選択する必要がなくなる。

組織は、児童にかかわるすべての行動において、児童に関する主な考慮点について最良の利益をもたらすようにすることが望ましい。(8, 16) 非差別、児童の生命権、生存権、成長権及び自由な表現の権利の原則は尊重することが望ましい。

組織は、障害をもつ人を尊重し、選択の自由、独立の自由を含め彼らの生まれながらの尊厳、個人の自立を尊重することが望ましい。(7) 障害をもつ人とは、病気に起因する特別の介護を必要とする人々を含む。

組織は、移住者及び出稼ぎ労働者を差別してはならない。(20)

6.3.6 人権課題4：基本的な労働権

6.3.6.1 課題の説明

本節では、国際労働機関（ILO）で基本的な労働権に指定された人権を取り扱う。ILO の 180 の加盟国及び、各国の雇用者ならびに労働者組織が、ILO に参加し、基本原則及び労働権に関する ILO 宣言を 1998 年に承認し、誠意をもってこれらの権利を推進・実現する義務を受け入れた。

労働に関連する ILO 及びその他の人権についてのより詳しい情報、とりわけ、結社の自由及び団体交渉の自由がどのように社会的対話に関連するかは、6.4 の労働慣行に記載されている。

6.3.6.2 関連する活動及び/又は期待

組織は、すべての労働者が従前の認可を必要とせず自身の組織を結成し、参加し、団体交渉する権利を尊重することが望ましい。(13, 65) 労働者は、労働組合を結成、参加することによって、利益をさらに保護することができる。組織は、関係する労働者に対して、いかなる形であれ、本権利の行使を妨げないことが望ましい。

労働者によって選択された代表組織を、団体交渉の目的のために認めることが望ましい。雇用条件は、自発的な団体交渉によって決定される場合があり、労働者の代表は、彼らの活動を可能にする施設を供与されることが望ましい。団体協定には、紛争解決のための規定を含めることが望ましい。労働者の代表は、有意義な交渉のために必要とされる情報を提供されることが望ましい。

組織は、強制労働にかかわったり、強制労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。(2, 12) 何人も、刑罰の脅迫の下又は志願しない場合に、いかなる労働又はサービスも強制されることは望ましくない。組織は、囚人が法廷で有罪判決を受けない限り、また、その労働が公権力の監督及び管理の下にない限り、刑務労働にかかわったり、刑務労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。刑務労働は、それが自発的に行われるものでない、とりわけ、公正かつ適切な雇用条件が明示されるものでない限り、民間組織によって行われることは望ましくない。政治的見解を保持するための政治的強制の手段又は刑罰として、組織発展のために動員する方法として、労働規律の手段として、ストライキに対する刑罰として、又は差別の手段として、強制労働を課すことは望ましくない。

組織は、児童労働にかかわったり、児童労働から恩恵を受けたりすることは望ましくない。(15, 16) 最低雇用年齢を尊重することが望ましい。国際労働基準では、一般的に 15 歳という最低雇用年齢を定めており、14 歳を採用している国もいくつかある。18 歳未満の児童及び若年者を、その性質又は状況が健康、安全又は品行を害す

る恐れのある労働に雇用することは望ましくない。

組織は、雇用慣行で差別することは望ましくない。(10, 11). 採用、教育訓練及び昇進は、資格、技術及び経験に基づくことが望ましく、次の基準に基づくことは望ましくない：人種、皮膚の色、性、信仰、政治的加入、国籍又は社会的出自。さらに、組織は病気（例えば HIV/エイズ又は性的な好み）を基準として、差別することは望ましくない。対等な価値労働を行っている組織の労働者に対しては、対等に報酬を与えることが望ましい。しばしば、性差別のために、主に女性によって行われる労働は過小評価される。性による偏りがなく、組織は給与体系を確認することが望ましい。

6.4 労働慣行

6.4.1 論拠

組織の労働慣行は、組織内で行われ、組織を代理するすべての政策及び慣行を網羅する。このように、労働慣行という言葉は、組織の被雇用者と組織との関係、組織が所有又は直接管理する職場でもつ責任を超えて適用される。労働慣行には、他者が代理して行った労働についての組織の責任を含む。また、労働慣行には、その組織のために作業を実施する他者、その組織に商品又はサービスを供給する他者の労働条件に関し、組織が作成する要件を含む。

労働慣行は、次の労働者の採用及び昇進を包含する；懲戒及び苦情対応手順、労働者の異動及び配置転換、雇用の終了、及び労働条件に影響を及ぼすあらゆる政策又は慣行。また、労働慣行には、雇用に関する課題に取り組むための団体交渉、社会的対話、三者協議における、労働者組織及びその組織の代表、参加の認識を含む。

組織の労働慣行は、社会で大きな影響があり、それによって持続可能な発展に大いに貢献することができる。仕事の創出、行った仕事に対して支払われる賃金及びその他の報酬は、組織の最も重要な経済的影響である。有意義かつ生産的な労働は、人的開発における重要な要素である。有意義かつ生産的な労働の欠如は、社会問題の主な原因の一つである。労働慣行は、法規の尊重及び社会に存在する公正意識に対して大きな影響がある。社会的に信頼できる労働慣行は、社会的正義及び安定にとって重要である。

組織の労働慣行は、被雇用者の採用、動機付け、留保に関する組織の能力について、重大な影響をもつ。したがって、組織の目的を達成する能力にも影響をもつ。また、労働慣行は、組織の評判に関して、重大な影響をもつ。

6.4.2 原則及び考慮点

フィラデルフィアでの ILO の 1944 年宣言において謳われた基本原則とは、労働が商品でないということである。つまり、労働者は、生産要素及び同様の市場要因に従う要素として扱われることは望ましくないということである。生まれながらに立場の弱い労働者及び彼らの基本的権利を保護する必要性は、世界人権宣言及び経済、社会、文化的権利に関する国際規約に反映されている。原則には、何人も、自由に選択した労働によって生活の糧を得る権利及び良好な労働条件を得る権利を含む。

多くの国際的に認められた人権は、労働に関連している。自身の組織を結成してそれに参加するすべての労働者の権利、集団で雇用者と交渉する権利、雇用及び職業に関して差別がないこと、及び、児童労働ならびに強制労働がないことは、すべての人権の基本である。これらの人権については 6.3 でより詳細に記載している。これらの権利は基本的な労働権として ILO によって承認され、中心的な協定として参照される 8 つの協定の中で表明されている。また、その他多くの ILO 協定及び勧告は、6.3.7 で言及された世界人権宣言及びその 2 つの協定における規定に対して実質的な意味を与えている。

労働者*1のために公正かつ公平な待遇を確実にする主たる責任は、政府にある。立法及び法の支配を通じて、政府は国家規格が国際的基準及び権利を順守する義務を履行する。また、政府は、法及び規制の維持、及びそれらが維持されていない場合の、労働者及び組織の司法に対する必要なアクセス手段を決定するという、重要な責任をもつ。組織は、労働慣行及び労働条件の課題に取り組むことによって、自身の社会的責任を表明する。その責任は、組織自身を管理し又は組織自身に影響を与えるものである。組織は、政府が労働法を実施していないことを、労働者の権利の尊重を回避するよい機会と見ることは望ましくない。法の精神又は意図は、広く普及することが望ましい。主要な考慮点は、団体交渉及び協業が社会的に責任ある方法で行動する組織のための基礎であることが望ましい、ということである。

6.4.3 労働慣行課題1：雇用及び雇用関係

6.4.3.1 課題の説明

人的開発のための雇用の意義は、普遍的に認められている。雇用者として、組織は社会で最も広範囲に認められた目的の一つに貢献する。そして、その目的とは、完全かつ確実な雇用を通じた生活水準の改善である。

すべての国は、労働を行う法的枠組みを提供する。さまざまな法的システムの範囲に関係なく、雇用関係は、普遍的な概念である。そしてその概念は、労働関係において人又は組織に対して従属関係及び依存関係にあるほとんどの労働者は、雇用者との商業的關係における平等の当事者であるかのように扱われることは望ましくないことと認めるものである。その相違は、労働法又は雇用法に関する根本的な基礎である。雇用関係では、全体として社会の利益のために雇用者及び被雇用者の両方に対して権利を与え、義務を課す。

すべての労働が、雇用関係の範囲内で行われるというわけではない。労働及びサービスは、自営の人物によっても行われる。しかしながら、ここにおいても、労働を行う社会及び個人に対する適切な法的及び制度的枠組みの重要性が、認識されることが望ましい。契約にかかわるすべての当事者は、権利及び責任を理解し、契約条件が尊重されない場合には、償還請求する権利を有する。

6.4.3.2 関連する行動又は期待

組織は次のことを行うことが望ましい。

- 直接代理して行われたすべての労働が、法的に被雇用者であると認められた個人又は自営であると認められた個人によって履行されたことを確実にすること。
- 法律の下、雇用関係であると認められる関係を偽って、法律が雇用者に課している義務を回避しようとしないうこと。
- 個々の労働者及び社会の両方に対する安定した雇用の重要性を認識すること。有効な労働力計画を使用し、場当たりの労働力の使用や、一時的な労働力の過度な使用を回避すること。ただし、労働の性質が純粋に短期的又は季節的なものである場合を除く。
- 雇用に影響を及ぼす閉鎖など組織運営の変更を検討する場合、労働者の代表に適切な通知を与え、悪影響を最大限に軽減する方法を協働で考慮すること。
- 労働慣行における差別を取り除き、女性、若年労働者、及び障害のある労働者、移住者、先住民などのその他社会的弱者に平等な機会を与えること。

*1 “被雇用者”という用語は、国内法又は慣習において“雇用関係”としての関係を認められる個人を指す。“労働者”という用語はより一般的な用語であり、労働を行うすべての人を指す。“労働者”という用語は、被雇用者又は自営業者を指すことがある。

- 恣意的又は差別的な解雇を行わないこと。
- 法的に認められた組織だけに対して労働を下請けに出すこと。そうでない場合は、雇用者の責任を引き受けることができ、かつその意思がある組織に対して下請けに出すこと。ここでは、法的に認められていない労働仲介者、また、労働履行者に法的権利を与えない労働を行わせるためのその他の手配を行う者を除外する。
- 他の組織を代理して行った労働に対する責任のいくつかの措置を認めること。この点に関しては、組織は措置を取り、従事する内容を確認することが望ましい。例えば、サプライヤー及び下請業者は、その労働慣行が、すべての労働が、適切な法的及び組織の枠組みの範囲内で行われることを必要とする合法的な企業である。
- 社会的に責任ある行動とは、サプライヤー及び下請業者状況が労働慣行の規範を尊重する必要があることを認識することである。すべての規範は、国際的に認められた労働基準及び法の原則の尊重に基づいていることが望ましい。これらの状況では、組織はこのような規範の実施に関して、すぐれた慣行に従うことが望ましい。

ボックス 2 国際労働機関

国際労働機関は、国際労働基準を設定する目的で設立された三部体系（政府、労働者、雇用者）を有する国連機関である。この最低限の基準はあらゆる所で労働者に適用され、搾取及び侵害に基づいた不正競争を予防することを目的とする。ILO 基準には技術的に十分な情報があり、雇用者、労働者、政府を支援している。また、この三者は世界的レベルでの交渉によって、ILO 基準を採用している。ILO 基準の意義及びその適切な適用は ILO 監督機構によって入念に練り上げられたものであり、本法体系はガイダンス及び良好な慣行の源となる。ILO 協定ならびに勧告、1998 年の基本原則及び労働権に関する ILO 宣言、1997 年の多国籍企業及び社会的政策に関する原則の ILO 三者宣言（2006 年に最終改定）は、労働慣行及びその他の重要な社会的課題に関して最も権威のあるガイダンスとなっている。

6.4.4 労働慣行課題 2：労働条件及び社会的保護

6.4.4.1 課題の説明

労働条件には、賃金及びその他の形態の報酬、労働時間、休憩時間、休日、懲戒及び解雇慣行、労働生活のバランス及びその他の主題が記載されている。労働条件の多くは、国内法令及び規定、又は労働が行われる者及び労働を行う者を拘束する協定によって決定する。雇用者は、労働条件の多くを決定することができる。

社会的保護とは、雇用傷害、病気、妊娠、親子関係、老年、失業、身体障害又は他のいかなる財政的困難の場合においても収入の縮小又は喪失に対するすべての保証を指す。

6.4.4.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働条件が国内法令及び規定に従っており、関連する国際労働規格と一致していることを確認する。
- その他の適用可能な法的拘束力がある協定を通して設立されるより高度な水準の規定を尊重する。
- 国家法がない場合、少なくとも国際労働基準で規定された最低限の規定を考慮する。

国際労働基準で設立される原則に基づき、組織は次を行うことが望ましい。

- 賃金、労働時間、週休、休日に関して適切な労働条件を与えること。また、これらの条件は、関係する国、地域において類似の雇用者から与えられる条件よりも労働者に対してより不利なものであることは望ましくない。
- 国内法令及び慣行に従って可能な限り最良の報償及びその他の労働条件を与えること。これらの条件は、組織の経済的立場に関連していることが望ましいが、少なくとも、労働者及びその家族の基本ニーズを満たすものであることが望ましい。
- 賃金を関係する労働者に直接支払うこと。これは法律又は団体協定で許可された規制又は控除の影響のみを受ける。
- [運営している国の背景の範囲内を認識すること。労働者の社会的保護の規定に関する義務を有する。また、これらの義務を逃れようとすることは望ましくない。]
- 通常又は同意した労働時間を順守するための労働者の権利を尊重すること。
労働者は、国内法令及び慣行に従って時間外労働の報酬を与えられることが望ましい。労働者に時間外労働を要請する場合、組織は、関係する労働者の特定の脆弱性及び労働に内在する危険を認識することが望ましい。組織は強制的及び非代償の時間外労働を禁止している法規を守ることが望ましい。また、強制労働に関して常に労働者の基本的人権を尊重することが望ましい。
- 可能ならば、週休に関して国家又は宗教的伝統や慣習を順守すること。

6.4.5 労働慣行課題 3 : 社会的対話

6.4.5.1 課題の説明

社会的対話とは、経済的及び社会的に関連する共通の利害のある主題に関する政府の代表、雇用者、ありとあらゆる交渉、協議、情報交換などである。社会的対話は、雇用者及び労働者が競争及び共通利害の両方をもち、多くの国の統治で重要な役割を果たすという認識に基づいている。

社会的対話は、独立した当事者が必要である。国内法令、規定又は団体協定に従って、労働組合のメンバー、組織内又は関連する企業の労働者のいずれかが、純正な労働者代表を自由に選出する。彼らは、政府又は雇用者が指定する個人でない。社会的対話は、事業水準の情報及び協議機構（例えば労使協議会）及び団体交渉など、さまざまな形態をとる。

効果的な社会的対話は、方針を展開するための仕組みを提供し、又は、雇用者及び労働者のプライオリティー及びニーズを考慮する問題の解決策を見出す。また、このようにして、組織及び社会にとって有意義で持続可能な結果となる。社会的対話は、職場への参加及び民主主義の原則を確立し、また、健全な労働管理関係の構築に貢献することができる。このようにして、費用のかかる労働争議に訴えることを最小限にし、投資を促進することが可能となる。同様に、この社会的対話は、人的開発に貢献し、生産性を強化する技術開発プログラムの設計に使用することができ、又は組織の運営での変更によるマイナスの社会的影響を最小限に抑えることができる。

6.4.5.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 社会的対話団体の重要性を認め、関連する雇用者の組織及び適用可能な団体交渉体系に関与すること。
- いかなる形であれ、労働者が権利を行使し、独自の組織を形成すること、又は団体交渉を行うことを反対又は阻止しない。

- 独自の組織を形成又はそれに参加しようとする労働者、団体交渉を行おうとする労働者を妨害することを目的として、労働者を解雇したり、労働者を差別したり、脅迫して再配置したり、仕事を外部発注したり、又は著しく長い又は複雑な法的手続きを利用したりしないこと。
- 正式に指定された労働者の代表に、認可された意思決定者へのアクセス、職場へのアクセス、及び代表者が役割を果たすために必要な施設へのアクセス、組織の財政及び活動の正確で公正な情勢がわかる情報へのアクセスを与えること。
- 結社の自由及び団体交渉で国際的に認められた権利の行使を制限するよう政府を奨励しないこと。このような規制に基づいた奨励制度に、関与することは望ましくない。

6.4.6 労働慣行課題 4：職場の安全衛生

6.4.6.1 課題の説明

職場の安全衛生は、労働者の物理的、精神的、社会的幸福で最も高度な段階を促進、維持すること、労働条件によって生じる健康に対する被害を防止すること、健康に不利なリスクから労働者を保護すること、職業環境を労働者の生理的、精神的能力に合わせることに関係する。

労働関連の病気、傷害、死亡の社会に対する負担は、大きい。労働者にとって有害である汚染物質及びその他の職場の危険は、コミュニティ及び一般的環境に対しても重大な影響があり得る。安全衛生の課題は、危険な設備、プロセス、慣行、物質（化学、物理及び、生物学）に起因する。

社会的に責任ある安全衛生慣行を行うことによって、費用を低減し、士気を改善し、生産性を高めることができる。

6.4.6.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 活動に伴う安全衛生リスクを理解しようとする。また、従うべき適切な手続きを理解し、事故防止及び非常事態の対応に必要な安全設備を備えることが望ましい。
- すべての活動において、安全衛生が必要不可欠な一部であり、安全衛生の運営又は管理の段階を最も明確に記述する安全衛生方針を持つこと。
- 安全衛生対策について、労働者が支出を行うことは望ましくない旨の原則を尊重すること。
- 関係する労働者の参加に基づく安全衛生システムを採択すること、また、労働者の次の権利の尊重を認識すること。
 - これらのリスクに対処するために用いた健康、安全リスク及び最良の慣行に関する完全かつ正確な情報。
 - 安全衛生のすべての側面において、自由に問い合わせし、相談すること。
 - 危険な労働を拒否すること。
 - 安全衛生課題についての外部のアドバイスを求めること。
 - 安全衛生問題を当局に報告すること。
 - 安全衛生のプロセス及び決定に関与すること。
 - 上記の行為を行うことによる、報復がないこと。

ボックス 3 労働・マネジメント合同安全衛生委員会

多くの組織では、労働・マネジメント合同安全衛生委員会は、組織の安全衛生プログラムに関する最も価値のある委員会の一つである。合同委員会は、情報収集、安全マニュアル及び訓練プログラムの開発、報告、事故の記録及び調査、被雇用者が掲げた問題の検査及び回答など、重要な役割を果たす。この委員会の労働者代表は、経営陣によって任命されるのではなく、彼ら自身によって選出されることが望ましい。この委員会のメンバーシップは、マネジメント及び労働者代表の間で等分に分割されることが望ましい。委員会は、すべてのシフト、部門及び配置が代表するのに十分な規模であることが望ましい。

6.4.7 労働慣行課題 5：人的[資源]開発

6.4.7.1 課題の説明

人的開発とは、人間の能力を拡大し、機能させることによって人々の選択範囲を拡大し、これによって人々が長く健康な人生を送れるようにし、知識を持ち、適切な生活水準を送るためのプロセスである。人的開発は、創造的、生産的で自尊心及びコミュニティへの帰属意識を享受するための政治的、経済的、社会的機会を指す。

[労働慣行に関して、人的開発] [人的開発の一部として、人材育成]は、個人としての立場及び雇用適性を高めることを含む。雇用適性とは、適切な労働を確保、保有するために個人の能力を高める経験、能力、資格を指す。雇用者として、組織は労働者の雇用適性を増強する際に重要な役割を果たし、職場方針及び慣行を使用し、また、例えば差別との戦い、家庭での責任のバランス、健康及び幸福の推進などの重要な社会的課題に取り組むことができる。

6.4.7.2 関連する行動又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 労働者が、平等で差別のない原則に基づき、技術の進歩及びトレーニングへのアクセス、キャリアアップする機会を与えられること。
- 適切な労働時間を与え、その他の方針を通じて、労働者の家庭での責任を尊重すること。例えば、労働者が適切な労働生活のバランスの実現に役立つような保育施設や、育児休暇などである。
- 雇用慣行のいかなる点においても差別をしないこと。この雇用慣行には、採用、選択、教育訓練へのアクセス、昇進、解雇を含む。
- 障害をもつ労働者、先住民及び出稼ぎ労働者など社会的弱者の保護と進歩に寄与する積極的な行動を行う。
- 若者の失業又は女性の不完全雇用などの課題に取り組む適切なプログラムを確立し又はそれに参加する。
- 健康及び幸福を推進する労働・マネジメント共同プログラムを確立すること。伝染病の影響及び薬物濫用は、例えば、組織のパフォーマンス及び社会の全体的な健康に影響を及ぼす。

6.5 環境

6.5.1 論拠

世界は、多数の環境的挑戦に直面している。その多くが人口増加及び開発にリンクしている。例えば天然資源の減少、気候変動、汚染、生態系の破壊などである。

環境課題は「一地域から世界に至るまで」相互に結びついており、この課題に取り組むには総合的なアプローチを必要とする。環境問題は、社会において人間の安全及び幸福に対する脅威をもたらす。環境課題は、人権、社会開発、その他の社会的責任に関する中核課題に密接にリンクしている。多くの環境課題は国家の境界を越え、いかなる社会の国家又はセクターでも単独でこの挑戦に対処することはできない。社会のすべてのメンバーは、共同資源を収集し、団結及び協力の精神で課題に向き合うことが望ましい。

環境課題に取り組むことは、人類存続のための前提条件であり、我々の世代の繁栄だけのことではない。我々の世代は、将来の世代が持続可能な世界環境を享受できるよう行動する責任がある。[環境的責任がすべての組織の社会的責任の一部であることを、組織は留意することが望ましい。]

6.5.2 原則及び考慮点

環境課題に取り組む際に、すべての組織は、以下の原則を尊重し、推進することが望ましい。[これらの原則はできるだけ完全に責任を履行するために奨励される。]

6.5.2.1 環境的責任 (66)

組織は、管理又は影響範囲の中で活動によってもたらされる環境への被害に関して、責任を引き受けることが望ましい。[社会は、民間及び公共組織が良好な隣人であることを期待する。] 環境的責任に貢献する主要な要件は、次のとおりである。

- 予防的なアプローチを利用すること。
- 国家/州/地域法で、順守をなし遂げるために行動すること。また、法律が環境を十分に保護していない、又は、事実上実施されない場合、認められた国際基準を順守して運営すること。
- サプライチェーンの管理で環境基準、規範、基準を統合すること。
- 環境技術開発及び移転を促進すること。
- 運営及び場所における環境認識、パフォーマンス管理、報告を進めること。
- 環境的影響に関して地域コミュニティとコミュニケーションをとり、対話を維持すること。
- 利益を公正に共有すること。

6.5.2.2 予防的アプローチ (69)

人間の健康及び環境を保護するために、組織は可能な限り予防的なアプローチを利用することが望ましい。重大又は不可逆の損害の恐れがある場合、完全な科学的確実性が欠如しているからといって、潜在的な健康への影響又は環境劣化を予防するためにとる費用対効果測定をを延期することは望ましくない。[不確実な条件では、ライ

フサイクル分析，環境リスク評価，環境影響評価のような手段の使用がとりわけ関係する。]

6.5.2.3 汚染者負担の原則 (70)

組織は，汚染によって社会に与えられる損害，又は汚染が許容できる水準（基準）を越える汚染防止の費用を負担することが望ましい。[本原則は，環境費用の内面化を推進するために供する。]

6.5.2.4 環境に優しい技術の使用 (68)

責任ある組織は，環境に優しい技術の開発及び普及を推進することが望ましい。環境に優しい技術は，“環境を保護し，より汚染しない。より持続可能な方法ですべての資源を使用する。より多くの廃棄物及び製品をリサイクルする。また，代用された技術よりも受け入れられる方法で残留する廃棄物を処理する。” (3)

6.5.3 戦略，方針，手段]

起草者の注：次の項目を維持，削除，又は第7節に移動すべきか？

[環境配慮を運営に統合する努力においては，すべての組織は，種々の環境戦略及びアプローチを採用することができる。環境戦略及び方針を創出することは，環境側面の考慮点及び経営を運営に統合するための出発点である。

体系的配慮，方針及び目的の達成のための手段には，環境マネジメントシステム及び環境監査/評価を含む。これらの手段は，組織の環境方針と調和して環境パフォーマンスの管理及び改善に役立つ。

更なるツール — ライフサイクル評価，総費用評価，環境影響評価など — は環境マネジメントの課題に関してすべての組織の意思決定に役立つ。]

起草者の注：起草チームの一部のメンバーは，環境課題について他の構成を支持した：

環境課題 1：持続可能な消費及び生産の推進

環境課題 2：生態系サービスの評価

環境課題 3：気候変動の防止

環境課題 4：責任ある化学製品管理の推進

6.5.4 環境課題 1：活動，製品及びサービスの環境側面[の特定及び管理]

6.5.4.1 課題の説明

すべての組織は，環境に影響を及ぼす。これらの影響には，大気，水質汚染，廃棄物の発生及び処理，有毒かつ危険な物質の使用及び処理などがある。組織は関連する活動，製品，サービスの環境側面を，特定，管理することが望ましい。

a) 大気及び水の排出

編集委員会の注：起草者は内容を追加する。

b) 廃棄物

組織は、廃棄物の発生を最小限に抑えることが望ましい。この発生については、組織の廃棄物及び排出物に対する理解が必要である。また、リスク及びコミュニティの評価に基づく計画の実施が必要である。廃棄物処理だけでなく、廃棄物の削減階層を考えることは、重要である。

[廃棄物階層は、以下の通りである (i) ソース削減, (ii) 再利用, (iii) リサイクル, (iv) 廃棄物処理 (v) 廃棄物処分]

c) 有毒及び危険物質

化学製品はあらゆる所にあり、我々の生活の質に影響を及ぼす。大量の有毒及び有害材料は、製造、エネルギー生成、農業、商業、家庭での使用によって、生産され及び／又は環境に放出される。自然及びすべての生態系において、これらの物質は、植物及び動物の発達及び成長に影響を及ぼす。これらの物質は、生殖変異、先天性異常、行動変異及び死をもたらすことがある。ガン又は内分泌の破壊など、人体の健康に対する悪影響をもたらすことが疑われていたり、知られていたりするものがある。

[2006年2月6日、アラブ首長国連邦のドバイでの化学製品管理の国際会議 (ICCM) で採択された、国際化学製品管理に関する戦略的アプローチ (SAICM) は、化学的危険に関する国際行動のための政策的枠組みである。SAICM は、マルチ・ステークホルダー及びマルチ分野の準備委員会によって開発された。戦略的アプローチでは、2002年のヨハネスブルグでの持続可能な発展に関する世界首脳会議 (WSSD) で合意された、2020年までに、化学製品は環境、人間の健康への重大で有害な影響を最小限抑える方法で生産、使用されることを保証するという目標達成を支持している。]

起草者の注：次の表を解説し維持することが望ましいか？ 削除することが望ましいか？

[日常生活における化学製品]

暴露経路	起点
食品	肥料、農薬、包装及び食品添加物
衣類	合成繊維、染料、織物用助剤
健康	製薬（殺菌剤）
衛生	石鹼、洗剤、化粧品、殺虫剤
シェルター	建造物及び加工材料
エネルギー	燃料、化学製品、水、レクリエーション

6.5.4.2 関連する活動及び/又は期待

a) 大気及び水への排出削減

組織は次を行うことが望ましい。

- [大気中及び水中への重大な排出を特定し、測定し、記録し、報告すること。]
- 汚染物質最小化プログラムを確立、実施し、大気中及び水中の排出量を報告し、法的しきい値より下で廃水及び排水水準を達成すること。
- ガイドライン/規格、ベンチマーク及び最良の慣行を考慮しつつ、目標を設定し、大気中及び水中への排出量の最小化に関連するパフォーマンスを報告すること。これらは、次にに基づいていることが望ましい
 - より意欲的な法的排出をもつ国及び組織の主権国と比較した場合の廃水限度の法的規定

- － 自発的エコラベル・スキームに含まれる基準
- － 持続可能性基準を確立している公共調達ガイドライン

b) 廃棄物の削減

組織は次を行うことが望ましい。

- － [著しいゴミの流れを特定し、測定し、記録し、報告すること。]
- － 廃棄物分離システムを確立すること。最低限、基本廃棄物は分離される。
- － [廃棄物削減階層に従って]廃棄物処理の戦略を確立し、廃棄物管理オプションの優先する廃棄物処理を最小限に抑え、パフォーマンスを報告すること。
- － 廃棄物現場の健全な管理を提供すること。
- － 以前に汚染された現場を評価して、当局に報告し、規定又は最良の慣行によって修復すること。

ボックス 4 [タイトルが追加される]

過去 10 年にわたって、バッテリー製造業者は、部分的には公共事業及び立法に依って、環境問題解決を実施してきた。製品ライフサイクルのすべての段階で努力を行った。

- －再設計 – 有毒構成要素の利用を削減又は取り除くために製品を再設計。
- －再利用 – 非充電式バッテリーの生産数と比較して、毎年、より多くの充電式バッテリーを生産。
- －リサイクル – いくつかの国では、使用済み充電式バッテリーを回収、リサイクル。

c) 有毒、危険な材料の使用の削減 [化学製品の責任ある管理]

有毒物質の管理のための重要な行動には、より安全な生産措置、製品管理プログラム、認識、緊急準備の導入²などがある。組織は、関連する場合、次を行うことが望ましい。

- － 非常に有害な農薬の使用を回避すること。(世界保健機構分類法により規定)
- － オゾンを減少させるものであると分類される化学製品の使用を回避する。(モントリオール議定書(54)による [及び残留性有機汚染物質 (POPs) (ストックホルム協定 (72), オーフス議定書(1)又はロッテルダム協定(71)に列記])
- － 懸念される化学製品の使用を回避する。例えば、発癌性があり、突然変異誘発性で、再現性のある毒性があり、持続性で、体に蓄積すると定義されている物質などである。代替可能な選択肢がないため、このような物質を使用する必要がある場合、この使用については、許可され、[関係者者に]報告されることが望ましい。

1. ² しばしば天災と関連して起こる産業事故を取り扱っている (77) を参照。

- － [予防的原則を考慮しつつ、使用されている化学製品を定期的に見直して、プログラムを開発し、適切な経済的かつ技術的に存続できる選択肢が利用可能で、懸念のある物質を特定して取り除き、より安全な物質又は技術に置き換えることを確認すること。]
- － 段階的に排除することを提唱された化学製品の使用を定期的に見直すこと。(例えば、政府機関が発行したブラックリスト、又は消費者、健康あるいは環境組織が要請した使用禁止令)
- － 化学製品の代替予定、又はその製品の継続使用の根拠を含む回答を行うこと。
- － 十分なライフサイクルを考慮し、関連する人口集団及び、できれば特定の脆弱な下位人口に顧慮しつつ、人間の健康及び、使用される化学製品の環境に対する危険性/リスクを評価し、報告すること。
- － 各目的のための使用量など、すべての危険な化学薬品の登録を保持し、公的に利用可能とすること。

ボックス 5 製品管理

製品管理は、環境保護に対する製品指向のアプローチである。

このアプローチは、製品のライフサイクルに関わる製造業者、小売業者、ユーザー、ディスポーザーが製品の環境影響を低減することに対して責任を共有することを求めている。

(また、米国の環境保護局製品管理ウェブサイトを参照。: <http://www.epa.gov/epr/>)

6.5.5 環境課題 2 : 持続可能な消費及び生産の推進

6.5.5.1 課題の説明

[持続可能な消費は、単に消費を削減することを意味するのではなく、多様に消費を行う出発点を意味する。]持続可能な消費は、より効果的な消費を指し、富める者と貧しい者の間で資源を共有し、将来の世代の基本ニーズをおびやかすことなく環境を保護することである。

2002年のヨハネスブルグ計画実施(80)では、持続可能な消費及び生産(SCP)という概念の基で従うべき新しいアプローチが求められた。このアプローチでは、消費パターンにおける現在の動向が持続可能でなく、よりクリーンな生産の分野で効率改善を損なっていることを認めている。国連の後援により、持続可能な消費及び生産(マラケシュ・プロセス)に関するプログラムの10年間の枠組みが開発中である(62)。このプロセスでは、次のような行動を起こすことにより、地球の現在の許容力の範囲を維持しつつ、組織が社会的及び経済的開発に新しい方向を与えることができるとしている。

- － 製造工程の改善を継続すること。
- － 商品及びサービスの設計の改善を加速すること。
- － 個人、業界、公共団体の消費者の選択をより持続可能なライフスタイル及び購買決定の方向に向けること。

a) よりクリーンな生産

よりクリーンな生産は、天然資源の使用効率を高め、廃棄物を最小限に抑えるための戦略である。人間の健康及び安全に対する汚染及びリスクは、製造工程の終端ではなく、発生源で低減される。よりクリーンな生産アプローチの採択は、多くの場合、維持慣行の改善を伴い、新技術を改良又は導入し、あるいは製造工程を変更することを含む。これらのアプローチは、より環境的に互換性のある製品及びサービスへの消費者ニーズを満たすことを目的としている。汚染の低減と同様に、よりクリーンな生産アプローチの採択は、生産効率の改善を通して、経済的節約を生み出すことができる。1992年のリオ宣言に記載されているように、よりクリーンな生産とは予防

的アプローチを意味する。予防的アプローチの重要な要素は、転ばぬ先の杖という考え方である。

生産工程に関して言えば、よりクリーンな生産は、原材料、水、エネルギー単独又はそれらを組み合わせて節約することに起因し、有毒なかつ危険な原材料を取り除き、生産工程の間、発生源ですべての排出物及び廃棄物の量と毒性を低減する。

製品に関して言えば、よりクリーンな生産とは、原材料抽出から、製造及び使用を通じ、製品の最終処理に至るまで、全てのライフサイクルにわたって環境上、健康上及び製品の安全上の影響を低減することを意図する。

サービスに関して言えば、よりクリーンな生産とは、環境的関心を設計とサービス提供に取り入れることを意味する。

b) 環境リスク

[リスクベースのアプローチは、物質の固有の危険とともに、露出についての可能性と、露出を低減又は管理するための適切な危機管理戦略の実施を考慮する。]

c) ライフサイクル[アプローチ][考察]

持続可能な生産及び消費アプローチを通じた環境保護の分野における基本枠組みは、ライフサイクル管理 (LCM) の枠組みである。[LCM は、持続可能な製品及びサービスを生産、取引、提供し、公共イメージ、可視性及びステークホルダーへの一般的な関係性を改善し、ならびに持続可能な運営に向かって努力する意志を表明する戦略を採択した組織のためにある。]

d) エコ効率及びエコ設計

編集委員会の注： 起草者が内容を追加する

e) [グリーン購買][グリーン調達][サプライチェーン]

[環境的関心によるグリーン調達よりも幅広く、持続可能な調達とは、組織が製品のライフサイクルを通じ、全製品の持続可能性を考慮することによって供給物又はサービスを購入するプロセスを指す。]

f) [製品・サービスシステム]

編集委員会の注： 起草者が内容を追加する

g) 消費者の役割及び関連政策

編集委員会の注： 起草者が内容を追加する

6.5.5.2 関連する活動及び/又は期待

a) よりクリーンな生産

編集委員会の注： 起草者が内容を追加する

編集委員会の注： このボックスは、よりクリーンな生産に関連しておらず、ここに誤って置かれたようである。

また、いずれにしても、文書のどこの置かれるかは明確でない。

ボックス 6 より安全な生産

この生産は、事故防止のための生産管理アプローチを指す。それは、プロセス及び管理安全対策の促進から構成され、緊急計画及び手続きを確立し、調和させる。また、価値連鎖に沿ってすべてのステークホルダーに安全情報を伝達する。より安全な生産の目的には、コミュニティ及び環境にリスクをもたらす可能性のある危険物質の製造、保管、処理及び最終用途における事故の防止を含む。とりわけ、責任ある組織は、次を行い、より安全な生産を推進する。

- － 安全文化を助成すること。
- － 価値連鎖アプローチを追求すること。
- － 非常事態に関する事故リスク削減及び準備に取り組む際に、健康上ならびに安全上、及び環境上の考慮点の統合を進めること。(緊急準備及び回答に関して ISO 14001 及び OHSAS 18001 の範囲を併用する)。

起草者の注：環境リスクの次の部門は、維持又は削除されることが望ましいか？

b) [環境リスク]

組織は、プログラムを実施し、直接及び間接的環境リスクを評価、低減することが望ましい。これらのリスクは、組織の活動、原材料、製品、サービスの利用に起因する場合がある。プログラムには、人的要因を含む危険を特定するプロセスを含むことが望ましい。組織は、管理が及ばないと考えられるリスクを特定することが望ましい。(例えば、サプライヤーは、組織に対してほとんど管理又は影響がない。)

[組織は、完全なライフサイクルを考慮しつつ、製品及びサービスの環境パフォーマンスを評価することが望ましい。このような評価は、公的に利用可能とすることが望ましい。組織は、独立した第三者環境リスク評価を実施せずに、商品又はサービスを開始することは望ましくない。ナノテクノロジー又は遺伝子工学のような新材料及び／又は製造方法が使用される場合、リスク評価に関する完全な文書は公的に利用可能な状態にすることが望ましい。かなりの割合の人が強力な制限又は反対を表明した場合(たとえば遺伝子組みかえ食品)、組織は、商品又はサービスを開始することは望ましくない。組織は、エコラベルスキームへの製品の登録及び／又はベンチマーキングのためのエコラベル基準の使用など、ベンチマーキングのための環境安全ラベル基準を使用することが望ましい。]

評価の範囲には、使用、考えられる不正使用、リサイクル及び処理を通じて、製品開発、製造、販売及び配布を含むことが望ましい]。

[不確実性を評価することに関して、潜在的課題、ならびに技術的、プロセス、計画及び経営変化と関連した影響に関する情報を集めるために、例えば次のようないくつかの有益なツールが利用可能である：

- － 環境リスク評価－その他のリスクとともにに予想外の環境損害の可能性を確立する。
- － ライフサイクル評価(LCA)－製品及びプロセス開発においてより環境的に優しい入力及び出力のための機会を探る。
- － 環境影響評価－開発計画の影響が許容できる水準の範囲内にあることを確認する。
- － 戦略環境アセスメント－方針及び計画の影響が考慮され、緩和されることを確認する。

c) ライフサイクル [アプローチ] 考察

組織は次を行うことが望ましい。

- 組織の製品の全ライフサイクルを管理することによって、より持続可能な商品及びサービスに提供するライフサイクル思考の系統的適用に従う。
- 組織内で経済的、社会的及び、環境的寸法のつながりを促進するため、LCMを使用する。

d) エコ効率及びエコ設計 (43)

組織は次を行うことが望ましい。

- [重要な消費を特定し、測定し、記録し、報告すること。]
- 最高水準の技術に見合った物的消費を実現するために、物的消費に関して、組織の製品及びサービスをカバーした最小化プログラムを確立し、実施し、報告する。
- 重要なパフォーマンスを記録、報告し、組織間を比較し、及び時間とともに組織の進歩を監視すること。

e) グリーン購買[グリーン調達][サプライチェーン]

組織は、次を考慮して供給物又はサービスを購入することが望ましい。(商品の全ライフサイクルを通じて)

- 金額に見合う価値：価格、品質、入手性、機能などの考慮点
- 例えば生産及び消費の間の資源効率、獲得した商品又はサービスの排出水準及び気候変動の影響などの環境的考慮点
- 貧困根絶、資源分配の国際的な公平性、労働条件及びフェアトレードなどの社会的側面。
- 環境上の品質及び効率を推進するため、サプライヤーと協力、サポート、協力するオプション

起草者の注：次の項目は維持、削除、又は、”ライフサイクル思考/アプローチ”の本項に組み込むことが望ましいだろうか。

f) [製品サービス・システム]

[製品・サービス・システム (PSS) を通じて環境上の責任を前進させたいとする組織は、次を行うことが望ましい。

- ビジネスの焦点を、物質的な製品を設計し、販売することだけから、特定の顧客の需要を共同で満たすことができる製品及びサービスのシステムの販売にシフトすること。
- 収益を原材料の流れから分離して資源生産性を高めることによって、原材料の使用、つまり、環境的影響を低減する技術革新を導入すること。
- 統合した解決策を設計する際に、顧客との協力及び顧客の強い関与のもと、ステークホルダーグループを含めた調整アプローチに従うこと。また、その解決策は、製品のライフサイクル及び付随するサービスを通じての環境影響に対する製造者責任の拡張を推進すること。]

ボックス 7 製品・サービス・システムの種類

【製品拡張サービスを含む製品を指向したサービス，そこでは，さらなるサービスを通じて製品の評価が高められている。（例えば改良，修理，保証，資金調達計画，消耗品の供給など）及び最も製品の効率的利用に関するアドバイス及びコンサルティング。

製品のリース，レンタル又は共有，製品のプールを含むユーザー指向のサービス（レンタル及び共有と類似しているが，製品との同時使用である。）及びペイ・パー・サービス（ユーザーは製品を購入せず，使用水準によって製品を購入する。例えば，現在ほとんどの複写機メーカーがペイ・パー印刷方式を採用している）。

機能結果を含む，結果指向のサービス。ここで，プロバイダーは特定の技術システムに関連していない結果を供給することを顧客と同意する。例は，農薬の代わりにの病害虫管理サービスであり，暖房又は冷房設備の販売に代わる”感じのよい気候”の供給である。

g) 消費者の役割及び関連政策

組織は，消費者の行動に影響を与えるうえで，生産及び消費サイクルにおける消費者の役割及びそれ自身の役割を考慮することが望ましい。コミュニケーション及び広告戦略では，持続可能な選択を与えることによって，消費者は異なった消費を行うことができる。組織は，新ビジネス機会を創出するために持続可能な製品の推進を選択する場合がある。

6.5.6 環境課題 3：持続可能な資源の使用

6.5.6.1 課題の説明

組織は，運営及び活動の中で再生可能資源及び再生不能資源を使用する。資源の消費には，鉱業，林業及びその他の抽出可能な運営を通じた生息地の破壊から，材料の輸送及び処理に起因する排出に至るまで，多くの直接的及び間接的な環境的影響がある。組織は，エネルギー，燃料，原材料，土地及び水を含む資源の使用を低減するよう努力することが望ましい。資源が利用可能な最も持続可能な発生源から選択されることを確実にする一方，組織は，資源使用を低減する計画を実施することが望ましい。

a) エネルギー効率

編集委員会の注：起草者が内容を追加する

b) 効率的な利水

水は，生活に必要である。クリーンな淡水を十分に供給することは，世界で増加している人口及び経済活動の継続のために必要である。淡水は，世界的に重要な資産である。クリーンな飲料水へのアクセスは，基本的な人間のニーズであり，したがって基本的な人間の権利である。

c) 持続可能な土地の利用

陸地利用に関する組織の決定には，環境に対して重大な影響がある。ほとんどの主要な土地利用は，公共団体によって決定されるが，他の組織も役割を果たすことができる。個々の計画には，生息地，水理学，輸送効率，農地保護，生活の質に対するプラス又はマイナスの影響がある。

6.5.6.2 関連する活動及び/又は期待

a) エネルギー効率

組織は次を行うことが望ましい。

- － [運営、輸送、製品、サービスに由来するエネルギー源及びエネルギー消費を特定し、測定し、記録し、報告すること。]
- － エネルギー・ニーズを低減するためにエネルギー効率プログラムを展開及び実施し、可能な場合、エネルギーを再生可能な発生源から確保する。エネルギー効率プログラムは、組織の管理下で、すべての活動のエネルギー使用をカバーすることが望ましい；
- － 組織間のエネルギー効率の比較を可能にし、時間とともに組織の進捗を監視するために、適切な正常化、スケール及びベンチマークを使用したエネルギー・パフォーマンスを記録し、報告すること。

b) 水の保全

組織は次を行うことが望ましい。

- － 淡水の評価を認識し、水の効率的な計画を実施すること。
- － 司法権利上の境界に関係なく、全ての分水界の範囲内ですべてのステークホルダーと協力することによって、管理する淡水に分水界のアプローチを行う。当局は、すべてのユーザーのニーズが公正に考慮されるよう保証することによって、分水界の原則に基づき水資源を管理することが望ましい。分水界アプローチとは、基本単位として、水配分、水流管理（ダム、貯水池）及び水の生態系はすべて、分水界をベースに管理されることであり、淡水資源への公正かつ持続可能なアクセスを提供する決定が行われることである。
- － ミレニアム開発目標の達成をサポートするために、安全な、信頼できる飲料水及び公衆衛生サービスの規定などのプログラムを実施すること。
- － 水力発電、飲料水源の保護、洪水調節、灌漑慣行、輸送、水路輸送慣行に関する最良の慣行を採用すること。
- － [組織間の水の消費の比較を可能にし、時間とともに組織の進捗を監視するために、適切な正常化、スケール、ベンチマークを使用して水の消費を記録し、報告すること。

c) 持続可能な土地利用

組織は次を行うことが望ましい。

- － 持続可能な都市設計慣行を採択することにより、また、土地利用決定の環境的影響の考慮にコミットメントを行うことで、より持続可能な方法で土地を使用すること。
- － 公権力は、長期に土地を管理するために持続可能な成長計画を開発し、土地所有者及び開発者と協働すること。
- － 都市及び郊外の拡大及び新建造物に関する現場選択の計画に、天然生息地、湿地及び森、野生生物通路及び農地の保護を取り入れること。

6.5.7 環境課題 4： 気候変動[防止][取り組み] (63, 76)

6.5.7.1 課題の説明

気候変動は、地球規模で人間社会の将来に影響を及ぼす。気候変動（IPCC）に関する政府間パネルによると、気候変動とは、自然の変動又は人間の活動の結果によるものに関係なく、時間とともに変動する気候のすべての変化を指す。人工の温室効果ガスの排出は、主に化石燃料を燃やすことが、世界的な気候変動をもたらしており、その気候変動は、自然及び人間環境への重大な影響がある。(63)

すべての組織は、温室効果ガス排出に責任があり、何らかの方法で気候変動の影響を受ける。組織は、それ自身のカーボン依存を最小限に抑えるために、責任を認識し、この課題に取り組むために他者と協力することが望ましい。

組織は、温室効果ガス排出を低減するために行うことができる行動の種類を特定することが望ましい。また、予防的アプローチを使用して、設定値に対して再構築のアプローチを取ることが望ましい。組織は、緩和及び適合を伴う統合的なアプローチを行うことが望ましい。

気候変動の影響は、すでに明白である。次のような動向が観察されている。海面上昇、極端な天候の頻繁な発生、例えば熱波、豪雨、ハリケーン/モンスーン、旱魃、及び生態系、農業、漁場への影響などである。気候変動は、最初に、脆弱な生態学的な及び社会的システムに影響を及ぼす。気候変動が臨界点を超え、その変化はより広範囲で強烈に感じられる。適応には、人権及びコミュニティなどの社会的課題があり、これらの課題への総合的なアプローチが必要である。

6.5.7.2 関連する活動及び/又は期待

a) 気候変動の緩和

気候変動を緩和するために、組織は次を行うことが望ましい：

- 測定可能な温室効果ガス排出の削減目標を持って、それ自身の気候変動戦略及び方針を導入すること。
- それ自身の温室効果ガス排出を実質的に低減すること。
- 運営及び輸送エネルギー効率を改善すること。
- 影響範囲及び管理において活動の温室効果暗示を考慮する温室効果ガス最小化プログラムを実施すること。
- 化石燃料に対する依存を低減し、可能であれば、再生可能エネルギーを使用すること。
- 廃棄物の生成を回避し、廃棄物の生成を回避し、材料を再利用及びリサイクルし、また、リサイクルされた材料から生産した製品を使用して、ゴミ投棄場に送られる廃棄物を低減すること。
- 社会で構造改革に貢献し、温室効果排出において削減を促進する行動の変更を奨励すること。また、一般社会に気候的危機の認識を掲げることも重要である。
- 二酸化炭素を吸収するための再植林及び植林又は再生可能な発生源からのエネルギー購買などの行動を通じて、残りの温室効果ガス排出の相殺のための更なる措置を行うこと。
- 例えば、さまざまな組織で健全な環境的技術の導入を促進する気候変動に関する国連枠組み協定下のクリーンな開発機構（76）など、柔軟な機構を利用すること。

ボックス 8 気候変動緩和のためにさまざまな組織が取りうる行動例

政府は、中期から長期の政策枠組みを提案することが望ましい。

政府及び他のセクターは、温室効果ガス削減を実現するために最適な輸送システムを展開することに協力することが望ましい。

科学者及びメディアは、公共にわかりやすい説明を提供することが望ましい。

ビジネスは、エネルギー効率の良い製品及びサービスを開発することが望ましい。

ボックス 8, 続き

消費者は、環境的影響を最小限に抑えるグリーン購入を行うことが望ましい。

投資家は、グリーン投資を行うことが望ましい。

NGO は政策勧告を提唱し、一般社会の認識を高めることが望ましい。

b) 気候変動への適応

気候変動への脆弱性を低減するために、組織は次を行うことが望ましい。

- 気候変動に関して、リスク管理のための防止的アプローチを行い、否定的な結果を最小限に抑えること。
- 可能な機会を利用し、又は結果に対処するために潜在的な損害賠償を緩和する実現可能性を求めること。
- 考えられる影響を分析して、リスクを特定し、適応能力を高めるための防止的な措置を行うこと。
- 変化している気候の影響を考慮した都市発展及びインフラを設計すること。
- 人間の健康にきわめて重要な水、食品及び他の資源の供給を確実にしつつ、農業、産業、医学、及びその他技術範囲を発展させ、それらを必要としている人々にアクセスできるようにすること。

ボックス 9 気候変動緩和のためにさまざまな組織が取りうる行動例

- 科学者は、生態学的及び社会的なシステムへの影響について政策立案者に情報を提供することが望ましい。
- 政府は、水管理のための政策及び戦略を確立することが望ましい。
- 国際社会は、海面上昇に影響を受ける地域で生活する人々のために、移動手段を提供することが望ましい。
- ビジネスは、災害予防策及び災害削減技術を開発することが望ましい。
- 調査機関は、気候変動に適合する新しい農産物を開発するための努力をすることが望ましい。
- 公共保健機関は、気候変動によって増大する風土性の及び他の伝染病の蔓延を予防するための方法を調査することが望ましい。
- 国際組織は、地盤沈下及び他の天災の影響を受ける社会的弱者に、補助を提供することが望ましい。
- 規制当局は災害反応計画を創出及び採用し、適切な行動について公共の認識を高めることが望ましい。

6.5.8 環境課題 5 : [生態学的サービスの評価][生態系]

6.5.8.1 課題の説明

主に食品、淡水、材木、繊維及び燃料などを求める急速に増大する要求を満たすために、歴史のどの期間よりも、過去 50 年にわたって、人々はより急速かつ広範囲に、生態系を変化させた。地球上の生活の多様性の中で、ほとんど元に戻らない喪失をもたらした。(75)

a) 生態系の回復

生態系は、きれいな淡水、土、授粉媒介、汚染及び温室効果ガスの吸収、天然繊維、漁期及びレクリエーションなどのサービスを提供することによって、社会に貢献する。しかしながら、多くの生態系は損傷を受け、傷つき、又は破壊されて、これらのサービスはもはや提供されなくなった。生態系の回復は、現在多くの国で一般的で、湿地、森、大草原、河口及び珊瑚礁など、さまざまな生態系を修復し、再確立する行動を含む。

b) 生態系サービス

[生態系サービス枠組みは、科学的及び技術的枠組みとしてすでに確立している。商取引（生態系サービスを通じた適切な評価及び／又は取引）を構築する手段が、現在認識されてきている。また、調整及び統治目的（例えば、分水界中で人口及びすべての活動を管理すること。）も認識されてきている。]

優先すべき考慮点は、サービスを提供し続けることができるよう、生態系の完全性を保つことであることが望ましい。生態系の完全性を保持することが不可能な場合、なくなったサービスの代替となるを提供することが望ましい。しかしながら、これらのサービスの喪失の代替、さもなければ埋合わせは必ずしも可能ではない。その場合、財政的補償が適切である場合がある。

c) 生物多様性

編集委員会の注：生物多様性の定義が、必要である。IUCN, UNEP, WWF (1991 年) に現存している定義が、使用することができる。

“すべての形態、水準及び組合せにおける生活の多様性。これには、生態系多様性、種多様性及び遺伝的多様性を含む。”

生物多様性の保護は、陸地及び水生動物に生態系、種及び遺伝子の遺産に当てはまるかもしれない。この定義を通じて自然生態系の保護を掲げ、野生種を保護し、野生の条件で遺伝子の多様性を保持するのに役立つ。

内部自然保護とは、自然環境での生物多様性の保護を指す。外部自然保護とは、植物園、種バンク、動物園及び水族館など、自然生息地の外部で行う保護活動を指す。通常、内部自然保護は、好ましいアプローチである。

6.5.8.2 関連する活動及び/又は期待

a) 生態系回復

開発計画、地理的機能、生態系管理又は自然保護のためのプログラムを伴う組織は、計画の要素として、生態系回復を特定することが望ましい。特にそれ自身の活動が生態系退廃又は破壊をもたらした場合、組織はコミュニティにおいて生態系修復に参加することが望ましい。

b) 生態系サービス

組織、特に生態系サービスの保持、増強、恩恵を受けようとする公共団体は、次を行うことが望ましい。

- － 生態学的サービスの利用に基づき、生態系に影響を及ぼしたり、又は、特定の集団/組織のために利益を創出又は減少させたりするすべての意思決定及び計画プロセスにおいてステークホルダーを含めること。
- － その活動が、生態系サービスの連続性を保持する組織（及び／又は管理者/被雇用者）に関して、インセンティブの創出を提供すること。
- － 生態系サービスの評価を認識し、価値を意思決定プロセスの考慮に入れること。
- － 自然生態系の喪失を回避するための検索を行い、その後、時間とともに生態学的サービスの純益を導くように、生態系を復活させる方法を探すこと。
- － 経済的及び社会的パフォーマンスの測定において、生態学的サービスを説明すること。

c) 生物多様性（4, 5, 9, 51, 53, 61）

組織は次を行うことが望ましい。

- － 生物多様性の保護の考慮点を運用慣行に取り込むこと。
- － 公正な方法で保護及び持続可能な利用を推進するような、陸地、水及び生活資源の管理のための統合された戦略を考慮すること。
- － エネルギー効率を高め、水の消費を低減するための技術の普及など、資源の効率を高めるように又は生態系上での影響を低減するように設計された技術の開発及び普及を考慮すること。
- － コミュニケーション及び認識の改善を通して、生物多様性の保護において地域コミュニティを関与させ、公平及び公正な方法で、資源の持続可能な利用に起因している利益及び責任を共有すること。
- － それ自体に活動に影響を受ける可能性のある保護地域を熟知し、これらの地域の制限を尊重すること。教育及び啓蒙、及び保護地域の創出を推進することが望ましい。
- － 絶滅の危機にある種が活動によって影響を受けることがある場合、これらの種及び生息地を保存するための措置を取る。
- － 自然の保護及び回復の重要性について、教育及び啓蒙活動を行うこと。

ボックス 10 生物多様性を保護する行動の例

- － 統合された病害虫管理は農場で生物多様性を保護し、農薬に関するニーズを低減することによって費用を低減し、及び有機食品の需要増大を満たす。
- － よりきれいな生産協定は、水資源の最も効率的な利用を推進するために、チリで政府及び鉱山セクターの間で確立された。
- － 熱帯多雨林生息環境に影響を与える事業の補償として、何万ヘクタールもの保護地域が、創出された
- － 領域全体でを通して効果的に近岸及び海洋で少なくとも 30%、森林資源の 20%を節約し、島のコミュニティは、海の及び地球の環境の維持への、コミットメントを増大した。

6.6 公正な事業活動

6.6.1 論拠

公正な事業活動は、組織及び他の組織（第5節を参照）の関係の社会的責任の多くの原則の実質的な適用である。これらの関係は、組織及び政府当局の間だけでなく、組織及びパートナー、メンバーであるサプライヤー、契約者、競争者及び協会の間で存在するかもしれない。

公正な事業活動は、公正な競争を奨励し、商取引の信頼性及び公正性を改善し、公正な政治的プロセスを推進し、違法行動を予防することによって組織が活動する環境を改善する。組織は、肯定的な結果を推進するために、他の組織との関係で、相対的な強み及び立場を行使することが望ましい。これには、リーダーシップを提供してサプライチェーンを通して社会的責任でより幅広い採択を奨励するためにその立場及び影響力を行使することを含む。

6.6.2 原則及び考慮点

編集委員会の注：この中核課題に関連するすべての原則及び考慮点がある場合、ここで記載されることが望ましい、及び/又は、参照が第5節へ作成されることが望ましい。

6.6.3 公正な事業活動 課題1：反汚職及び反贈収賄（56, 73）

6.6.3.1 課題の説明

汚職は、私的な利益のために委任された権力を侵害することである。汚職は、軽微だが不適当な影響力の行使から組織立った贈収賄又は強要まで、多くの形をとる。汚職は、普遍的ではないが、通常、違法である。例えば、便宜支払いのものとされるものは、ある国の一般によくある慣行であるが、他の国では不法である場合がある。

汚職の影響は、人間の権利に違反して、政治的プロセスを侵食して、環境を損ない、競争をゆがめて、富及び経済的発展の再分配を妨げることがある。しばしば、影響は貧しいコミュニティで最も有害である。

6.6.3.2 関連する活動及び/又は期待

汚職及び贈収賄を予防するために、組織は次を行うことが望ましい。

- 汚職、便宜支払い、贈収賄に強要に対処する方針及び慣行を実施し、適用し、改善すること。
- 被雇用者及び代理人の報酬が適切で、合法的なサービスの規定のためだけに存在することを確認すること。
- 汚職及びそれに対処する方法に関して被雇用者及び代理人を訓練し、意識を掲げること。
- 組織の方針違反を報告することを被雇用者及び代理人に奨励し、内部告発手続きを実施すること。
- 汚職に対抗するために他者に影響を与える努力をすること。

6.6.4 公正な事業活動 課題 2：責任ある政治的関与

6.6.4.1 課題の説明

組織は、熟知し、積極的に係合することにより公共政策で積極的な役割を演ずることができる。しかしながら、攻撃的で、強制的で、贈収賄に等しい活動は、政治的プロセスを侵食し、一般の社会に恩恵を与える公共政策の発展を妨げる。

6.6.4.2 関連する活動及び/又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 誤報、誤説、脅迫、強制及び攻撃的戦術を伴うロビー活動を回避すること。
- 被雇用者及び代理人を訓練して、責任ある政治的関与及び/又はについての貢献意識を高めること。
- 違法な又は特殊な原因に賛成している政策立案者を管理しようとするような政治献金を回避すること。
- 支払われたロビイスト活動を統制するために、規制を確立すること。
- ロビー活動、政治献金及び政治的関与に関連した活動に関して透明であること。

6.6.5 公正な事業活動 課題 3：公正な競争

6.6.5.1 課題の説明

公正で広範囲にわたる競争は、効率を刺激して、商品及びサービスの費用を低減し、技術革新を推進し、新規、改善された製品又はプロセスの開発を奨励して、最終的には、経済的發展及び生活水準を増強する。

競争抑止的な行動は競争を妨げ、公正な競争の恩恵を相殺する。競争抑止的な行動には、次のようなものがあるが、これに限定されるものではない。不正入札、価格協定、ダンピング、法外な値付け、独占的取引、取引拒否、再販価格維持、強制的独占、領域の分割、製品抱き合わせ及び限界価格設定。

編集委員会の注：”不正入札、価格協定、ダンピング、法外な値付け、独占的な取引、取引の拒絶すること、再販価格維持、強制的な独占、領域の分割、製品抱き合わせ及び限界価格設定”などの用語は、更に説明が必要である。編集委員会は、この情報をボックスに含むことを示唆する。

6.6.5.2 関連する活動及び/又は期待

公正な競争を推進するために、組織は次を行うことが望ましい。

- 競合法と一致している方法で活動を行い、競合当局と協力すること。
- 競争抑止的な行動への従事又は共謀を予防するために、防護対策を確立すること。
- 競合法及び公正な競争の重要性について被雇用者の認識を高めること。
- 独占禁止及びダンピング防止のための慣行及び地域規定を含む、競合を奨励する公共政策をサポートすること。

6.6.6 公正な事業活動 課題4：サプライチェーンを通じた社会的責任の推進

6.6.6.1 課題の説明

組織は、リーダーシップ及び指導と同様に、購買力の行使を通して、他の組織に影響を与えることができる。そうすることによって、組織は社会的責任の原則のさらに幅広い採択及び支持を推進するために、他の組織との関係行使することができる。また、社会的に責任ある商品及びサービスに対する需要を刺激することができる。これらの活動を、法律や規制を実施し施行する当局の役割と置き換えて考えるのは望ましくない。

6.6.6.2 関連する活動及び/又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 購買及び契約方針に、健康及び安全を含む倫理的、社会的及び環境的基準を取り入れること。
- 類似した方針を採択するよう他の組織を奨励すること。
- 行動が社会的責任に対して組織のコミットメントを妥協しないように、その組織と関係のある組織に関して関連した適切な問い合わせ（調査）を実施すること。
- サプライチェーンを通して、費用及び社会的に責任ある慣行を実施するコスト及び利点を公正に共有することを推進すること。
- 社会的責任課題及び原則に関係がある組織の啓蒙に積極的に参加すること。

6.6.7 公正な事業活動 課題5：財産権の尊重

6.6.7.1 課題の説明

財産権は物質的特質及び知的所有権を網羅し、土地、著作権、特許、品行権利及び他の権利の利益を含む。また、例えば特定の集団についての伝統的な知識又は被雇用者の知的所有権で法律で認識されていない権利にも広く当てはめられる。

財産権の認識は、創作及び発明を奨励するだけでなく、投資、経済的及び物理的な安全を促進する。

6.6.7.2 関連する活動及び/又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 財産の尊重に関連するすべての法律及び規制を順守すること。
- 偽造物及び海賊行為を含む、財産権に違反する活動に従事しないこと。
- 財産を使用又は処理することに合法的な所有権があると確信できるよう適切な調査を行うこと。
- 入手し、使用する財産について、公正な報酬を支払うこと。

6.7 消費者課題

6.7.1 論拠

消費者は、組織の重要なステークホルダーの一人である。組織の運営及び出力は、特に個々の消費者である場合、商品又はサービスを使用する人々に対して強い影響力がある。消費者は競争市場の審判であり、その嗜好及び決定はほとんどの組織の成功に強い影響力がある。にもかかわらず、交渉、製品購入、又はサービスを受ける場合、個々の消費者はしばしば、取引を行う組織より弱い立場に立たされる。さらに、消費者は、組織的購入者に比べて、特定の製品又はサービスに関する交渉能力、専門的知識及び情報量に関しては同一の水準にない。社会は、組織が公正に消費者を扱い、その商品及びサービスを使用する際に安全の責任を負い、入手可能な価格で不可欠な商品及びサービスにアクセスできるようにすることを期待している。不公平な慣行又は危険な製品及びサービスの規定は、組織の社会的責任のため、社会の期待と相容れない。

さらにまた、消費者は持続可能な消費を通して持続可能な発展を推進する重要な役割を演ずる。組織は、見識のある持続可能な方法で消費者が消費できるようにすることが望ましい。持続可能な消費は、しかしながら、消費者には商品及びサービスが生産され及び／又は供給される条件についての情報がある場合のみ、また消費者がたとえば、エネルギー効率に関して商品及びサービスを比較することができる場合のみ可能である。つまり、組織は消費者に関連する情報を提供し、持続可能な状態で生産された商品及びサービスを求める需要を刺激するために啓蒙運動に携わることが望ましい。これらの前提条件が履行される場合、消費者は持続可能な生産及びサービス供給に関する需要を実質的に刺激することができる。

公正な事業活動が議論されているが、この本項の強調点は、組織及び個々の消費者の関係であって、組織間の関係ではない。(組織間の公正な事業活動については、6.6を参照)

6.7.2 原則及び考慮点

編集委員会の注：この中核課題に関連する原則及び考慮点がある場合、ここに記載し、及び／又は参照が、第5節に作成されることが望ましい。次が、本節の本文範囲内の原則として引用されている。

公正性及び透明性の原則、関係者支払の原則、収集制限の原則、希薄性原則、目的明細原則、制限原則の使用、セキュリティ防護対策の原則、開放性の原則、個々の参加原則、説明責任原則、重要な商品及びサービスへの入手可能なアクセスの原則。

6.7.3 消費者課題1：公正な運営、マーケティング、情報活動 (55, 56)

6.7.3.1 課題の説明

消費者との関係で、特に社会的弱者に対しては、組織は公正性、透明性及び配慮の原則によって導かれることが望ましい。消費者は、しかしながら日々、偽りがあり、誤解をまねき、詐欺的で、不公平な表現、省略又は活動に直面している。このような活動には、不誠実又は威圧的なマーケティング、差別的かつ不公平な価格設定及び供給、例えば、児童、文盲者、特別の介護を必要とする人々、重病者、年輩者など脆弱な消費者団体を不適当に対象とすることを含む。このような活動の影響としては、一部の消費者が損害を受けたり、消費者は自らの最善の利益を反映した選択ができず、競争が侵害されたりする場合がある。これらの問題は、自らの権利及び責任に無関心な消費者や、広告及び他のマーケティング活動を通じて組織が提供する情報に、完全に依存しているような、読み書きができない消費者に対応する際に特に該当する。

6.7.3.2 関連行動及び／又は期待

消費者に対処する際に、組織は次を行うことが望ましい。

- 情報の省略を含む、偽りで、詐欺的、不公平で、誤解を招くようないかなる説明も慣行にも従事しない。
- 消費者との商取引に関して作成する方針及び活動に関する説明に従うこと。
- 説明が維持される限り、また、その後適切な期間は、請求に応じて、公的に表明又は暗示された申し立て又は説明はいかなるものであっても、根本的事実及び情報を提供することによって実証すること。
- 責任の除外、一方的に価格及び条件を変更する権利、消費者への支払不能リスクの譲渡、又は過度に長期な契約などの不公平な契約条件を用いないこと。
- 信教、ジェンダー、人種、又は住居に基づいて、消費者を差別しないこと。
- 情報が容易にアクセスできるよう、価格及び条件を公表すること。
- 次にについて完全で比較可能な情報を提供すること。
 - 製品内に含有又は製品外に放出される物質及び危険性化学物質。
 - 製品及びすべての付属品の価格。
 - 場所及び費用を含むアフターサービス。
 - 例えば、不変色性、洗浄力、耐久性など、標準化された試験手順を使用した商品及びサービスの品質的側面
 - 関連する規格及び他の仕様ならびに適用可能な法律及び規制への適合を含む、商品及びサービスの健康的及び安全側面。
 - 商品又はサービス（40）の利用及び／又は完全なライフサイクルの間の資源効率及びエネルギー消費などの商品及びサービスの環境的側面。
- 必要に応じて、流通プロセスを通じて、商品及びサービスを追跡できるようにするツールを提供すること。
- いかなるコミュニケーションにおいても広告及びマーケティングを明確に特定すること。
- 特に社会的弱者を対象とする場合は、公正な取引、マーケティング、情報活動を慎重に行うこと。
- ステークホルダーを含む独立した専門家委員会に、組織の広告の公正性の評価を依頼すること。

ボックス 11 商品情報活動の例

- 商品及びサービスに関する内容は、十分に完全、包括的で、申し立てをサポートするために科学的手法に基づくこと。
- 要求をサポートするために使用する手順及びすべての基準に関する詳細は、請求に応じて、利害関係のあるすべての当事者に提供されること。
- 情報では、第三者が商品及びサービスの適合評価に関与したかを明確にし、また、そのような機関を特定すること。
- 情報は、視覚的に困難がある人が読んだ際に難しくないように表示されること。

³説明という用語はコミュニケーションのさまざまな形を伴う。また、声明、広告及びすべての表現された申し立てを含む。

ボックス 11, 続き

- 情報を得るための場所は、例えば次によって、非常に見え易く、アクセスが簡単で、ユーザーフレンドリーにすること。
 - 無関係な内容を省略して、できるだけ短く文書を作成すること。
 - 重要な情報を強調すること。
 - 論理的方法で情報を構成すること。例えば、単純なものからより詳細なものに移動するなど。
 - 文書内で特定の情報を容易に見つけやすくすること。
 - 平易で直接的な言語を使用すること。
 - 単純なグラフ図を含むコミュニケーション・ツールの領域を使用すること。
- 国家、地域、又は、国際規格及び他の仕様に基づく情報は、例えば、年輩者及び障害者にとっての商品及びサービスの使い勝手など、アクセシビリティについての情報を提供すること。

6.7.4 消費者課題 2：消費者の健康上及び安全上の保護 (4, 45, 46, 47, 48, 50, 56, 77)**6.7.4.1 課題の説明**

消費者には、指示通りに又は表示されたように使用又は消費する場合、又は予測できるような誤用があった場合に、入手した商品及びサービスが安全で、不合理な危害リスクをもたらさないことを期待する権利がある。

6.7.4.2 関連行動及び／又は期待**a) 行うべき行動**

組織は次を行うことが望ましい。

- 消費者の健康、財産又は環境に対して本質的に有害でない商品及びサービスを提供すること。
- すべての適用可能な法律及び規制、商品及びサービスの健康上及び安全上の側面に関係する関連した規格及び他の仕様に準拠すること。
- すべての健康上及び安全上の側面が適切にカバーされるよう、このような法律、規制、規格及び他の仕様の妥当性を評価すること。特に、規格又は他の仕様に準拠する商品又はサービスに関して事故が報告された場合、組織は、これらの最低限の要求事項以上めざすことが望ましい。
- 危険薬品の使用を回避すること。特に、次の部門に当てはまる物質を使用することは望ましくない。発癌性、突然変異誘発性、再現性のある毒性、持続性、体に蓄積し、(PBTs, vPvBs) 及び内分泌分裂する物質は、通常、取り除かれることが望ましい。カドミウム (cd)、水銀 (Hg)、鉛 (Pb) 及び六価クロム (CrVI) のような重金属が使用される場合。技術的選択肢が現存しないからといって、これらの重金属は製品で許可された水準を超えて検出されることは望ましくない。これらの重金属の存在は、製品ラベル上に表示することが望ましい。
- 他の全ての危険薬品軍の露出を最小限に抑えること。
- 文章による情報に加え、できる限り記号、望ましくは国際的に認められた記号を使用して、消費者に必要な安全情報を伝達すること。

- － 消費者に商品の適正な使用を指導し、意図された又は通常予測できるような使用に伴われるリスクについて通知すること。
- － 消費者に危害をもたらす商品及びサービスの影響に関する義務を認め、そのような欠陥によってもたらされた損害を補償すること。このため、組織は、責任を果たすために十分な保険による補償を備えることを考慮することが望ましい。
- － 特に、潜在的な危険性を認識又は評価する能力がないかもしれない社会的弱者を保護すること。
- － 例えば、遺伝子組み換え食品など、かなりの割合の人が、商品又はサービスに強く慎重又は反対の姿勢を示した場合、そのような商品又はサービスを導入しないこと。

サプライヤー、輸出者、輸入業者、小売業者及び他の関連組織は、不適切な処理又は保管によって、製品が危険にならないような措置を取るすることが望ましい。

b) 上記の行動を行う場合、使用することが望ましい手順

組織は次を行うことが望ましい。

- － 商品及びサービスの健康上及び安全上の側面に関して、該当する法律、規定、関連した規格及び他の仕様に適合するため、システムを確立すること。
- － 健康上及び安全上のリスクを特定するために、製品に伴うすべての危険な事例を登録、評価する監視システムを確立すること。
- － 定期的に、使用する化学製品を見直すこと。懸念のある物質をより危険でない製品と最終的に入れ替えるためのプログラムを開発すること。このような努力の結果を報告することが望ましい。
- － 健康上及び安全上の懸念、若しくは法律又は規制違反が見つかった場合は、是正措置を取り、製品をできるだけ速やかに改善すること。
- － 製品の設計において、リスクを最小限に抑えること。
 - － 可能性のあるユーザーグループを特定して、脆弱な集団に特別な配慮を払うこと。
 - － 使用目的を特定し、製品、プロセス又はサービスで十分に予見できる誤用を見極めること。
 - － インストール、維持、修理及び破壊/処理などの、すべての段階及び製品、プロセス又はサービスの使用条件に起因する危険を特定すること。例えば機械（封じ込め、つまり、窒息）化学、熱、電気、音響、溺死などである。
 - － 特定した危険に起因するそれぞれの特定されたユーザー/コンタクトグループに対するリスクを推定し、評価すること。
 - － リスクを低減すること。リスクを低減する場合、プライオリティーの順序は次のようであることが望ましい。
 - － 本質的に安全な設計
 - － 防護装置
 - － ユーザーのための情報
- － 商品及びサービスの導入前に、商品及びサービスに対して、独立した第三者による人間の健康リスクアセスメントを行うこと。新規材料及び/又は製造方法、例えばナノテクノロジー又は遺伝子工学が使用される場合、すべての関連した文書は、公的に入手可能とすることが望ましい。

6.7.5 消費者課題 3： 製品リコールのメカニズム (77)

6.7.5.1 課題の説明

組織は、販売又は提供する製品に関して、当該製品の購入又は納品後であっても責任を負う。この責任は、原因者負担原則に拠る。

6.7.5.2 関連の活動及び／又は期待

製品が市場に出された後に、不測の危険を呈する又は欠陥品であると判明した場合、組織は次を行うことが望ましい。

- 他の組織によって販売された場合でも、製品が販売された全ての国の関係機関及び一般市民に通知する。通知に際し、組織は次を明確にすることが望ましい。
 - 製品及びその製造時期を特定する。イラストを用いて製品及びリコールに対する認識を高める。
 - 製品が呈するリスクの種類を特定する。
 - 製品を返品するために消費者が何をすることが望ましいかを説明する。
- まだ流通網にある製品を全て回収する。
- 社会的弱者及び農村部の住民に知らせるための措置を講じる。
- 欠陥製品を修理、交換、変更又は他の製品と置換する。
- 消費者に対して遅滞なく適切な補償を行う。
- 製品の回収を可能にするために製品追跡システムを構築する。

6.7.6 消費者課題 4： 環境的及び社会的に有益な商品及びサービスの提供及び開発

6.7.6.1 課題の説明

[組織が提供する商品及びサービスは、プラスの社会的及び環境的価値を有することが望ましい。]したがって、組織は、社会的及び環境的に優しい方法で商品及びサービスの製造及び提供を行うだけでなく、組織が提供する商品及びサービスが可能な限り社会的及び環境的に優しいものであることが望ましい。この目的を達成するための活動は、関係者全員が持続可能な発展に貢献することが望ましいという考えに基づいている（詳細は 6.5 “環境” を参照すること）。

バイアフリー設計は、高齢者、体の不自由な人々、障害者及び読み書きができない人々が、これらの商品及びサービスにアクセスし使用することを可能にする。

6.7.6.2 関連の活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 商品及びサービスによる健康への悪影響を最小限に抑える。
- バリアフリーの商品及びサービスを提供する。
- ライフサイクル全体を考慮し、可能な限り効率的に機能する耐久性のある商品及びサービスを提供する。これは、主要な商品又はサービスの環境的パフォーマンス、つまり最も効率的なパフォーマンスを特定し、待機時のエネルギーの損失を大幅に削減することによって行われることが望ましい。
- 簡単に再利用、修理又はリサイクルができるように製品を設計する。
- 製品の騒音放射を最小限に抑える。
- 消費者のニーズに合うように多様なサイズ又は選択肢の商品及びサービスを提供又は開発する。
- 梱包材を最小限に抑えることによりごみを減らし、リサイクルサービスを提供する。
- 家電系廃棄物のための適切な廃棄処理システムを提供する。

- 可能な限り再利用可能な容器を使用する。
- 製品及びサービスの環境上及び社会上の品質を伝えるためにエコ表示及びベンチマークを使用する。
- 消費者に対し、適切な廃棄処理システムを提供し、それについての情報を伝える。
- 調達に際して、長距離輸送の必要がない地域の商品及びサービスを優先する。

6.7.7 消費者課題 5： 消費者サービス及び支援 (44, 45, 46, 47, 48, 50, 56, 78)

6.7.7.1 課題の説明

商品及びサービスに対する高レベルの消費者満足度は、組織の存在にとつてのみならず消費者にとつても極めて重要である。組織が利益を上げたい又は特定のサービスを提供したいと望む一方で、消費者は、商品及びサービスの購入又は提供後でも、公平な対応を受けることに関心を持っている。

6.7.7.2 関連の活動及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- 例えば、消費者に対し、購入前に包装を開封して中身を調べたり、商品及びサービスを使用したりする選択肢を提供するなど、苦情を防止するための予防措置を講じる。
- 例えば最小限の待ち時間で有能なアドバイスが得られるホットラインなど、適切かつ有効なサポートシステムを提供する。
- 適正価格で保守及び修理を提供し、商品の予備部品の入手可能性を透明化する。
- 標準手法を用いて商品及びサービス、サポート、保守及び修理システムに関する消費者満足度を定期的に評価する。品質及び透明性を向上させ、革新を促進させるために結果を公表することが望ましい。
- 国内又は国際標準に基づいた、プロセスへのアクセス又はプロセスの使用のために手数料又は料金を課さない苦情管理システムを開発し、実施し及び維持する。
- 例えば製品表示に連絡先情報を掲載するなどの方法により、紛争解決及び救済メカニズムばかりでなく供給後のサービス及びサポートへもアクセスできる方法を消費者に明確に伝える。
- 容易かつ迅速にアクセスできるばかりでなく反応の良いコミュニケーション経路を確立する。
- 例えば一定期間内の補償など、顧客に適切な救済策を提供する。
- 国内又は国際標準に基づいた選択的紛争解決メカニズム並びに紛争解決及び救済手順を活用する。
- 欠陥のある商品の無償修理又は交換、若しくは満足のいかないサービスのための救済策を提供し、輸送費及び包装費を全額提供し、製品のライフサイクル期間中は交換可能部品及び消耗品を入手可能な状態にしておくことにより、一定期間の保証を提供する。
- 消費者が紛争解決メカニズムを利用する際に、法的手段を講じる権利を放棄することを消費者に求めない。

6.7.8 消費者課題 6： 消費者データ保護及びプライバシー (49, 56, 57, 58)

6.7.8.1 課題の説明

自動データ処理により、大量のデータの処理が可能となる。歴史的に見て、国家による個人データの乱用によって個人のプライバシーは潜在的に危険にさらされてきたが、今日民間企業も広く個人データの収集、処理を行っている。

6.7.8.2 関連の活動及び／又は期待

組織は、個人データの収集及び処理が人権を傷つけたりプライバシーを侵害したりすることを防止するために、事業活動においては、次の原則に従い、推奨される活動を行うことが望ましい。

- 収集制限の原則：組織は、個人データの収集に制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって入手されるべきである。データ収集は常に透明であることが望ましい。法律で要求されていない場合、個人データは、物品又はサービスの提供のために必要不可欠であるか、又は自発的に提供されるべきである。必要不可欠データの例として、製品が納品される住所が挙げられる。
- 希薄原則：個人データの収集及び処理は最小限にとどめられるべきである。
- 目的明確化の原則：個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されることが望ましい。
- 利用制限の原則：個人データは、目的明確化の原則により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。(a) データ主体の同意がある場合、又は (b) 法律の規定による場合
- 安全保護の原則：組織は、合理的な安全保護措置により、個人データを紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示などの危険から保護することが望ましい。
- 公開の原則：個人データに係る開発、運用及び方針については、一般的な公開の方針がとられることが望ましい。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できることが望ましい。
- 個人参加の原則：個人は、データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得て、自己に関するデータに対して異議を申立てる権利を有する。その異議が認められた場合には、そのデータは消去、修正、完全化、補正されることが望ましい。
- 責任の原則：データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

6.7.9 消費者課題 7：必要不可欠な物品及びサービスへのアクセス (77)

6.7.9.1 課題の説明

貧しい消費者は、特に発展途上国においては、供給の欠如又は限られた購買力のために、必要不可欠な物品及びサービスを入手できないことが頻繁にある。政府は、水、基本食品、住居、エネルギー、教育、電気通信及び金融サービスなどといった必要不可欠な物品及びサービスの提供の民営化をますます進めている。必要不可欠な物品及びサービスへの入手可能なアクセスの原則から見れば、全ての人々、特に低所得者あるいは農村部又は遠隔地の住民がこれらの必要不可欠な物品及びサービスにアクセスすることを可能にするための規定を政府が設けることが望ましいということは当然である。

民営化する場合、政府は、全ての人々が手ごろな価格でこれらの必要不可欠な物品及びサービスへアクセスすることを可能にするための規定を設けることが望ましい。必要不可欠な物品及びサービスを提供する組織は、法的義務を負っていない場合であっても、経済的能力及び位置に関わらず全ての人々に対し、これらの必要不可欠な物品及びサービスを手頃な価格で提供することが望ましい。

6.7.9.2 関連の活動及び／又は期待

編集委員会の注：起草者は関連の活動を加えることが望ましい。

6.7.10 消費者課題 8： 持続可能な消費 (39, 40, 41, 42, 77)

6.7.10.1 課題の説明

消費者は、要求を通して、持続可能な発展の育成のために極めて重要な役割を果たすことができる。しかしながら、消費者が持続可能な消費を促進するためには、組織及びその物品及びサービス両方について、社会的責任関連のパフォーマンスに関する情報が必要となる。

6.7.10.2 関連の活動 及び／又は期待

組織は次を行うことが望ましい。

- － 消費者に対し、物品又はサービスが製造又は提供された環境的及び社会的な状況に関する情報を提供する。これには価値連鎖を考慮に入れるとともに、資源効率に関する情報も含めることが望ましい。情報は、表示、ステッカー、パンフレット及びウェブサイトによって提供することができる。
- － 物品の販売、促進及び流通の際には、消費者に対し、完全、率直及び正確な情報を提供する。これには、これらの物品及び包装のパフォーマンス、原産国、エネルギー効率（適用される場合）、内容物又は原材料、健康面、副作用、安全使用、保守、保管及び処分に関する情報を含めることが望ましい。これは、平均パフォーマンス又は最良慣行に基づくことが望ましい。
- － 物品及びサービスの環境上の品質を伝えるためにエコ表示スキーム又は他のベンチマークを活用する。

環境に関する特定の推奨事項は、**6.5.5.2 g)** 消費者の役割及び関連の方針に規定している。

6.7.11 消費者課題 9： 教育及び啓発 (77)

起草者の注：この本項は留保することが望ましいか、又は第7節に移動することが望ましいか？

消費者は、物品及びサービスのライフサイクルにおいて不可欠な要素であり、自己の要求を通して、持続可能な製造を促進することができる。消費者は、十分な知識を持ち、自分たちの権利及び責任を意識し、持続的に消費することを可能にするために、教育を受けることが望ましい。教育は先進国及び発展途上国の両方にとって必要不可欠である。発展途上国においては、農村部及び都市部の、低所得消費者若しくは読み書きがあまりできないか又は全くできない人々を含む不利な立場にいる消費者のニーズに特別な注意が払われることが望ましい。こうした状況では、例えば、使い捨て製品、過剰包装、電気、水、包装材料の使い過ぎ、並びにレストランでの多過ぎる食事の量などといった浪費的消費を最小限に抑えるための教育が必要である。

消費者教育の目標は、知識の受け渡しのみならず、この知識に基づいて行動するためのくねれnを提供することでもあることが望ましい。したがって、教育プロジェクトにおいては、内容に加えて、製品及びサービスの評価並びに比較を行うためのスキルも教えることが望ましい。教育プロジェクトではまた、消費に関する選択が、環境を含む他者に与える影響についての認識も高めることが望ましい。

内容に関しては、組織は特に次に焦点を当てることが望ましい。

- － 健康、栄養、食品が原因となる病気及び食品不純物混和の予防
- － 関連規制、救済の入手方法及び消費者保護のための機関及び組織
- － 製品危険
- － 製品表示

- 基本的必需品の重量及び大きさ、価格、品質、信用状態及び利用可能性に関する情報
- 環境保護
- 原料、エネルギー及び水の有効利用
- 持続可能な消費
- 包装の処理
- コンピュータや携帯電話などの余分な製品の処分

6.8 [社会開発] [コミュニティ及び社会への貢献] (14, 30, 63, 80, 83, 97)

編集委員会の注：起草チームは、本項のタイトルとして、シドニー会議においてWG SR 専門家が合意した“コミュニティ参画/社会開発”の代わりに“社会開発”を提案した。社会発展は英語では一般に認められた語句ではなく、社会開発の意味も一般的には承認されておらず、本項にも定義されていない。

編集委員会は、WG SR エキスパートの意図を捕らえ、それを一般に受け入れられる英語にすると“コミュニティ及び社会への貢献”であると考えます。

6.8.1 論拠

社会開発は、経済的発展及び環境保護とともに、持続可能な社会の基礎である。

社会開発及び全国民の幸福は世界中の国家にとって最優先事項である。貧困、失業及び社会的疎外など、各国に影響を及ぼす主要な社会的問題に早急に対処する必要がある。

社会開発のための第一の責任は政府に属するが、全ての組織は重要な役割を担っている。各組織は社会に対してプラスとマイナスの両方の影響を及ぼす。

公平な社会開発の達成にとっての大きな障害には、貧困、社会的不平など、健康障害、教育への限られたアクセス、適切な住居の欠如及びマイノリティに対する差別がある。発展に対する権利が全ての人々にとって現実のものとなるように、これらの障害が克服されることが望ましい。

社会開発は、特に低所得及び中間所得の発展途上国において深刻な問題であるが、先進国も社会開発に関する問題を抱えている。

社会の全構成員は、社会開発の達成に積極的に参画することが望ましい。各組織は、その活動を通して社会開発への貢献にコミットすることが望ましい。

社会的問題を解決するには、社会的進展と同時に経済的発展も必要である。経済的発展は、国家の国民総生産（GNP）の成長のみではなく、富と所得の分配も意味する。全ての人々が良質な生活を得るためには、富と所得の均衡のとれた分配が必要である。

社会開発との関連において、コミュニティ参画により、組織とコミュニティが知り合いになり、互いの異なる役割、ビジョン及び利害を尊重し、信頼関係を構築することができる。このプロセスの結果は、核心要素として公正と平等を備えた、社会的及び経済的発展のための協力である。目標は、組織、組織が事業活動を展開するコミュニティ、そしてより幅広く社会及び環境のために新しい価値を創造することである。

社会開発の中核課題には次が含まれる。

- 社会開発への貢献
- 経済的発展への貢献
- コミュニティ参画

6.8.2 原則及び考慮点

社会開発原則に関するガイダンスは **5.社会的責任の原則**を参照すること。

次は、組織が社会開発に取り組む際に勘案することが望ましい考慮点である。

- 公平な待遇の促進： 組織は、人種、種族的出身、ジェンダー、性的指向、宗教、障害、年齢及び不利点などの基準との関連において公平な待遇を促進することが望ましい。
- 権限付与： 組織は、人々が自分自身の能力、資源及び機会を最大化することができるように、権限付与されるような活動を行うことが望ましい。
- 連携での取り組み： 組織間における経験、資源及び取り組みの交換など、連携して能力を結合させることにより、総合的な社会開発活動が個々の行動に比べて一層効果的なものとなる。連携には多くの異なるタイプの組織が含まれ、国際、国際、地方又は地域レベルでの活動が可能である。
- 富及び所得の公平な分配の促進

6.8.3 社会開発課題 1： 社会開発への貢献

6.8.3.1 課題の説明

組織は、価値連鎖における活動を含め、あらゆる事業活動を通して社会開発にプラス及びマイナスの影響を及ぼす可能性がある。国際、国内又は地域レベルで社会開発にプラスの貢献を創造できるように活動を調整する組織は、ステークホルダーとより良い関係を構築し、評判が高まり、より効果的なリスクマネジメントが可能になる。

社会開発に貢献するために組織は、社会開発への潜在的貢献に関する市民の認識を高めることが望ましい。組織は、社会開発に必要な不可欠な社会全体の影響を考慮する際には、教育及び訓練の提供のみならず、公衆衛生及び環境劣化などの問題にも対処することが望ましい。さらに、貧困及び飢えの軽減は社会開発の中核をなすものである。

社会的一体性にとって文化は非常に大きなプラスの影響を与えることができるため、文化遺産も社会開発の一環を成すものである。組織は、自然遺産及び考古学的又は地理的意義を有する場所のみならず、芸術、言語、伝統的知識を含む文化遺産の保存を促進し、これに参加することが望ましい。

6.8.3.2 関連の活動及び／又は期待

a) 市民としての認識

組織は、その活動が社会開発にとって重要性を有することを市民に伝えることにより、市民の認識を高めるための主要な役割を果たすことが望ましい。

組織は次を行うことが望ましい。

- 市民の権利及び責務についての認識を高める。例えば、組織は投票の重要性又は汚職に立ち向かうことの重要性に関する認識を高めることができる。

- コミュニティ及び市民が公共政策及び公共支出の制定及び実施に参加することを可能にするために、能力強化を支援する。

b) 良好な健康の推進

組織は次を行うことが望ましい。

- 例えば次のような活動を通して、特に従業員の良好な健康を推進する。
 - 労働条件を改善する。
 - 例えば予防接種プログラムの支援などにより、薬及びワクチンへのアクセスを提供する。
 - 運動及び良好な食習慣などといった健康的なライフスタイルを推進する。
 - HIV/AIDS, マラリア, 結核などといった主要疾病についての認識を高める。
- 従業員及びその家族が必要不可欠な医療サービスへのアクセスを入手するための支援を提供する。
- 従業員及びコミュニティの健康を保護するために最高レベルの安全策を採用する。

安全衛生に関する詳細なガイダンスは **6.4** 労働慣行及び **6.5** 環境を参照すること。

c) 文化の推進及び文化遺産の保存

組織は次を行うことが望ましい。

- ステークホルダーに対して文化活動を推進する。
- 地域の文化及び文化的伝統を大切にする。
- 差別と戦うための手段としてマイノリティのアイデンティティを強化するための文化活動を支援する。
- 特に組織の活動が文化遺産に影響を及ぼす可能性がある場合には、文化遺産の保存及び保護を支援する。

d) 教育の推進

組織は次を行うことが望ましい。

- 公的機関との連携により、従業員及びその家族のためにあらゆるレベルの教育を推進及び／又は支援する。
- 例えば初等教育など、従業員の子供たちが正式な教育を受けることを推進する。
- 教育の質を改善し、非識字を根絶するための活動に従事する。
- 児童就労など、子供たちが教育を受ける際の障害を排除するための行動を取る。
- 特に従業員のために、生涯学習に貢献する教育及び訓練を推進する。

ボックス 12 教育の推進の例

大企業が、従業員が初等教育及び中等教育を終了することができるように工場内に教室を設置する。

政府が、教育を促進し、児童就労と戦うための手段として、貧しい家族が子供を学校に行かせることができるように経済支援を提供する。

e) 貧困及び飢えの軽減への貢献

組織は次を行うことが望ましい。

- マイノリティ集団を参画させることの価値を心に留めた上で、雇用及び所得創出に貢献する。これは、組織の中核的活動及び／又は社会的プログラムへの投資を通して行うことができる。
- 不利な立場にいる人々の能力、資源及び機会を増加させることの重要性を考慮に入れた上で、これらの人々のために食べ物へのアクセスを提供するプログラムに貢献する。
- 低コストで、簡単に反復可能で、貧困及び飢えの根絶のために高い社会的影響を与える、社会的起業投機及び技術開発を支援する。

ボックス 13 貧困及び飢えの軽減への貢献の例

NGO が政府と協力して、渇水時に飲み水へのアクセスを提供する貯水槽を建設する。

地方自治体が農村部における自給自足生産を支援するためのプログラムを開発する。

金融機関がマイクロクレジット・プログラムを開発する。

6.8.4 社会開発課題 2： 経済的発展への貢献**6.8.4.1 課題の説明**

すべての組織及びその事業活動は、経済全体及び経済発展に対し、国際、国内又は地域レベルで影響を及ぼす。しかし多くの場合、組織及びその事業活動によってプラスとマイナス両方の影響を大きく受けるのは地域レベルである。

経済的発展は、社会的問題を克服するのを手助けするばかりでなく、関与している組織を強化することもある。

資源の有効利用、税金の納付、新技術の開発及び投資は全て、経済的発展に貢献する。税収は、関係当局に対し、例えば交通機関や教育などの公共サービスといった社会基盤を管理及び開発するための手段を提供する。組織が持続可能な発展に貢献することができる物品及びサービスを開発するにあたって、革新、技術及び科学面での大きな可能性がある。低発展及びそれに関連する問題を克服するために、国は、現代技術へのアクセスを必要としている。

責任投資は、投資者が社会に有益な活動を優先的に選択するための手段であり、これは現在及び未来の社会の繁栄への貢献と見なされる。

雇用創出は経済的発展には極めて重大であるが、この課題は 6.4 労働慣行で取り上げる。

6.8.4.2 関連の活動及び／又は期待

a) 資源の利用

組織は次を行うことが望ましい。

- 貧困軽減のために資源を利用する努力を尽くしつつ、天然資源の複合的使用を追及することで資源を有効利用する。
- 所有権を支持し、所有権の尊重を推進する。
- 地域住民、特に先住民による天然資源の伝統的な利用を尊重する。
- 地域の天然資源を使用する前に、地域コミュニティからその使用に関するインフォームド・コンセントを得る。

ボックス 14 [資源の利用への地域コミュニティ参画の例]

森林プランテーションを所有する大規模な製紙会社が地域の小規模企業による森林在庫の販売を支援する。

国有企業がダムの建設前に地域コミュニティと協議する。

b) 地域経済への貢献

組織は次を行うことが望ましい。

- 地域経済にプラスの効果をもたらすように努めることにより、地域の能力構築及び人的資本の形成に貢献する。
- 地域の供給業者の物品及びサービスを優先的に選択し、可能な場合には地域の供給業者の発展に貢献する。

ボックス 15 例 [タイトルが必要]

自動車メーカーが地元地域の中小企業に技術及び経営に関する訓練を提供する。

c) 税金

組織は、納税義務を果たし、政府機関が正確に税額を確定することができるように必要な情報を提供することが望ましい。政府は税制の適切な管理及び税収の有効利用に関して重要な役割を果たす。市民社会組織は、堅強な税制及び資源の有効利用の両方に貢献することが可能であり、政府によるこれらの活動を精査することが望ましい。

d) 革新、技術及び科学

組織は次を行うことが望ましい。

- 例えば大学又は研究所などの地域組織と連携して研究を行う。
- 適切な場合には、科学技術開発を地域コミュニティで行い、この取り組みに地元住民を採用する。

- 地域の長期的発展に貢献することができるように、実施権供与又は技術移転のための合理的な条件を設ける。
- 実施可能な場合には、技術移転及び技術拡散を可能にする慣行を採用する。

e) 【社会的】責任投資

組織は、自らが投資する又は投資しようと努める組織の環境上、社会上及びコーポレート・ガバナンスに関する側面並びに社会的責任を考慮することが望ましい。

ボックス 16 【社会的責任投資の例】

大規模な投資銀行が、“トリプルボトムライン”，つまり経済的，社会的及び環境的要因に基づく基準を満たす組織にのみ投資するファンドを組成する。

6.8.5 社会開発課題 3：コミュニティ参画【課題】

6.8.5.1 課題の説明

組織が目的の達成において成功を収めるためには、全てのステークホルダーとの間に尊重と信頼に基づく関係が必要となる。コミュニティ内で関係を構築するには時間がかかる。コミュニティ参画の課題に取り組むために、組織は、コミュニティ権限付与及びコミュニティ社会的投資のみならず、協議、対話及び交渉も考慮することが望ましい。

協議、対話及び交渉は、組織と組織が事業活動を展開するコミュニティとの間の関係を改善するための貴重な機会を提供する。組織によって影響を受けるコミュニティの特徴及び構成を理解することは、組織の影響を解明し、これらの影響に対処するための適切な措置を講じるにあたって、中核を成すものである。

コミュニティ参画に関する二大課題は、コミュニティの構成員のために公正かつ公平な代表を確保すること、及びコミュニティの構成員が交渉を通して自分たちの利害を表現するためのスキルを有しているという確信を持つことである。

ステークホルダーの期待を認識し、相談を受け、意思決定に参加するというステークホルダーの権利を促進することは、建設的な関係の構築に役立つ。

自らが社会に及ぼす変化する影響を理解することにより、組織は、自己のみならず社会にとって最大の利益となるように自己の活動を適応させることができる。自己がコミュニティに対して現在及び過去に与える影響、及びコミュニティにおける自己の現在及び過去の経験を考慮する組織は、コミュニティ参画課題に対応する準備がより十分にできるであろう。

社会的投資に関し、コミュニティのニーズと組織の目標とを整合させるようにすることが望ましい。

6.8.5.2 関連の活動及び／又は期待

a) コミュニティへ影響

組織は次を行うことが望ましい。

- 過去、現在及び未来計画されている事業活動がコミュニティに与える主要な社会的、環境的及び経済的影響を特定し、責任を持って管理する。
- 地域コミュニティにおける主要な影響及び主要な発展課題を決定するために、コミュニティに関する情報を収集する。
- やむを得ないマイナス影響が及ぶ人々に十分な補償を提供する。影響を受けるコミュニティを、しかるべき補償の決定に参画させることが望ましい。

ボックス 17 [コミュニティに対する環境影響の管理の例]

会社がコミュニティ内に流れる川に対する影響を分析し、廃水が抽出前に比べてきれいになるように、川に放出する水を処理する技術を開発する。地域コミュニティがこの新しい状況を活用し、娯楽目的のために川を利用する。

b) 協議, 対話及び交渉

組織は次を行うことが望ましい。

- ステークホルダーに意見を述べる権利を与え、これらのステークホルダーに対する説明責任を引き受ける。
- コミュニティに対して、関連情報へのアクセスを与え、有意義なコミュニケーションを行う（説明責任原則については 5.2.4 も参照のこと）
- 主要なコミュニティ・ステークホルダーとの間に関係を構築し、コミュニケーションを維持する。これには、新しい話題に関し、新しい方法で、馴染みのあるステークホルダーのみならずそれまで無視されてきたステークホルダーも参画させる必要がある。主要な地域団体のみならず、例えば先住民又は宗教的少数派などの社会的弱者及び周縁化された集団も特定することが重要である。
- コミュニティのステークホルダーと、誠意をもって、つまり広い心、プロセスに携わる意欲及び合意に達しようとする純粋な欲求を持って交渉する。やがて、組織とコミュニティ及び/又は政府又は NGO などといった他のステークホルダーとの間に戦略的提携が生まれるかもしれない。

ボックス 18 [協議及び対話の例]

政府が都市計画の開発にコミュニティを参画させる。

NGO がコミュニティ基盤プログラムの計画、実施、監視及び評価にコミュニティを参画させる。

新しいプロジェクトの構想中に、会社が地方自治体及び環境 NGO と共にコミュニティ・フォーラムを実施する。目標は、ステークホルダーの懸念及び期待を聞き、プロジェクトがコミュニティに与える影響を管理することである。

c) コミュニティ権限付与

組織は、コミュニティの能力を構築し、強化するために、例えば人員、費用及び時間などといった資源と、例えば専門知識及び経験などといった能力の両方の観点から、コミュニティのステークホルダーのニーズを特定し、評価することが望ましい。

ボックス 19 [コミュニティ権限付与の例]

近隣のコミュニティに多大な環境的影響を及ぼす組織が、影響を受ける関係者を意思決定プロセスに参画させ、これらの影響に対処するためにコミュニティ環境委員会を組織する。地方自治体の環境部署及び地域の医療保険施設が技術支援を提供する。組織は、NGO と協力して、コミュニティの代表者のために環境訓練プログラムを開発する。組織は、全てのセッションにおいて、重要な情報を提供し、パフォーマンス向上コミットメントを作成する。これらをコミュニティ及び地方自治体が監視する。

d) コミュニティにおける社会的投資

組織は次を行うことが望ましい。

- 社会及び環境に対する影響に関連する社会的投資を行う。組織によるコミュニティへの投資は、組織がコミュニティに対して引き起こす可能性のあるリスク及び影響に比例していることが望ましい。これらの投資はまた、関係しているコミュニティの利害のみならず、組織の性質、位置及び規模も考慮に入れることが望ましい。
- 社会的投資の方向をコミュニティ能力構築に向ける。
- 組織の社会的投資は、例えば助成金交付、ボランティア及び寄付などといった他の社会的活動及び慈善活動を妨げるものではないことを認識する。しかしながらこれらは、組織の社会的投資に関する全体目標と一致していることが望ましい。それらは、長期的発展のためのプログラム又はプロジェクトを通してコミュニティに資源を提供することに焦点を合わせることが望ましい。
- コミュニティを設計及び開発に参画させることにより、持続可能な社会的投資プロジェクトを推進する。コミュニティ参画は、組織が関与しなくなった後でも、プロジェクトの持続及び成功を助ける。
- 社会的投資の計画に際しては、経済的、社会的及び人的発展の促進を考慮に入れる。全ての活動は、例えば地域経済の発展を支援するために地域における調達及びアウトソーシングを増やすなど、市民にとっての機会を広げるものであることが望ましい。
- 組織の慈善活動に対するコミュニティの依存を永続化する活動を回避する。ホスト・コミュニティが貧しい場合には特別な配慮がなされる必要がある。
- 既存のコミュニティ関連イニシアティブを評価し、それらの成功及び適切性に関するフィードバックを提供し、改善の余地がある箇所を特定する。

ボックス 20 [コミュニティにおける社会的投資の例]

会社が地域コミュニティにおける調達の増加に努めている。会社は、造園、洗濯サービス、自動車の保守及びリサイクルなどのサービスの供給に関して、地域の人々を参画させることにより、地域能力を育成する。

製材会社が認証された製品を輸出している。会社は、NGO と協力して、財源のみならず技術支援及び技術訓練も提供することにより、小規模生産者が認証を取得する手助けをする。この活動は、これらの小規模生産者がサプライチェーンに組み込まれることに貢献する。

7. 組織が社会的責任を実施するためのガイダンス

7.1 一般

この章では、社会的責任の慣行を策定し、一体化し、実施するうえでの実際的なガイダンスを提供している。ここでは、どんな種類の、どのような規模の組織でも取るような行動を特定し、関連の章において、中小の組織(SMO)やNGOのような特定の種類の組織に対して、より詳細なガイダンスを提供している。ここで説明されている行動を段階的アプローチとして取り入れる必要はないが、すべての主要な要素を考慮に入れることが望ましい。組織によっては、こうした要素を別の順番で取り入れるのがより適当と思われる場合もあるし、あるいはその要素のいくつかを繰り返すのが適当な場合もあるかもしれない。

社会的責任を包括的に取り扱うのは、時間のかかる継続的な活動である。社会的責任を実施する組織は、組織の行うこと、例えば、その活動、商品、サービスを検討する。また、組織がそういったことをどのように行っているか、例えば、その方針、戦略、事業活動を検討する。社会的責任にはまた、組織がそのステークホルダーに対して与える影響を考慮することが含まれる。組織は、社会的に責任を取るために、組織のプロフィール、複雑さ、

状況、ステークホルダーからのフィードバックなどにしたがって組織の活動に優先順位を付けて調整を行なうことが望ましい。組織が運営される状況が、その理念、方針、戦略に影響を及ぼし、またステークホルダーとの関係や毎日の業務実施にも影響を及ぼす。さらなる進展と説明責任を果たすために、組織は、その活動とその進捗状況を見直し、それらを伝達することが望ましい。こうしたすべての活動は、相互に依存関係にある。この規格は、組織の既存のモデル、戦略、慣行と両立できるようになっており、それらの中へ一体化されることが望ましい。

7.2 社会的責任の背景理解

7.2.1 主な配慮事項

組織が、社会的責任をその活動、商品及びサービスに統合させるためには、その理念、使命、戦略、目標、目的を策定するための具体的な情報と分析が必要である。こうした情報の収集と分析は、組織が事業活動する社会的、環境的、経済的状况を、組織自身が理解できるような方法で行うことが最も望ましい。こういった努力を構成する主要要素には、組織のプロフィールの理解、その社会的責任の境界と内容の分析、そのステークホルダーの関心事、特に、社会的責任に関する中核課題に対する関心事を理解することなどが含まれるかもしれない（第6節参照）。

7.2.2 組織のプロフィールの理解

社会的責任課題に取り組むためのアプローチを作成して、実施する前に、組織の現在のプロフィールをよりよく理解するために、組織は具体的な情報を収集し、それを評価することが望ましい。このような情報には次が含まれる。

— 主要な商品及びサービス、場所／地理的な範囲と組織運営の構造、ガバナンス構造、労働力構成、年間収入と支出、その他の定量的な情報。

— 例えば、訴訟記録、会計監査の傾向、規則施行記録、採用されている規範又はその他の記録の見直しなどを通じて、組織の活動と慣行が内部及び外部の要求事項を満たしている程度。

— 主な目標と、そうした目標達成に向けた活動の最近の実績。

— 商品、サービス、活動、戦略及び方針における最近の大きな変化と予測される大きな変化。

— 業務分野又は部門における現在の傾向と将来の傾向の推定。

— 人的資源及びその他の資源の必要性を含む、主な長所及び競争力。

7.2.3 社会的責任の境界及び背景の分析

組織は、組織とそのステークホルダーにとって重要な社会的責任の課題を見つけ出して、分析することが望ましい（第6節参照）。それには、組織内及びそのサプライチェーン内[下流部門、上流部門及び間接部門]、並びにそのステークホルダー・ネットワーク内における社会的責任の境界を評価することが含まれる。これらが、行について優先順位付けされる可能性のある社会的責任の課題を見つけ出す助けとなる。社会的責任の範囲内で、組織は、法律、協定、及び／又は倫理に基づいて責任を果たすことが望ましい。さらに、その影響力の及ぶ範囲内で、組織は、他の組織が社会的に責任ある行動を取るように影響を与えるように努めることが望ましい。その影響力の及ぶ範囲外では、組織がステークホルダーから説明責任を求められることはまずない。

こうした境界の評価により、現在又は将来重大な[重要な]影響を持つ、あるいは、組織独自の活動、商品及びサービスによって管理されたり、影響を受けたりする社会的責任の課題を特定することができる。また、これによ

り、組織が管理でき、相当に影響を及ぼすことができる、つまり、組織の影響力の及ぶ範囲内にあるサプライチェーンとステークホルダー・ネットワーク[ステークホルダー・マップ]内の事業体を特定することもできる。これにより、こうした組織によって生じるかもしれない、現在又は将来の重大な[重要な]社会的責任の影響を特定することができる。サプライチェーン内において、管理と影響の度合いは、組織の競争関係及びサプライチェーン内の組織数に加え、サプライチェーン内の組織の規模、複雑さ及び種類に関係してくる。

背景に関する情報の評価には次が含まれる。

- 社会的責任の重大[重要]課題に関してその傾向を理解する。
 - 社会的責任の重大[重要]課題に取り組むとき、組織及びそのサプライチェーンが以前どのような行動を取り、どのような進展があったかを特定する。
 - 社会的責任の既存の目標があれば、それについて進捗があったかどうかを特定する。
 - 短期的及び長期的に、社会的責任の重大[重要]課題によってもたらされた潜在的な機会、リスク及び課題を分析する。

いくつかの問題設定が背景を評価する際に役立つかもしれない。

- どの運営活動が、国際法、条約、プロトコル、又は協定と矛盾するのか。
- 組織のどのプロセス、手続き、活動、行動、又は既存の社会的責任に関する活動が、社会的責任を果たそうとする組織の戦略及び目標と合わないか、あるいは対立させているのか。
- 例えば事業活動の価値、基準、基本的信念及び確信といった組織の文化のどの要素が社会的責任の戦略やコミットメントの実現に寄与しているのか。その逆に、これらのうちどれが寄与しておらず、変更が必要なのか。

7.2.4 ステークホルダーの関心事の理解

組織は、組織の社会的責任の範囲内にある、社会的責任の重大[重要]課題に関してその[主要な]ステークホルダーが抱く関心事を理解することが望ましい。こうした関心事は、ステークホルダーの特定及びステークホルダーとのエンゲージメントのプロセスを通じて特定することができる (7.3 参照)。

ボックス 21 社会的責任の境界の分析	
次の3つの例では、食品加工の大企業、小さな自動車修理店、研究関連のNGOのおのおのがその社会的責任の境界をいかに分析するかが示されている。この分析によって、組織が目標を設定し、その活動、商品及びサービスに社会的責任を一体化しようとする以前に境界を設定する上で、考慮すべき社会的責任の課題例を特定している。	
食品加工の大企業	
組織が管理できるか、又は相当な影響を及ぼせる事業体。	こうした事業体による生じる可能性のある社会的責任[現在のものと将来のもの]が及ぼす重大な[重要な]影響の例。
食品生産に使用される農場製品を供給する農家、農場組合組織及び農産物企業で、その生産品のうち少なくとも20%、あるいは売り上げで200万ドルが、この企業により購入される。	環境的に見て持続可能な農場経営の課題で、例えば、灌漑用水と農薬の使用、水の汚染、土地浸食の管理、土地の森林伐採及び野生動物の保護。社会的に見て持続可能な農場経営の課題で、例えば、労働賃金と労働慣行、農場の安全並びに遺伝子組み換えをした収穫物及び動物。
100%自社所有の子会社、この企業が少なくとも35%を所有する合弁企業。	この企業の社会的責任の課題と同様の社会的責任の課題。
主な卸売業者。	エネルギー消費[温室効果ガス]、労働者の健康と安全、包装材料及び廃棄物。
この企業の工場で使用される処理装置の主な供給	操作員の安全、エネルギー効率、人間工学、廃棄物

業者。	の最小限化及び多様性。
商品に使用される包装及びその他の材料の主な供給業者。	使用される材料及びライフサイクル中に出される廃棄物，危険な原料の排除，人間工学，再使用及び材料の再使用可能性並びに被雇用者の多様性。
保守管理，サービス及び建設工事請負人。	廃棄物排出の防止，危険な原料の回避，環境にやさしい建築物の施工，廃棄物再使用及び適切な廃棄，勤務者の健康及び安全，多様性並びに公正な労働慣行。
組織独自の活動，商品及びサービスにとって重大な[重要な]社会的責任の課題とは：食品の栄養，肥満への関心，材料の表示及び健康への影響，消費者の安全，包装の簡素化，エネルギー使用/温室ガス，有害な汚染物質の放出/排出，廃棄物の生成，水の使用，労働者のプライバシー，健康及び安全，多様性，開発と公正な労働慣行，団体交渉，社会的責任の課題に関する危機管理，ステークホルダーとのコミュニケーション，慈善活動，社員による共同体の社会的責任活動へのボランティア参加，公正な運営，市場取引及び広告の慣行，アフターサービス並びに紛争解決及び補償，データ保護及びプライバシー。	
小さな自動車修理店	
組織が管理できるか，又は相当な影響を及ぼせる事業体。	こうした事業体による生じる可能性のある社会的責任[現在のものと将来のもの]が及ぼす重大な[重要な]影響の例。
保守管理及びサービスの請負業者。	安全，廃棄物削減，多様性。
組織独自の活動，商品，サービスにとって重大な[重要な]社会的責任の課題とは：消費者の安全，危険な溶剤の使用の最小限化，溶剤及びびろ切れの再使用，使用済みタイヤ及びその他の部品の再使用，労働者の健康及び安全，多様性，開発及び作業条件，共同体の催し物への参加及び貢献。	
研究関連の NGO	
組織が管理できるか，又は相当な影響を及ぼせる事業体	こうした事業体による生じる可能性のある社会的責任[現在のものと将来のもの]が及ぼす重大な[重要な]影響の例。
研究請負業者，コンサルタント業者。	被雇用者の多様性，公正な労働慣行，労働者の健康及び安全，商品及びサービスに係わる環境への影響を最小に抑える，秘密/私的な情報の保護など。
組織独自の活動，商品，サービスにとって重大な[重要な]社会的責任の課題とは：社会的責任と矛盾しないサービス業務の使命，再生紙や大豆インクの使用，エネルギー効率のよいコンピュータの購入，事務所のエネルギー使用の削減，労働者の健康及び安全，多様性，開発，公正な労働慣行，会議に環境にやさしいホテルの利用，プライバシー，公開集会の安全。	

7.3 ステークホルダーとの協働

7.3.1 主な配慮事項

すべての組織は，顧客，被雇用者又は供給業者といった個人又は組織とコミュニケーションを取ることによって，すでにある種のステークホルダーエンゲージメントを行っている。ステークホルダーとの対話及びエンゲージメントに，組織が新たなコミュニケーション・システムを開発する必要はないが，それでも，これまでの経験，アプローチ，その成果をもとに対話やエンゲージメントを新たに作り上げることを要する場合がある。ステークホルダーエンゲージメントは，二つの主要な構成要素で成り立っている。

- ステークホルダーの特定
- エンゲージメントプロセスそれ自体

組織は、社会的責任に関連する行動全体について、あるいはもしかすると具体的な課題又はプロジェクトについて、ステークホルダーと係わり合いを持ちたいと望むかもしれない。エンゲージメントの目的は、その始まりからそのプロセスに参画する人々の期待事項の管理まで、明らかであることが望ましい。

7.3.2 ステークホルダーの特定

[ステークホルダーの定義には、非常に広範なグループが含まれるので、組織が成果の期待できるような方法でこれらのグループと係わり合いを持つのは不可能である。][個人やグループは、組織の活動に関して、その多くに利害を持つであろうし、またさまざまな利害を持つ可能性がある。]組織は、[その利害に基づいて、特に、そうした利害と社会の福祉及び持続可能な発展との関係、並びにステークホルダーと組織との関係の性質に基づいて]そのステークホルダーを特定することが望ましい。こういった集中的なアプローチを取れば、ステークホルダーとの対話の価値が高まり、長期的にステークホルダーとの関係を維持するのに役に立つ。

組織が、一度に同時に、又は同レベルの緊密さで、すべてのステークホルダーと係わり合いを持つのは不可能である。また、必ずしも、組織がすべてのステークホルダーの利害を、同時に、同じような努力を注いで処理することができるとは限らない。あるステークホルダーの利害は、他のステークホルダーの利害や組織自体の利害と異なることもあるし、時には、それらと相容れないこともある。

7.3.2.1 特定プロセス

組織は、組織の社会的責任に関心のある、内部と外部両方の、個人のステークホルダーとステークホルダーグループのすべてを特定することが望ましい。組織がすでに確立している関係は、ステークホルダーを特定するための開始点としての役割を果たすかもしれないが、組織がまだ関係を持っていないステークホルダーも考慮することが望ましい。ステークホルダーの特定の際に、組織は、次の6点を考慮することが望ましい。

第1に、組織が社会的責任の課題を判断して、取り組むうえで、幾つかのステークホルダーが不可欠である。組織とその他のステークホルダーの関係は性質上、より戦略的なものであるかもしれない。

第2には、組織がステークホルダーをどれだけ正確に特定するかが、ステークホルダーと関係を築く組織の能力、そして最終的には、ステークホルダーの利害を適切に処理する能力にも大きく影響してくる。グループ内から最も適当な人々を特定するときは、慎重に行うことが望ましい。これは、例えばプラントの近隣住民のように、正式に組織されていないグループと係わり合いを持つときには、特に難しい。

[第3には、組織内でステークホルダーを特定する人たちが、誰を含めるべきかについて異なった見解を有することがよくある。経験、役割及び教育によって、このように見解が違ってくる。特定プロセスに複数の人々が関与することによって、偏りを防ぐことができるかもしれない。]

第4には、ステークホルダーによっては、自己申告してくることがあるかもしれない。組織は、持続可能な発展及び社会の福祉に関してステークホルダーが持つ利害の正当性に配慮することが望ましく、その決定においては、透明性があることが望ましい。

第5には、ステークホルダーは、例えば小さい子供の代理人かもしれない。こうしたアプローチには代表の問題が絡んでくることがあるので、組織は、悪用の可能性があることに留意することが望ましい。持続可能な発展及び社会の福祉と矛盾する代表であることもある。

第6には、ステークホルダーのリストは、地域、組織の活動によって異なるし、組織の一部が考慮されているのか、あるいは全部が考慮されているのかによっても異なってくる。

[組織は、組織の社会的責任に関心のある、内部と外部両方の、個人のステークホルダーとステークホルダーグル

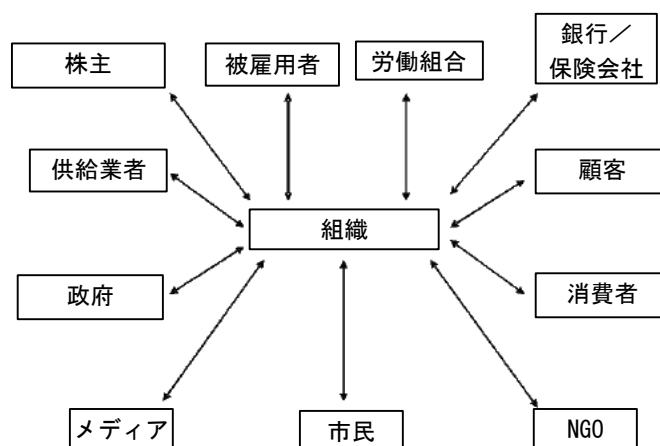
ープのすべてを特定することが望ましい。][例えば、フォーカスグループ、調査、特定プロセスの公开发表、ステークホルダーを招聘して参画に関心があるかどうかははっきりと述べてもらうなどの方法によって特定されるステークホルダーもある。]

もっと簡単な方法は、組織が、例えば次のような数多くの質問について自問自答することである。

- 組織又はプロジェクトによって、プラス又はマイナスの影響を受けるかもしれない利害を持っているのは誰か。
- 過去に、同じ地域で、似たような事柄に参画したのは誰であったか。
- その人たちを参画させたいと言ったのは誰か。
- 組織が果たす社会的責任の改善に役立つような専門知識を有しているのは誰か。
- その人たちがエンゲージメントから締め出されると不満を抱くのは誰か。

いったん特定プロセスに入ったら、ステークホルダーのリストは文書化されることが望ましい。また、時間が経つと、利害と関係は変化し、発展するので、リストを定期的にレビューすることが望ましい。文書記録方法の1つにステークホルダー・マップがある(図2参照)。

図2 一般的な取引ビジネスのステークホルダー・マップ



7.3.2.2 利害の優先順位付け

ステークホルダーを特定した後、組織は、ステークホルダーの利害を優先順位を付けすることが望ましい。組織が優先順位付けを行う方法は、次のようなものを含め、いろいろある。

- リスクに基づくアプローチ。どの利害が組織又はそのステークホルダーに最も大きい影響を与えそうか検討する。
- いくつかの利害、特に、組織と法的な関係のあるステークホルダーから出されたものと、国内法、若しくは国際的に承認されている協定、原則又は勧告に基づいたものを他に優先して考慮する。
- 資源に基づいた評価。まず最も簡単な問題に取り組んでから、次に、難題である利害関係又は組織が判断した必要性に反したものにより長い時間をかける。
- コンセンサスに基づいたアプローチ。一般にステークホルダーの大多数が最初に考慮すべきと考えている利害に対処する。

利害に優先順位を付けることによって、組織は少数の[主要な]ステークホルダーと係わり合うだけで済むので、プロセスを管理しやすくなる。

7.3.3 エンゲージメントプロセス

ステークホルダーエンゲージメントのプロセスは、組織の社会的責任の遂行能力向上という最終目的を持って、組織とその[主要な]ステークホルダーとの間に信頼を築くことをめざすものであることが望ましい。信頼は、成果と透明性の両者の組み合わせで築かれ、それには、組織とその[主要な]ステークホルダーとの間で、社会的責任の利害関係に関する情報の交換が行われなければならない。ステークホルダーの信頼を確実なものとするため、組織は、ステークホルダーと適切な方法で係わり合うことが望ましい。例えば、取引上の秘密や社会的に微妙な課題に関する制限規定など、機密保持のための合理的な懸案事項については規定を設けることが望ましい。

7.3.3.1 いつ係わり合うべきか

[主要な]ステークホルダーは、次のような段階で参画することが望ましい。

- 社会的責任に関する目的及び目標を定めるとき。
- 社会的責任の原則及び課題の成果に関するデータやクレームを検証するとき。
- 組織の関連中核課題（第6節参照）に関する成果を見直すとき。
- 組織が直面している社会的責任の課題のうち、論争のあるもの又は難しいものを解決するとき。

7.3.3.2 エンゲージメントとコミュニケーションの計画

組織は、エンゲージメントを開始する前に、準備をすることが望ましい。ステークホルダー・エンゲージメントとコミュニケーションの計画を作成すれば、コミュニケーション方法や頻度を含むステークホルダーとのコミュニケーションの具体的手段を決定することに役立つ。計画は、伝達され、簡単にアクセスでき、時間とともに徐々に進化していくことが望ましい。

[主要な]ステークホルダーに対して、自分たちの利害ができるだけ早く理解されるのだという確信を持たせるには、[主要な]ステークホルダーが、プロジェクト又は意思決定の早い段階から参画することが望ましい。組織は、このプロセスからステークホルダーのフィードバックが得られるように準備することが望ましいが、そうしたフィードバックは、必ずしも組織の初期の意図に対して好意的だとは限らないという点にいつも留意することが望ましい。開かれた心で、意思決定プロセスに入るのが肝心である。

7.3.3.3 エンゲージメント技法

エンゲージメント技法はたくさんある。すべての課題又はプロジェクトが、まとめ役のいるグループ対話に適しているわけではなく、情報の不足しているステークホルダーにとっては、時間がかかり、難しいものもある。これは、ステークホルダーと組織の両者がともに、自分たちはプロセスと成果に役立つと考えていても、両者が参加できないこともあるということを意味している。そのような場合には、Eメールや電話によるコミュニケーションといった既存の対話方法が、すべての関係者にとってより効果的で管理しやすいかもしれない。グループ会合が計画されているならば、会合にはプロの司会者を付けるほうがよい。

労働関連の課題について[主要な]ステークホルダーと係わり合う場合には、議論の論題は、ILOの社会的対話の原則、適用すべき国内法及び現地法、並びに国内労働組織及び雇用主組織の協定に基づいて行うことが望ましい。さらに、労働関係のステークホルダーにとって最も重要なエンゲージメントの形態は、団体交渉であることを認識していることが望ましい。

時には、ある特定の目標を達成するために、[主要な]ステークホルダーと提携関係を結ぶほうが都合がよい場合もある。提携関係及び協力関係は、独創的な思考の源泉であり、組織とそのステークホルダーの間に生じる衝突

に対して双方丸く収まる解決法を生むことがある。時には、提携関係及び協力関係が、組織や社会全体に時として新しい価値を付加するような新しい機会、新しいアプローチ、及び新しい発展を提供してくれることもある。組織と[主な]ステークホルダーの間に利害の衝突がある場合には、提携関係というアプローチは適切ではないし、不可能である。

[主要な]ステークホルダーとの有意義なエンゲージメントは、単一の独立した活動ではない。それは、組織内に、ある程度の文化的で手続き的な変化をもたらすかもしれない意思決定方法である。それは、組織内外の継続学習となる可能性を持っている。こうした相互学習プロセスは、組織とその[主要な]ステークホルダーの間の信頼関係を強化しやすい。こうした信頼が、信用性を高めることになる。

[主要な]ステークホルダーが社会的責任の背景で係わり合ってくる場合には、意思決定はコンセンサスに基づいて行うことが望ましい。コンセンサスで解決に至らない場合には、相違を乗り越えるために最大の努力を払うことが望ましい。どうしても妥協できない相違点は、他のステークホルダーにその旨、透明性を確保しつつ連絡することが望ましい。

7.4 社会的責任の組織の目標及び戦略への統合

7.4.1 主な配慮事項

社会的責任は、組織の全体目標及び管理戦略の中に統合されることが望ましい。この統合プロセスは、トップマネジメントによって支援され、ステークホルダーとの相互対話を通じて作成され、組織の使命と政策の背景で説明された場合にのみ、成功する。

実施プロセスの始まりから、トップマネジメントは、具体的な役割を果たし、組織の社会的責任遂行の成果向上に関与することが望ましい。社会的責任に関連する活動の発展と実施を有意義なものとし、成功させるためには、組織内における経営層の関与のレベルが、生じる難題を解決できる程度に十分に高いことが望ましい。

7.4.2 社会的責任の原則を採用して組織の声明書につなげる

社会的責任に関連する組織の活動は、組織の価値と行動規則と関係のある社会的責任の原則に基づいていることが望ましい。こうした原則については、規定され、明らかに定義することが望ましい[第5節参照]。多くの組織が、組織全体の価値及び目標を定義する使命声明書及び/又は理念声明書を文書にして持っている。そのような組織は、社会的責任原則がその声明書にどのように取り込めるかを判断するために、既存の声明書を見直すことが望ましい。文書化された使命又は理念声明書をまだ持っていない組織は、社会的責任の原則を取り込むための開始点として声明書を作成してみることを望ましい。組織の使命及び理念は、ステークホルダーが組織の社会的責任へのコミットメントの度合いを評価するための基準となる重要な声明である。

組織はまた、トップマネジメントが承認した、文書化された行動規範を持っていると役に立つことが分るだろう。行動規範は、被雇用者とその他のステークホルダーにとって、その価値、使命、理念及び原則にしたがって、組織がどのように行動することが望ましいかを示すガイダンスになる。行動規範はまた、組織の被雇用者の日々の意思決定を助ける参考書としても役立つ。さらに、一般に公開された行動規範ならば、外部のステークホルダーに対して、組織の社会的責任へのコミットメントを評価する基準を提供することができる。

7.4.3 目標及び戦略の策定

組織は、そのステークホルダーとともに、組織の理念、使命、原則声明書、行動規範及びその他の関連文書に基づいて、社会的責任を実施するための目標及び戦略を策定することが望ましい。こうした目標及び戦略は、組織の既存の活動に統合されることが望ましい。

目標は、次に基づいたものとする。

- 状況分析結果[7.2 参照]、使命及び／又は理念、原則の採択及び統合、影響範囲の決定、ステークホルダーからの情報。
- 取り組むべき社会的責任の中核課題のうちから選択されたもの。
- 選択された課題に取り組むための優先順位付け及びタイミングの設定。

社会的責任の課題を取り扱うための組織の戦略には、既存の方針の見直しと目標達成のための新しい方針の作成が含まれることが望ましい。戦略には、次の情報が含まれる。

- どのようにして設定した目標に到達するのか。
- 組織の活動、商品及びサービス中から選択された課題に取り組むための実施法及び手続きをどのように決定するのか。
- 文化的、社会的及び経済的条件の違いを考慮に入れつつ、様々な国、場所及び／又は具体的な場所で、課題をどのように取り扱うか。
- ステークホルダーの利害がお互いに衝突する場合、又は組織の利害と衝突する場合に、どのように取り組むのか。
- 社会的責任に関連する行動を実施するため、組織内グループにどのようにして権限及び資源を与えるのか。
- サプライチェーン内で、社会的責任の実施にかかる経費を、どのようにして公正に分配するのか。
- ステークホルダーとどのように係わり合うのか。
- 成果及び進展のレビュー[7.7 参照]を含む、社会的責任の実施を管理するための全体的枠組みをどのように作成するのか。

7.5 社会的責任の日常業務での実施

7.5.1 主な配慮事項

社会的責任を実施する際に、組織は、次を考慮することが望ましい。

社会的責任を組織の活動、商品及びサービス中にうまく統合するには、普通、戦略が必要になってくる。短期目標の決定並びに行動計画の設定及び指標の定義は、可能な限りステークホルダーとのエンゲージメントを通じて行うことが望ましい[7.3 参照]。

社会的責任を組織内に統合するときは、例えば、管理、品質及び情報システムといった既存のシステム、並びに意思決定や報償決定構造のようなツールや構造を利用する。組織が、既存のシステムや構造と同じようなものを重複して作るのには望ましくないが、それらを修正する必要があるかもしれない。

戦略、政策、長期及び中期の目標並びに行動規範を実施するには、組織の全レベルの人々を参画させることが望ましい。人が成功の主要要因であるから、組織は、組織全体で意識を向上し、能力を強化することが望ましい。

7.5.2 意識向上及び能力強化

次の行動が、組織の意識向上に役立つ。

- トップマネジメントに対して、開かれた透明性の高い方法で、社会的責任を促進し、動機付け、激励するように奨励する。

—組織の全レベルで、組織の行動規範、使命、理念及び方針の社会的責任に関連する要素について説明し、討論する。

—例えば、チームでの参加を奨励し、全レベルの被雇用者の参加を促す。

—内外の専門家又はステークホルダーにお願いして、情報会議を開催する。

—通常、サービス又は製品のライフサイクルの始めから業務に関与するデザイナーに対して、社会的責任の中核課題に取り組んだ場合、あるいは取り組まない場合の可能性又は帰結について知らせる。

社会的責任を日々の業務に統合するには、組織内部の能力を強化する必要がある、これは次を含む様々な行動を通じて達成できる。

—組織内又は組織のネットワーク内で、社会的責任に関連する課題についてすでに知識と経験を有する人々、例えば、環境又は人的資源問題の専門家、企業内コンサルタント、総合品質マネージャー及び供給業者を特定する。

—喜んで実施を積極的に支援する人、又は特に適任の人を特定する。

—内外の専門家又はステークホルダーの支援をお願いして、研修会を開催する。

—組織の業種内又は部門内の最良と最悪の慣行を研究する。

—知識及びアイデアを交換するためのマルチ・レベル及び／又はマルチ機能のチームを創設する。

—人々が、自らの仕事における成功とは何かを特定できるようにするために、ワークショップを開催する。

—組織の活動、商品又はサービスに対して革新的で価値の高いアイデアを出すように奨励し、研究若しくは開発の専門家又はデザイナーにパイロット・プロジェクトを行う機会を与える。

—例えば、ワークショップなどで、被雇用者及びステークホルダーと組織の社会的責任達成について討論し、情報を共有する。

ボックス 22 SMO で実施を開始する方法

課題を克服する。

—特に中小規模の組織において、社会的責任を組織的な方法で取り扱う場合に、例えば、予算、人材及び時間不足のために、不安や躊躇があることを予測しておく。

—例えば、品質基準実施の際に官僚主義のせいで苦い経験をしている、認証の経費、どの主題と取り組むべきかについての知識の欠如、組織内での専門知識の欠如といったような、不安の原因を特定する。

主な配慮事項

—まず社会的責任の中核課題のうちの1つから始めて、すぐに成功が収められるような短期目標を明確に設定し、目標を達成するための行動を明確に設定する[これが最も重要な仕事である]。

—思っているよりも多くの専門家が組織内にいるといったことがよくあり、しかも社会全体で、社会的責任に対する関心が高まり、専門知識が増えていることを考える。

—社会的責任を統合することを、商品及びサービス、活動並びにステークホルダーとの関係を向上させる好機であると見なして、そのプロセスを学習の機会と見る。

7.5.3 構造を構築し、戦略に照らし合わせて運用を見直す

社会的責任を日常の業務の中に効果的に統合するために、組織は、社会的責任を組織内へ統合する妥当性、支援体制及び適用可能性を考え合わせながら、運用レベルで既存の構造を見直しして、必要ならば、その構造を改変することが望ましい。

これは、次のような活動を通じて達成できるだろう。

- 内外のステークホルダーと係わり合う手続きを特定して、ステークホルダーからのフィードバックを反映させる。
- 成功した実施例及び革新的又は価値の高いアイデアに対する報償や表彰について取り決め、報償を既存の人的資源制度の中へ取り込む。
- 社会的責任を既存の意思決定手続き中に統合するために、組織の全レベルで、個人及び責任を明確に定義する。
- 戦略に照らし合わせて組織の運用と行動をレビューし[7.4 参照]、必要ならば、修正する。
- 実施に当たって、中央集中的なアプローチ若しくは分散的アプローチ、又はその組み合わせを選ぶ。
- 状況評価の結果をレビューする[7.2 参照]。

7.5.4 社会的責任の目標設定

社会的責任の具体的な目標の設定は、次の行動によって支援することができる。

- 中期や長期の目標を、活動、商品及びサービスの運用レベルの短期目標に書き換えるが、それには、部門及び人々のみならず、活動、商品及びサービスのライフサイクルが含まれる。
- 地域、国家及び地方の差異を考慮に入れる[文化及び慣習を尊重し、経済的開発の差を配慮する]一方で、目標を日々の業務へ加えるために、社会的責任の目標と具体的措置の設定を優先する。
- 機会と活動を定義して、運用レベルで機会と活動を最大限に活用できるようにする。
- 危機管理を含め、リスクを明確にして、運用レベルで、こうしたリスクを最小限に留めるようにする。
- 期限と予算を決定する。

社会的責任の指標を使うことは、組織の努力を監視するまた別の方法である。

ボックス 23 社会的責任指標の使用

組織は、例えば、水消費量を削減する、あるいは女性が所有する供給業者の利用を増やす、といった社会的責任の長期戦略目標を設定した後、続いて、具体的な短期目標を作成することが望ましい。こうした目標は、例えば、年間水消費量を前年に比べて10%削減する、あるいは、ある期日までに、認可された供給業者リストに女性が所有する供給業者を3社増やすといったものである。

社会的責任遂行の成果を監視する方法の1つは、目標達成を支援する適切な指標を見つけ出すことである。例えば、製品1つ当たりの水消費量を表わすガロン又は立方メートル、若しくは女性の所有する供給業者に支払われる供給品に対する支出額のパーセントなどである。

指標の選択又は定義に対する配慮事項

指標は次のようであることが望ましい。

- 戦略目標及び具体的な目標の達成を支援するため、組織が管理し又は意思決定できるものを測定するもの。

ボックス 23 の続き

- 測定目的に合っていて、ステークホルダーが知りたいような種類の情報と合致しているもの。
- 組織が担当する運営地域と範囲に合っているもの。
- あらかじめ意図している視聴者が理解しやすいもの。
- ベンチマークとして適しているもの。
- 要求された時間内に、信頼の置ける方法で供給されたデータ又はその他の情報を測定するもの。

指標のアイデアは、同業者の社会的責任に関する報告書及びその他の情報源のみならず、各種指針から入手することができる。

注：組織は、私的、独占的又は公開されないように法的に保護されている情報、あるいは入手や公開に適さない情報を要求されるような指標を選んだり、定義したりする必要はない。また、指標は、評価や及び結果報告に過度の負担を強いるためのものではない。

指標の種類

数種の指標がある。

- メートル法による指標は、量的測定又は評価を表わす。
- イニシアティブ指標は、独立のプロジェクト又は業務の資産申告書である。
- 説明的指標は、条件の量的説明を表わす。
- 指導力指標は、結果を左右する態度、行動、努力又は条件を評価する。
- 経過指標は、組織の活動の結果を評価する。

指標作成の原則

組織は、ステークホルダーの包括性、類似性、重要度[重要性]、正確さ、信頼度、適時性及び明瞭さといった指標作成の原則を考慮に入れることが望ましい。

アプローチ

- 一般的なアプローチは次を評価する指標を有している。
- 例えば、研修教官数や研修予算といったプロセスの入力。
- 例えば、研修受講者数といったプロセスの出力。
- 例えば、開催した研修会数といったプロセスの成果。
- 例えば、排水基準違反の減少数、罰金の減少、前年に比べて組織にとって不利益な広告になる事件の減少といったプロセスの結果。

組織にとって役立つ別のアプローチは、補足となる指標一式を作成することである。このような指標は、例えば本社、国家レベル若しくは地方レベル、施設レベル、プロセスの様々な段階、サプライチェーン内の様々な組織、又は原因と結果といった組織の様々なレベルを取り扱うために作成される。

いかなる社会的責任の目標にとっても、望んでいる行動へと駆り立てるうえでは、種々の指標を合わせて用いることが最も効果的であろう。

7.5.5 行動計画、手段及び実施

行動計画は、系統立った方法で社会的責任を実施するのに役立つ。これには、次が含まれ得る。

—社会的責任に関連する課題を主要な活動、商品及びサービス中で実施するための行動を定義し、優先順位を付ける。

—ステークホルダー・エンゲージメント計画[7.3 参照]、コミュニケーション計画[7.6 参照]及び被雇用者の教育及び研修の一部であり、社会的責任を組織に統合するためのリスクを最小限に押さえ、かつ、機会を最大限に増し、さらに定義された指標を評価するすような行動を含む、あるいは行動へ結びつく短期、中期及び長期の実施のマイルストーンを定義する。

—例えば、予算、人的資源、具体的な専門知識、テクノロジー及び情報システムなどの資源を割り当てる。

—計画を実施し、結果を評価する方法を説明する。

重複を避けるために、社会的責任遂行計画を実施するうえでは、組織内の既存の手段、システム及びすでに設定された枠組みを利用することが望ましい。

組織は、例えば、目標及び報償設定システム、経営システム、組織的及び人的資源の開発メカニズムのような既存の運用の枠組みへ、必要な措置及び行動をどのようにして統合するかを、決定することが望ましい。組織はまた、社会的責任の戦略を実現化するための既存の手段、枠組み、ツールを考慮することが望ましく、また具体的行動と措置をどのようにして統合するのかについて議論することが望ましい。

7.6 社会的責任に関するコミュニケーション

7.6.1 主な配慮事項

社会的責任についてステークホルダーと効果的にコミュニケーションを取れば、多くの目的が果たせる。こうしたコミュニケーションによって、

—社会的責任に関する計画、成果及び課題について組織内の意識を高める。

—社会的責任の課題に関する改善を促す。

—社会的責任に関する計画、行動及び役割をステークホルダーの期待に沿うように調整する。

—組織に対するステークホルダーの信用と信頼を高めるために、責任ある行動、率直さ、誠実さ及び説明責任といった面での組織の評価を高める。

—組織の社会的責任に関する情報を求める投資家、消費者及びその他のステークホルダーの要求に答える。これらの情報は、成果を評価するのに利用できる。

—こうした情報の法的要求事項及びその他の要求事項を処理する。

—組織が同意している社会的責任へのコミットメントの度合いを示す。

—社会的責任課題に関連する緊急事項への迅速で適切な対応を行うための枠組みを提供する。

効果的であるためには、社会的責任に関してステークホルダーとのコミュニケーションは信用できるものでなければならない。そのようなコミュニケーションとは次のようなものである。

- 適宜、様々なコミュニケーションツールや技法を利用する。
- 特定の課題に関しては、定期的に且つ臨時に行う。
- 短期の目標と長期の目標を取り扱う。
- 成果と問題の両方について討論する。
- 開かれた[透明性のある]、率直で、道義にかなっていて、正確で、しかも保護されている情報を漏らすことなく、ステークホルダーの要求及びニーズに十分対応できるものである。
- 常に一貫性がありしかも適用しやすく、相当に役立つ成果ベンチマークに比べても引けを取らないものである。
- 組織にとって実行可能で、実地的である。
- 意図する目的に鑑みて、時宜にかなっており、明瞭簡潔で、完全である。

7.6.2 社会的責任に関するコミュニケーションの種類

7.6.2.1 定期的な公開報告

組織は、社会的責任に関する成果および活動についての情報を、定期的に一般に伝達することが望ましい。通常、ステークホルダーは、そのような報告に次の項目が含まれるのを期待している。

- ステークホルダーの組織への評価又は決定に対して重大な[重要な]影響を及ぼす、あるいはかなり左右するような社会的責任に関連する課題についての情報。
- 第6節に記載されている課題、特に、社会及び組織のステークホルダーから本来期待されているものである中核課題の成果についての情報であるが、もし、こうした課題が組織及びそのステークホルダーにとって重大[重要]でない場合は除外する。
- ガイダンス声明書、戦略、目的、目標、指標、課題、慣行、成果、ステークホルダーの主な関心事、並びに活動、商品及びサービスの社会的責任に関連する重要な側面についての情報。
- 組織が同意しているすべての社会的責任への対外的なコミットメント及び関連する報告指針との適合を示す情報。
- 組織が社会的責任に関連する重大な[重要な]課題にどのように取り組んでいるか示す情報。
- 社会的責任に関する成果及び不足点、並びに不足点を処理する計画。
- 例えば、規則の順法、主要指標、リスクと好機、イニシアティブ及びその他の状況に関する情報など、社会的責任に関連する重大な[重要な]中核課題の成果。
- 成果を公正に包括的に示す説明的で背景的な情報の入った各種の定量的データを組み合わせたもの。

このような情報は、単独報告書として出したり、あるいは別の報告書に組み入れたり、あるいはいくつかの文書にして公開することもできる。

報告の正確さ、信頼性、完全性及び妥当性を確保するには、内部及び／又は外部の第三者が、報告された情報、並びに情報の収集及び提出に使用されたプロセスをレビューすることが望ましい。少なくとも、報告書に載せられた情報はすべて、組織の人々、できれば報告書を作成した人々と関係のない人々による内部保証を取り付けることが望ましい。社会的責任報告書の信用性をさらに高めたい場合には、組織は、外部ステークホルダーのよう

な、独立した第三者による保証を得るように努めることが望ましい。

7.6.2.2 社会的責任についての追加のコミュニケーション

社会的責任に関連するその他の発表をすることは、組織及びそのステークホルダーの必要性に基づいた正当な根拠があるからであろう。こうしたコミュニケーションは、適宜、定期的に行ったり、その場限りであったりする。その例に含まれるのは、

- 社会的責任及びそれに関連する活動についての一般的意識を高めるための、組織の経営層及び被雇用者に対するコミュニケーション。
- 活動、商品及びサービスの社会的責任をめぐるクレームに関するステークホルダーとのコミュニケーション。このようなクレームは、内部検討と内部保証によって検証することが望ましい。信用性を高めるには、こうしたクレームを外部保証機関によって検証することが望ましい。
- 社会的責任に関連する調達要件についての供給業者に対するコミュニケーション。
- 社会的責任と密接な関係のある危機的状況でのコミュニケーション。
- 社会的責任の具体的な課題又はプロジェクトに関するステークホルダーとのコミュニケーション[7.3と7.6.5参照]。

7.6.3 コミュニケーション及びメディア形態の計画と選択

計画によって、効果を高め、社会的責任に関連するコミュニケーション経費を削減できる。計画によって、次を特定することができる。

- 伝達すべき情報。
- ターゲット・オーディエンス、つまり組織のステークホルダー。
- 例えば、通知、相談、回答又は対象ステークホルダーを参画させるといった、コミュニケーションの理由及び目的。
- 連絡を取るべき内部及び／又は外部の第三者。
- 時と頻度。
- 定期的コミュニケーションに最適な情報に対してその場限りのコミュニケーションに最適の情報。
- コミュニケーションの手段。
- コミュニケーション文書の適当な大きさと長さ、印刷などハードコピーの場合には量も。
- 例えば、社会的責任についての報告書を作成する専門部門のような、コミュニケーションの基本的組織又は構造。
- もしコミュニケーションを多数の部分に区切る場合には、コミュニケーションの連続性とタイミング。

計画を作成するに当たっては、次の要因を考慮することが望ましい。

- 計画作成及び／又は実施を助ける専門家のサービスへのアクセスを含む、予算及びその他の利用可能な資源。
- コミュニケーション計画と組織の既存の戦略及び／又は運営計画との整合。
- 時間的制約。

—ターゲット・オーディエンスの文化的、社会的、教育的、経済的及び政治的背景、並びにその価値、見解及び関心事。

—ターゲット・オーディエンスの予測参加レベル、つまり、ターゲット・オーディエンスが、フィードバックをしてくれるか、解決法を決める手助けをしてくれるか、あるいは他人に情報を伝達してくれるか。

—ターゲット・オーディエンスが情報へ簡単にアクセスできるか。

—情報が必要とする保証の種類及びレベル。

印刷及び電子メディアを介してメッセージを直接に送るコミュニケーションの手段及び技法は数多くある。例えば、報告書、ニューズレター、雑誌、ポスター、広告、ポッドキャスト、ブログ、ウェブサイトなどである。例えばインタビュー、論説、記事などのメディアを介してコミュニケーションを図ることもできる。

ボックス 24 コミュニケーション経費を最小にするための提案

次は、中小の組織にとって特に有用と思われる、コミュニケーションに関わる経費を最小にするための提案である。

—例えば、内部ニューズレター、四半期に1度外部へ出す郵便物、又は利用可能な電子手段のような既存のコミュニケーション・チャンネルへ情報を組み入れる。

—情報内容に優先順位を付けて、優先順位の低い項目のコミュニケーションは削除するか、延期する。

—内容がコミュニケーションの最も重要な側面なので、プレゼンテーションを飾るのにかかる費用は最小限に抑える。

—適切な報告頻度を選ぶ。例えば、報告書は1年1回ではなく2年に1回にするが、インターネット上で具体的な新規構想[イニシアティブ]に関してはもっと頻繁に更新する。

—組織の報告書の第三者保証を行うために、ボランティアの顧問グループ又はその他のボランティア活動家を利用し、保証は最も重要なデータの保証活動に限り、及び/又は、監査人が他の要件で組織内にいるときに、そうした監査人に報告書の保証をお願いする。

—すでに見直した、利用可能な成果及びその他のデータを利用する。例えば、環境及び/又は健康及び安全の報告書、政府へ報告した様々な情報、税務報告書に載せた慈善寄付、エネルギーと燃料使用請求書からのエネルギー消費量[及びそれに関連する温室ガス排出]、水使用請求書から出される水消費量、並びに組織の戦略計画の主な優先事項。

—社会的責任についてコミュニケーションするため、特にSMO用に作られた外部のガイダンスを利用する。

—情報の配布地域を狭めて、情報配布の時間を長くする。

—コミュニケーションを計画し準備するのに、社員を活用する、あるいは進んで無料で社会的責任に関するコミュニケーション・サービスをしてくれる外部のコミュニケーション専門家の支援を求める。支援を願うために、コミュニケーション専門会社と連絡を取る。

7.6.4 社会的責任のコミュニケーションに関するステークホルダーとの対話

組織は、次のために、そのステークホルダーと対話するように努めることが望ましい。

- コミュニケーションの内容、メディア、頻度及び範囲の妥当性と効果を評価して、必要に応じてそれを改善する。
- 今後行うコミュニケーションの内容に優先順位を付ける。
- 報告情報の外部保証をステークホルダーから取り付ける。ただし、保証に関してこのアプローチが使用されている場合に限る。
- 最良の実施法を見つけ出す。

[7.3 参照]

7.7 社会的責任の活動及び行動の評価

7.7.1 主な配慮事項

定期的な評価及びレビューによって、組織の活動及び行動の効果と信用を高めることができる。向上に向けた、成果のレビューを中心に行う。結果が秘密にされたり、あるいは内部保管されたりしては、定期的な監視も成果の評価も、組織にとってほとんど意味がなくなる。結果を内外にコミュニケーションしない評価は、組織としての学習にならず、成果の向上を促さず、経験の普及拡大及び能力向上につながらないだろう。

評価結果の公表は、ステークホルダーにとっても学習のプロセスとなり、組織とステークホルダーの間の信頼関係も強化されるだろう。信頼が、信用度を高めることになる。ステークホルダーを評価及びレビューに関与させることは、組織のリスクと好機に対する意識をさらに高める対話及びフィードバックを伴った継続的なプロセスである。組織の使命、理念、方針及び行動規範を見直すうえで、また社会的責任の目標全体及び具体的な目標を見直すうえで、ステークホルダーのフィードバックは貴重なものである。

7.7.2 監視

組織は、定期的に、広い意味での社会的責任の成果をレビューし、また具体的行動の進捗状況を監視することが望ましい。組織は、こうした情報を適切な手段で、重要なステークホルダー及び広く社会全体に伝えることが望ましい[7.6 参照]。組織は、他者に公表される情報が正確で包括的であり信頼の置けるものであることを検証することが望ましい。記録は、証明可能で追跡可能であることが望ましい。

情報やデータを収集するとき、組織は、経費、利用可能性、信頼性及び正確さといった課題に直面するかもしれない。組織は、かかる経費や努力を具体的なデータの収集がもたらす利益と比較して、評価することが望ましい。

成果の監視には、客観的に検証可能な社会的責任に関する活動を含めることが望ましい。例えば、贈賄行為がないこと、といったように客観的な評価を得にくいものもある。例えば、NGO 又は地元の関係官庁による法順守の監査、といった地元のプロセスによるステークホルダーのレビューを、より包括的なレビュー活動を確立するための開始点として利用することができる。

監視プロセスには、社会的責任への組織のコミットメントの成果、組織の種類と性質に合った一般的に受け入れられている社会的責任の指標、及び組織又はそのステークホルダーにとっては異論があるような社会的責任課題を含めることが望ましい。

組織は、例えば、ステークホルダーのフォーラムや社会審査を利用するなどして、適切な間隔を置いて、社会的責任の成果のレビューにステークホルダーを参画させるほうを選ぶかもしれない。保証を高めるために、収集されたデータの完全性及び正確さを検証する外部及び独立の監査人及び/又はステークホルダーを利用してもよい。マネジメントレビュープロセス[7.6.3 参照]で、ステークホルダーが発表されたデータを信頼するようになれば、ステークホルダーは、建設的な方法で組織に係わり合うようになるだろう。

組織は、社会的責任の成果をマネジメントレビューに利用するために、情報を収集し、社会的責任の活動及び成果の記録を保管することが望ましい。情報には、社会的責任の重大[重要な]課題すべてに関する成果を包括することが望ましいが、その時点では優先されていない課題を入れてもよい。

7.7.3 改善の選択肢

マネジメントレビューの目的は、必要に応じて、障害を処理し、組織の声明書、目的、割り当て財源、目標及び活動計画を調整する一方、改善が必要とされる社会的責任に関する活動を特定することである。内部マネジメントレビューチームを作れば、組織の助けになるだろう。

組織の声明書、目的及び目標と適合していない場合には、それを継続的な学習用に記録することが望ましい。それを問題克服するために、適切な措置を設け、その措置を取ることが望ましい。

マネジメントレビューの結果は、組織のステークホルダーに伝えられることが望ましい。組織は、適切な時間内に、ステークホルダーが示す反応にはすべて応答することが望ましいし、ステークホルダーのフィードバックとそれに対する応答の両方を広く公開することが望ましい。

ボックス 25 レビュー文書の種類

組織の規模及び性質によるが、以下を含む様々なレビュー文書が利用可能である。

- 例えば、関連法の順守や組織のコミットメントといった、定期的に評価される主な成果指標[7.5.4 参照]のデータ記録。
- 環境審査の結果。
- サプライチェーン審査の結果。
- 倫理的行動、ガバナンス及びその他の活動の評価結果。
- 成功も失敗も含めて、社会的責任の具体的活動の結果の評価。
- 被雇用者、顧客、近隣住民、市民及びその他から出される不満に対する行動の記録。
- 被雇用者及び顧客の満足度調査。
- 例えば、新聞から、組織が一般にどのように認識されているかということを示す証拠文書。
- 組織が賛同しているその他の仕様書、規範、指針、最良の慣行に関する文書及びベンチマークとの適合の評価結果。

Bibliography

1. Aarhus Protocol on Persistent Organic Pollutants (POPs), 1998.
2. Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No. 105).
3. Agenda 21, UN Conference on Environment and Development (1992).
4. Convention on Biological Diversity, United Nations Environmental Programme.
5. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora.
6. Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 1979.
7. Convention on the Rights of Persons with Disabilities, 2006.
8. Convention on the Rights of the Child, 1989.
9. Convention to Combat Desertification, United Nations Environmental Programme.
10. Discrimination, Employment and Occupation Convention, 1958 (No. 111).
11. Equal Remuneration Convention, 1951, (No. 100).
12. Forced Labour Convention, 1930 (No. 29).
13. Freedom of Association and Protection of the Right to Organize Convention 1948 (No. 87).
14. ILO Convention 169 concerning Indigenous and Tribal Peoples Independent Countries. Adopted on 27 June 1989 by the General Conference of the International Labour Organization at its 76th session; entry into force 5 September 1991.
15. ILO Convention No. 138 Minimum age, 1973.
16. ILO Convention No. 182 Worst forms of Child Labour, 1999.
17. Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989.
18. International Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women, 1979.
19. International Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination, 1965.
20. International Convention on the Protection of the Rights of all Migrant Workers and Members of their Families, 2003.
21. International Covenant on Civil and Political Rights, adopted 1966.
22. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 5).
23. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 6).

24. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 7).
25. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 8).
26. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 17).
27. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 19).
28. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 26).
29. International Covenant on Civil and Political Rights (1976), ICCPR (Article 27).
30. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966.
31. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article 10).
32. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article 11).
33. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article 12).
34. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article 13).
35. International Covenant on Economic, Cultural and Social Rights, (ICECSR) adopted 1966 (Article 18).
36. ISO 10001: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for codes of conduct for organizations.
37. ISO 10002: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for complaints handling in organizations.
38. ISO 10003: Quality management – Customer satisfaction – Guidelines for dispute resolution external to organizations.
39. ISO 14020:2000: Environmental labels and declarations – General principles.
40. ISO 14021:1999: Environmental labels and declarations – Self-declared environmental claims.
41. ISO 14024:1999: Environmental labels and declarations – Type I environmental labelling – Principles and procedures.
42. ISO 14025:2006: Environmental labels and declarations – Type III environmental declarations – Principles and procedures.
43. ISO/TR 14062:2002: Environmental management — Integrating environmental aspects into product design and development.

44. ISO 19011:2002: Guidelines for quality and/or environmental management systems auditing.
45. ISO 22000:2005: Food safety management systems – Requirements for any organization in the food chain.
46. ISO 9000:2005: Quality management systems – Fundamentals and vocabulary.
47. ISO 9001:2000: Quality management systems – Requirements.
48. ISO 9004:2000: Quality management systems – Guidelines for performance improvements.
49. ISO/IEC 27001: Information technology – Security techniques – Information security management systems - Requirements.
50. ISO/IEC Guide 51: Safety aspects – Guidelines for their inclusion in standards.
51. IUCN World Conservation Union Red List of Threatened Species.
52. Kyoto Protocol to the UN Framework Convention on Climate Change, 1997.
53. Millennium Ecosystem Assessment.
54. Montreal Protocol on Substances That Deplete the Ozone Layer, 1987.
55. OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce.
56. OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Review, 2000.
57. OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks: Towards a culture of security,
58. OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data,
59. OECD Recommendation on Dispute Resolution and Redress,
60. Our Common Future, Report of the World Commission on Environment and Development; (1987) (also referred to as Brundtland Report),
61. Ramsar Convention on Wetlands, 1971.
62. Regional and international consultations on the Framework organized by UNEP and UN Department of Economic and Social Affairs (DESA) at <http://www.uneptie.org/pc/sustain/10year/home.htm>.
63. Reports of the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC).
64. Resolution 2200A (XXI) of 16 December 1966 entry into force 3 January 1976, in accordance with article 27. In: http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/a_ceschr.htm, visited 26/03/2007.
65. Right to Organize and Collective Bargaining Convention, 1949 (No. 98).

66. Rio Declaration on Environment and Development.
67. (Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 7.
68. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 9.
69. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 15.
70. Rio Declaration on Environment and Development (1992) Principle 16.
71. Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent (PIC) Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, 2004.
72. Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants, 2001.
73. United Nations Convention Against Corruption.
74. United Nations Environment Programme Awareness and Preparedness for Emergencies at the Local Level (APELL) programme, dealing with industrial accidents, which often go hand in hand with natural disasters.
75. United Nations Environment Programme. Change and Challenge. A State of the Environment Briefing for the Global Environment Facility. 2002. p. 23.
76. United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) with its Kyoto Protocol.
77. United Nations Guidelines for Consumer Protection (as expanded in 1999).
78. United Nations Millennium Development Goals, 2000.
79. United Nations Millennium Declaration, General Assembly resolution 55/2 of 8 September 2000.
80. United Nations World Summit on Sustainable Development, Johannesburg Plan of Implementation, Ch.IV. "Protecting and managing the natural resource base of economic and social development". September 2002.
81. United Nations, Report of the World Summit for Social Development (Copenhagen, 6-12 March 1995), Copenhagen Declaration on Social Development; In: <http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N95/116/51/PDF/N9511651.pdf?OpenElement>, visited 26/03/2007.
82. United Nations. Resolution adopted by the General Assembly [without reference to a Main Committee (A/55/L.2)] 55/2. United Nations Millennium Declaration; 8th plenary meeting.
83. UNESCO Declaration against the Intentional Destruction of Cultural Heritage, 2003.
84. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 3.
85. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 4.
86. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 5.

87. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 7.
88. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 12.
89. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 16.
90. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 17.
91. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 18.
92. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 19.
93. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 25.
94. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 26.
95. Universal Declaration of Human Rights, 1948, Article 27.
96. Vienna Declaration and Programme of Action, UN Doc. A/ CONF. 157/23, 12 July 1993.
97. World Declaration on the Survival, Protection and Development of Children, World Summit for Children, 1990.